

令和7年小牧市議会第3回定例会会議録

① 令和7年9月19日第3回市議会定例会（第3日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊 藤 皇士郎	2 永 井 孝 典
3 猪 飼 健 治	4 黒 木 明
5 大 上 利 幸	6 阿 部 哲 己
7 余 語 智	8 佐 藤 悟
9 佐 藤 早 苗	10 山 田 美代子
11 安 江 美代子	12 谷田貝 将 典
13 諸 岡 英 実	14 河 内 光
15 鈴 木 裕 士	16 石 田 知早人
17 (欠 員)	18 星 熊 伸 作
19 加 藤 晶 子	20 小 川 真由美
21 小 沢 国 大	22 (欠 員)
23 河 内 伸 一	24 小 島 倫 明
25 舟 橋 秀 和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

な し

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市 長 山 下 史守朗	副 市 長 伊 木 利 彦
副 市 長 笹 原 浩 史	教 育 長 中 川 宣 芳
市 長 公 室 長 入 江 慎 介	総 務 部 長 長 尾 正 人
地域活性化営業部長 石 川 徹	市 民 生 活 部 長 落 合 健 一
健康生きがい支え合い推進部長 駒 瀬 勝 利	福 祉 部 長 江 口 幸 全
こども未来部長 川 尻 卓 哉	建 設 部 長 堀 場 武
都 市 政 策 部 長 舟 橋 朋 昭	上 下 水 道 部 長 笹 尾 拓 也
市民病院事務局長 竹 田 孝 一	教 育 部 長 矢 本 博 士
監査委員事務局長 松 浦 智 明	消 防 長 小 口 高 広
総 務 部 次 長 古 澤 健 一	地 域 活 性 化 営 業 部 次 長 伊 藤 加 代 子
市 民 生 活 部 次 長 小 川 真 治	健 康 生 き が い 支 え 合 い 推 進 部 次 長 永 井 政 栄

福祉部次長 山本 格 史
建設部次長 矢澤 浩 司
上下水道部次長 三品 克 二
教育部次長 岩本 淳
副消防長 高橋 直 人

こども未来部次長 野田 弘
都市政策部次長 川島 充 裕
市民病院事務局次長 堀田 幸 子
会計管理者 舟橋 知 生

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局 長 小川 正 夫
書 記 舟橋 紀 浩

議事課 長 松宮 克 哉
書 記 伊藤 愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

(午前10時00分 開会式)

○議会事務局長（小川正夫）

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長（小島倫明）

皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、「一般質問」に入ります。

昨日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

伊藤皇士郎議員。

○1番（伊藤皇士郎）

皆様、おはようございます。さきに通告してあります御質問2点させていただきます。朝からですね、ちょっと重い質問になっておりますが、どうかよろしく願います。

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告をしてあります項目2点について質問をさせていただきます。

質問項目1、児童虐待防止に向けた取組についてであります。

まず、本題に入る前に、昨年5月、私たちの隣町である犬山市で7歳の女の子が虐待により貴い命を落とすという大変痛ましい事件が発生したことは、皆様の記憶にも新しいことと存じます。

報道やその後の市の検証報告書によれば、この女の子は過去に二度、児童相談所に一時保護されるなど、行政が関与していたにもかかわらず、救えるはずの命が失われました。その課題点として指摘されたのが、市と児童相談所との連携不足、情報共有の不備であったと承知しております。この事案は、私たちは決して対岸の火事としてではなく、自らのまちの課題として極めて重く受け止め、同じ悲劇を二度と繰り返さないという強い決意を持つ必要があります。

こうした背景を踏まえ、全国的に児童虐待による相談対応件数が増加し、本市におきましても、家庭での養育環境に不安を抱える子どもたちへの支援が急務となっている現状について質問をいたします。

かけがえのない子どもたちの安全と未来を守るためには、市と児童相談所、そして警察や学校、地域といった関係機関が一体となった連携強化が不可欠であります。

「こども夢・チャレンジ No. 1 都市」を掲げる本市として、児童虐待防止対策は最重要課題の一つと捉え、万全の体制を構築すべきであると考えます。

そこで質問に入らせていただきます。

(1) 児童虐待の現状について。

まず、本市における児童虐待の現状について、3点お伺いいたします。

アとして、児童虐待の相談状況についてお伺いいたします。

イとして、保護対象となっている子どもの人数についてお伺いいたします。

ウとして、児童相談所との情報共有体制についてお伺いします。

(2) 初動時の連携体制について。

児童虐待が疑われる場合の市と児童相談所の初動対応フローはどうなっているのかお伺いいたします。

3、予防的取組について。

最後に、虐待を未然に防ぎ、また、深刻化させないための予防的な取組について、4点お伺いいたします。

アとして、虐待が深刻化する前に問題を早期発見・早期対応するための市の取組はどうなっているのかお伺いいたします。

イとして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に向けた方針はあるのかお伺いいたします。

ウとして、市民が虐待を疑った場合に、相談や通報できる体制についてお伺いいたします。

エとして、市民が必要なときに速やかに利用できるよう、周知はどのように図っているのかお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

質問項目1、児童虐待防止に向けた取組について、（1）児童虐待の現状についてのア、児童虐待の相談状況についてであります。

令和6年度に本市の要保護児童対策地域協議会にて新規で対応した児童虐待の相談件数は383件で、前年度と比較して81件、26.8%増加しております。その内訳は、児童の身体に外傷が生じるなどの身体的虐待が107件、児童にわいせつな行為をするなどの性的虐待が15件、児童の健康・安全への配慮を怠っているなどのネグレクトが51件、児童に対する著しい暴言や児童の目の前で家族に対して暴力を行うなどの心理的虐待が210件でした。

令和5年度から6年度において増加した理由については、令和6年度に教員や保育士、児童クラブの職員を対象に児童虐待研修を行ったことに伴い、職員の虐待に対する意識が高くなり、虐待の可能性がある場合には必ず報告するようになったことが一つの要因として考えられます。

次に、イとしまして、保護対象となっている子どもの人数についてであります。児童相談所では、虐待や育児放棄などで危険な状況にある子どもの安全を確保するため、一時保護の措置を行っております。子どもの安全確保の観点から、一時的に家庭などから保護して、施設などで預かる措置をした件数を春日井児童相談センターに確認したところ、令和6年度における春日井児童相談センターで受け付けた通告件数のうち、本市での事案は331件で、そのうち、一時保護になった件数は87件でした。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、ウ、児童相談所との情報共有体制についてのお尋ねであります。

さきの星熊議員の一般質問に答弁しましたとおり、本市では、平成17年に、県内でもいち早く児童福祉法に基づき、要保護児童や要支援児童、特定妊婦への適切な支援を図るため、「小牧市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童相談所、保健所、警察、法務局、社会福祉協議会、弁護士会などの外部機関と市の関係部署とで連携し、協議をしながら、支援を必要とする子どもや家庭に関する情報を共有して、継続的に支援していく体制をつくっております。

支援に当たっては、個別に検討会議を開き、サポートプランを作成しながら、要保護児童対策地域協議会実務者会において支援の必要がなくなったと判断されるまで継

続管理していきます。

現状、サポートプランや管理ファイルは、担当職員が自作したシステムで運用しているため、紙ベースで情報共有しておりますが、要保護児童対策地域協議会で取り扱う件数は年々、増額傾向にある中で、他市町では専用の要保護児童等に関する情報共有システムを導入し、入力された情報を関係機関で随時、共有して、迅速な支援につなげている事例が増えておりますので、今後は他市町の先行事例を参考に情報共有体制を検討していきたいと考えております。

続きまして、（２）初動時の連携体制について、児童虐待が疑われる場合の市と児童相談所の初動対応についてのお尋ねであります。

児童虐待が疑われる通報は日々の生活を送っている保育園や学校、児童クラブで発見されるケースが多く、保育園や児童クラブでは園児や児童の安全を最優先に考え、迅速かつ適切に対応するためのマニュアルを作成し、マニュアルに基づき対応しております。

保育園の場合では、保育士が登園時または保育中に園児に不審なあざや傷を見つけた場合、保護者及び園児に聞き取りを行い、園長や副園長に報告するとともに、不審なあざや傷の写真を撮影するなど、状況を記録いたします。保護者や園児から聞き取った内容などをチェック項目と照らし合わせ、虐待の疑いの可能性がある場合は、保育園は幼児教育・保育課へ報告し、幼児教育・保育課は子育て世代包括支援センターへ報告いたします。保護者に聞き取りができない場合などでも、園児のあざなどの様子から緊急性が高いと判断した場合は、すぐに幼児教育・保育課を通じ、子育て世代包括支援センターへ報告します。子どもの安全を第一に考え、これらの一連の確認、報告は午前中に行うように努めております。

児童クラブにおいても、保育園と同様のマニュアルに基づき、児童虐待の早期発見に努めているところであります。

子育て世代包括支援センターでは、通報者からの情報を聞き取り、虐待として受理すべき問題か判断するため、関係機関に必要な情報を可能な限り速やかに調査した上で、緊急受理会議を行います。緊急受理会議では、安全確認の方法や緊急性などを検討し、対応方針を決定した上で、子どもの安全を直接、確認いたします。

なお、緊急に一時保護が必要な場合、子どもの安全確認ができない場合、保護者が市による援助や指導に従わず、長期にわたり改善が見られない場合は、直ちに児童相談所へ送致するかを協議することになります。

続きまして、（３）予防的取組について、ア、虐待が深刻化する前に早期に発見・対応するための市の取組についてのお尋ねであります。

初めて子育てを経験する御家庭では、育児に対する不安や孤立感が虐待リスクを高める一因ともなることから、児童虐待の未然防止に向けては、妊娠期・出産期の段階から支援が必要となります。

親子健康手帳の交付時の面接の際に、保健師や助産師が育児不安や家庭環境について丁寧に聞き取りを行い、必要に応じて支援や情報提供を行っており、困ったときはすぐ相談できる窓口が子育て世代包括支援センターにあることを周知しております。

妊娠8か月頃には出産に向けての心配や不安を軽減できるよう、また、出産後には赤ちゃんとの生活で不安や心配事を少しでも軽減できるよう、一緒に考えております。

1歳の誕生日の節目には、1stアニバーサリー事業として、絵本などのプレゼントを子育て世代包括支援センター、市内各児童館でお受け取りいただく際に、不安や心配事の相談に応じております。

また、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケアや、一時的に養育が困難となった場合の養育・保護を行う子育て短期支援事業、訪問支援員が家事・子育てなどの支援を行う子育て世帯訪問支援ヘルパー、保護者の心理的・身体的負担を軽減するための一時預かり、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする親子関係形成支援など、母子保健・児童福祉の両機能の連携を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目のない支援の提供を行っております。

続きまして、イの妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の構築に向けた方針についてのお尋ねであります。

令和6年度の児童福祉法等の改正により、市町村は児童福祉を担う子ども家庭総合支援拠点と母子保健を担う子育て世代包括支援センターの双方の組織を一体化した相談機関として、こども家庭センターの設置に努めるとともに、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談を行うこととされましたが、本市では令和2年から既に子育て世代包括支援センターでこども家庭センターの機能を行っており、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を含め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、妊娠期から出産、子育て期にわたるまで、一貫した包括的な切れ目のない伴走型相談支援を実施し、関係機関との連携を重視しているところであります。

また、母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援のために、両機能の実務面の業務マネジメントを行う統括支援員を配置し、安心して子育てができるよう、多角的な視点を持って相談やサービス提供を行っております。

妊産婦・乳幼児などの状況を継続的、包括的に把握し、その時々々の支援ニーズを踏まえ、適切な関係機関やサービスの紹介を行うなど、妊産婦・乳幼児などに対して包

括的な支援の提供に引き続き努めてまいりたいと考えております。

続きまして、ウ、市民が虐待を疑った場合に相談や通報できる体制についてのお尋ねであります。

児童虐待の防止等に関する法律では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに市町村・児童相談所に通告しなければならないこととされており、最近では、児童虐待についての世間の認識が広がり、「虐待かもしれない」との相談や通報が数多く寄せられるようになりました。

本市における相談、通報体制につきましては、児童相談所及び子育て世代包括支援センターが窓口になっております。児童虐待のほとんどは家庭という密室の中で起こっており、時には「しつけ」と称して暴力が振るわれることもあります。

子どもや保護者の様子から、虐待かと思ったときなどに、児童相談所が整備している「児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）」にすぐに電話することで相談、通報ができます。

また、子育て世代包括支援センターでも、電話やメールで相談や通報を受ける体制を整えております。

続きまして、エの市民が速やかに通報できるように、周知はどのように行っているかの質問であります。

児童虐待を発見した場合、ためらわずに通報することが重要でありますので、通報義務があることを理解していただくために、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」には、ラピオビルに懸垂幕を掲示するほか、啓発用ティッシュの配布、こまき巡回バス「こまくる」や市のホームページ、SNSなどによる児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）の周知を行うことにより、児童虐待の早期発見・通報の重要性について啓発しております。

また、児童福祉法の改正により、本年10月1日からは保育所などの職員による虐待に関する通報が義務化されますので、保育士、児童クラブ職員など、児童に接する職員に向け虐待発見の観察ポイントなどの研修を行うなど、「迷ったら通報」できるような環境整備を引き続き行うことで虐待のない地域づくりを進めております。

以上になります。

○1 番（伊藤皇士郎）

御答弁、誠にありがとうございます。現状について詳細な御説明をいただき誠に本当にありがとうございます。

まず、新規の虐待相談件数が昨年度から81件、率にして26.8%も増加し、383件に上るという数字、そして、87名もの子どもたちが自らの家から離れ、一時保護に至っ

ているという現実に変更して事態の深刻さを痛感しております。

職員研修の成果により虐待に対する意識が高まった結果であるとの御説明は、取組の成果として評価する一方で、それだけ多くの潜在的なリスクが私たちの身近に存在するという事実を、行政、そして市民一人一人も重く受け止めなければなりません。

その上で何点か質問させていただきます。

1点目は、児童虐待対応のまさに最前線である初動時の連携体制についてであります。

先ほどの御答弁では、保育園や学校などで虐待の疑いが発見された後、報告を受けた子育て世代包括支援センターが情報の集約、緊急受理会議の開催、そして安全確認という極めて重要かつ迅速な判断が求められる役割を担っているということがよく理解できました。一つ一つの通報に対し、午前中には対応を終えるよう努力をされているということで、現場の職員、皆様の御尽力に心から敬意を表します。

しかし、この重要な初動対応を担うセンターの業務量は、先ほどの報告にあったとおり、急増しているのが現実です。一件一件の事案に丁寧に向き合い、子どもの安全を守り抜くためには、その対応に当たる職員の体制が十分に確保されていることが大前提であると思います。

そこで具体的にお伺いいたします。

この児童虐待対応の要である子育て世代包括支援センターについて、現在の相談件数や業務量に対し、対応する職員の人員体制、職員数は果たして足りているのでしょうか。市として、現在の体制で全ての事案に対し迅速かつ適切な対応が可能であるとお考えか、御見解をお聞かせください。

○こども未来部長（川尻卓哉）

子育て世代包括支援センター職員の配置人員は、「こども家庭センターガイドライン」により定められております。先ほど答弁しましたとおり、本市では、令和2年から既に子育て世代包括支援センターでこども家庭センターの機能を行っており、母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援のために、両機能の実務面の業務マネジメントを行う統括支援員を1名、配置しております。

児童福祉機能は、児童人口規模に応じて類型が区分され、最低配置人員が定められており、本市では子ども家庭支援員として2名、虐待対応専門員として2名の常時4名で対応をしております。

子ども家庭支援員は社会福祉士、保健師、保育士などの専門資格が、虐待対応専門員は社会福祉士、保健師などの専門資格が必要となりますので、専門資格を持つ正規職員と会計年度任用職員を配置し、その職務を担っております。

そのほか、児童虐待対応支援員1名とヤングケアラーコーディネーター1名を配置しておりましたが、現在、児童虐待対応支援員とヤングケアラーコーディネーターが欠員となっております。

児童虐待に対応する件数は年々増加傾向にある中で、人員体制は欠員により実質的には十分とは言い難い状況であり、結果として1人の職員が多数のケースを担当せざるを得ない現状となっておりますので、人員の確保は急務となっております。

以上になります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

国が示すガイドラインの人数は確保しているものの、一部で欠員が生じており、人員の確保は急務であるとの大変率直な現状認識をお示しいただきました。急増する相談件数に対し、一人一人の職員が多数のケースを抱え、極めて困難な状況で職務に奮闘されている姿が目に見えます。改めて、現場の職員の皆様に心からの敬意を表します。

子どもの命を守る最前線に決して穴を空けるわけにはいきません。専門資格を持つ人材の確保が全国的な課題であることは承知しておりますが、手をこまねいている時間はありません。例えば、給与や待遇面でのインセンティブを設けるなど、ほかの自治体や民間との人材獲得競争の中で戦略を立てていくことが必要ではないかなと思います。

また、潜在的な有資格者、例えば育児等で一度、現場を離れた方のための復職支援や柔軟な勤務形態を導入することも有効な手段ではないでしょうか。ぜひ、あらゆる可能性を視野に、この緊急事態に対応していただくことを強く要望いたします。

そして、この人員不足という問題は、同時に、今いる人材の価値をより一層高めていく必要があると考えます。児童虐待の対応は、極めて高度な知識と経験、そして精神的な強さが求められる専門分野であります。

そこでお伺いいたします。

虐待に対応する職員には常に知識を更新し続ける専門性が必要不可欠であると考えますが、新規採用職員や既存の職員に対する研修や専門性向上のための取組、いわゆる人材育成は現在はどうに行っているのか、具体的にお聞かせください。

以上、御答弁お願いします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

児童福祉法により、市は子育て家庭の相談に応じ、要保護児童の通告先となるなど、重要な役割を担っております。児童虐待の早期発見・早期対応のみならず、発生予防

に向けた取組を行うことが重要であり、そのためには児童虐待の対応に従事する職員の専門性の向上が不可欠であります。

統括支援員は、一定の水準を確保する基礎研修のほか、統括支援員のさらなる資質向上のための実務研修を受講しております。

また、児童虐待に対応する職員は、愛知県児童家庭課が主催する市職員向けの虐待対応研修や要保護児童対策調整機関の調整担当者研修や、市町村相互間の連絡調整会議に出席するなど、知識・技能の向上や情報収集を図っております。児童虐待は、世代間連鎖することが指摘されておりますので、世代を超える連鎖を食い止めるために、引き続き職員の専門性の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上になります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

県の研修への参加などを通じ、職員の皆様が日々、専門性の向上に努められていること、また、市としてその重要性を深く認識されていることがよく分かりました。

虐待の世代間連鎖を食い止めるという強い決意をお示しいただいたことを大変心強く感じております。まさにその世代間の連鎖を食い止めるためには、発生してしまった事案への対応と同時に、これから親となる世代への働きかけ、すなわち、発生予防が車の車輪、両輪として不可欠であります。

初めての妊娠や出産を控えた御夫婦の中には、子育てへの期待とともに大きな不安を抱えている方も少なくありません。特に、御自身の生育環境の中で適切な養育を受けてこられなかった方は、具体的にどのように子どもと接すればよいのか分からず、孤立してしまうケースもございます。

そこで、虐待の発生予防、その最も重要な入り口とも言える施策についてお伺いいたします。

これからパパ、ママになる方々が、例えば赤ちゃんの泣きの意味や、子どもの発達段階に応じた関わり方、そしてどのような行為が虐待に当たるのかといった正しい知識を学ぶことは、虐待の未然防止に極めて有効であると考えます。本市では、こうしたプレママ、プレパパに向けた子育てや虐待防止に関する講座、あるいは啓発の機会を具体的にどのように設けているのかお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

初めて子育てを経験する御家庭では、育児に対する不安や孤立感が虐待リスクを高める一因ともなることから、本市では、児童虐待の未然防止に向け、妊娠期からの支援が必要と考え、子育て世代包括支援センターにおいて、これからパパ、ママになる

方に向けた子育て講座「あつまれ！！たまごファミリー」を年6回、実施しております。

妊婦体験や沐浴指導、本市の子育てサービスの紹介や参加者同士の交流会などのほかに、講座の中では、赤ちゃんが泣いたりぐずったりした際に、「どうしたの」と情緒的に応答することが親子の愛着形成を育むこと、逆に、赤ちゃんの要求を無視したり、親の気まぐれで対応することで赤ちゃんが不安定になり、後の人格形成に影響があることについてお伝えをしております。

本講座は、これからの育児に少なからず不安を抱いている出産前の親を対象としていることから、「虐待」と直接的な表現はしておりませんが、広い意味での虐待予防を視野に入れた関わりを意識して実施をしております。

また、身近な相談機関として子育て世代包括支援センターを紹介し、出産後は気軽に遊びに来ていただけるようお伝えをしております。

以上になります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

妊娠期という期待と不安が入り交じる時期に、最も重要な時期に、「あつまれ！！たまごファミリー」という具体的な支援の場を設けていらっしゃることに深く感銘を受けました。

特に素晴らしいと思うのは、講座の中で、虐待という直接な言葉を用いるのではなく、親子の愛着形成がいかに大切かというより本質的で温かいメッセージとして伝えられているという点です。これは、参加される方々の心理的なハードルを下げ、支援を受けやすくするための大変優れた配慮であると高く評価いたします。まさに虐待の発生予防に資する重要な取組です。

しかし、言うまでもなく、子育ては子どもが生まれてからが本当のスタートであります。乳幼児の夜泣き、幼児期のいわゆるいやいや期、学童期における友人関係の悩みなど、子どもの成長に応じて親が直面する課題は刻々と変化し、複雑化していきます。妊娠期に得た知識だけでは乗り越えられない壁に突き当たることや、社会の変化に伴い、新たな子育ての困難が生じることもございます。

そこで質問させていただきます。

この妊娠期の支援を一過性のものに終わらせず、子どもの成長や家庭環境の変化に応じて保護者が継続的に学び、安心して相談できる機会が必要不可欠であると考えます。出産後、例えば乳幼児期や学童期など、子どものライフステージに応じた保護者向けの講座や、より専門的な相談ができる窓口は本市に用意されているのでしょうか。

市の見解をお伺いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

児童虐待に関する相談件数が増加しており、特に乳幼児の割合が多いことから、今年度から子育ての悩みや不安を抱える保護者と就園前の児童を対象に、適切な親子関係の構築を支援していくための「子育てスキルアップ講座」を始めました。愛着形成のための講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、発達段階に応じた情報を提供したり、保護者同士が悩みを共有し、情報交換ができる場を設ける中で相談や助言も行っております。

また、子育てに関する様々な課題や不安に対応するため、子育て世代包括支援センターでは、家庭児童相談において、来所のほか、電話やeメールからの相談を行っておりますが、その中では核家族化や共働き世帯の増加などにより孤立した育児の不安の相談が多く寄せられているのが現状であります。

以上になります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

今年度から新たに乳幼児期の子育てに特化した子育てスキルアップ講座を開始されたとのこと、大変心強く、また、喜ばしく思います。まさに私が懸念をしておりました出産後の継続的な支援の必要性に対し、市として具体的な一歩を踏み出していただいたことに深く敬意を表します。核家族化が進み、孤立した育児に悩む保護者が多いという現状認識の下、具体的な支援策を講じられたことは大きな前進であります。

さて、本日の一般質問を通じ、多くのことが明らかになりました。隣町で起きた悲しい事件を教訓に、本市の現状を確認したところ、相談件数は増加の一途をたどり、その対応の最前線である子育て世代包括支援センターでは人員が不足するという厳しい現実が浮き彫りになりました。職員の専門性向上のための研修や、妊娠期からの講座、そして、今回お示しいただいた乳幼児期の講座など、市として様々な取組を進めていただいていることは十分に理解しました。

しかし、子どもの命を守る取組に、これで十分というゴールはありません。子育ての悩みは、乳幼児期を過ぎればなくなるわけではありません。小学校に入学した際のいわゆる小1の壁、学童期における友人関係や学習の悩み、そして、思春期における親子関係の難しさ、子どもの成長段階に応じて、親が直面する困難はその形を変えながら続けていきます。

そこで、最後に強く要望します。今回、新設された乳幼児期の講座を重要な第一歩として、今後、さらに、学童期、思春期といった子どもの成長段階に合わせた継続的

な保護者支援の仕組みを構築していただくことを心からお願いいたします。ぜひ、市長、よろしくお願いします。先頭を切って進めていただくようお願いいたします。

「こども夢・チャレンジ No. 1 都市」として、子どもたちの笑顔と未来を守るために、市が総力を挙げてこの課題に取り組んでいただくことを重ねてお願い申し上げて、質問項目 1 を終わります。

続きまして、質問項目 2、広報効果を高めるためのショート動画の活用強化についてであります。

現行の「まちづくり推進計画」におきましては、市民との情報共有の重要性や、多様なメディアを活用した情報発信が明記されております。市におかれましても、広報紙やホームページなどを通じて市民への情報提供に努めていただいていることは承知しております。しかしながら、社会の情報伝達手段が急速に多様化する現代において、従来の広報媒体だけでは情報が行き届きにくい層、特に若年層が存在することもまた事実であります。その解決策として、今や無視できない存在となっているのが、ティックトックやユーチューブショートに代表されるショート動画共有サービスです。これらは、単なる若者の流行ではなく、情報収集の在り方を根本から変える新たな社会インフラとなりつつあります。そのメリットの裏づけとして、以下のような点が挙げられます。

第一に、若年層への圧倒的なリーチ力です。調査によれば、日本の10代の約7割、20代の約5割がティックトックを日常的に利用しており、多くの若者にとっては、グーグルで検索するよりも先にティックトックやインスタグラムで情報を検索する、いわゆる「タグる」という行動が主流になっています。これは、市の情報を届けたいターゲット層がまさにその場所に集まっていることを示しています。

第二に、優れたアルゴリズムによる高い拡散力です。市のホームページやユーチューブチャンネルは、市民が自ら検索してたどり着く「プル型」の情報発信であります。ショート動画はアルゴリズムがユーザーの興味関心を分析し、関心を持ちそうな市民に動画を自動で「プッシュ」してくれます。これにより、市の公式アカウントをフォローしていない市民にも情報が届き、爆発的に拡散される、いわゆる「バズる」可能性を秘めています。

これらを踏まえると、ショート動画が単なる情報伝達ツールにとどまらず、市民がまちへの関心や愛着を深め、市政への参加を促すための極めて有効な手段であることを示しています。

時代の潮流に合わせた発信手法を柔軟に取り入れていくことは、市の持続的な発展のために不可欠です。他の自治体でも続々とショート動画の導入が進んでおります。

そこで、以下、質問に移らせていただきます。

(1) 現状について。

まず、本市の広報活動の現状について、3点お伺いいたします。

アとして、運用している広報媒体についてお伺いします。

イとして、動画コンテンツをどのように活用しているのかお伺いします。

ウとして、ユーチューブチャンネルの再生回数についてお伺いします。

(2) 課題認識について。

次に、課題認識についてであります。広報活動について、現状の課題はどのような点にあるのか、御見解をお伺いいたします。

(3) 今後の方針について。

最後に、今後の方針についてお伺いいたします。

若年層をはじめ、より幅広い市民に市政情報を届けるための新たな一手として、ティックトック等で使用できるショート動画を市広報に導入することについて、具体的な検討はあるのかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○市長公室長（入江慎介）

それでは、質問項目2、広報効果を高めるためのショート動画の活用強化について、順次、御答弁させていただきます。

まず、(1) 現状について、ア、運用している広報媒体についてであります。

本市では、幅広い世代の方に様々な市政情報を発信するため、多様な媒体で広報活動をしているところであります。具体的には、「広報こまき」や「市政カレンダー」などの紙媒体の広報物のほか、市ホームページ、ユーチューブでの動画配信をはじめ、LINEやX、フェイスブック、インスタグラムなど、各種SNSを活用し、積極的に市政情報を発信しております。

次に、イ、動画コンテンツをどのように活用しているかについてであります。

動画コンテンツは、文字では伝わりにくい制度説明や手続の流れなど、映像やナレーションを入れることで直感的に理解してもらえするというメリットがあります。

行政の各種制度や手続の説明、イベント告知などの単体の動画配信だけでなく、紙とデジタルの連動で、「広報こまき」をはじめとする紙媒体に二次元コードを掲載し、動画を視聴してもらえるような形を積極的に取り入れ、市政情報をより身近に、より

分かりやすく、幅広い世代の方に届けることができるよう工夫をしているところがあります。

次に、ウ、ユーチューブの再生回数についてであります。

令和6年度に「市公式ユーチューブチャンネル」に公開した動画の投稿数は161件で、総再生回数は6万5,254回、平均すると1動画当たり約405回となります。

なお、投稿した161件のうち96件を広報広聴課情報メディア係の担当者2名で分担して制作をしており、平均すると週2本程度の頻度で投稿をしています。

再生回数が上位のものを例に挙げますと、ごみの出し方の変更点についての解説動画が4,432回、尾張中北消防指令センターの119番通報訓練の動画が2,504回、小牧市PR隊長を務めていただいているタレントの井戸田潤さんが、夏の防犯・交通安全キャンペーンにおいて一日警察署長として出演した動画が2,314回となっております。

それぞれ公開時期も異なることから、一律に比較することはできませんが、市民生活に影響が大きいもの、市民の興味・関心を引くテーマのもの、著名人が出演しているものは再生回数が伸びている傾向にあります。

次に、(2)課題認識について、広報活動についての現状の課題についてであります。

市の広報活動は、様々な市政情報を正しく市民に伝え、共有を図るとともに、より幅広い年代へ届ける必要があります。そのためには、紙媒体、デジタル媒体を含めた多様な広報媒体の特性を理解し、届けたいターゲット層に適した広報媒体で効果的・効率的に市政情報を発信することが最も重要であり、同時にそれをいかに達成するかが課題であると認識をしています。

「伝える広報」から「伝わる広報」、さらにはSNSなどを活用した「つながる広報」へと時代の流れとともに変化していけるよう、広報広聴課のみならず、全ての職員に対して、研修などの機会を通じて意識啓発を図っていきたいと考えております。

最後に、(3)今後の方針について、ティックトック等のショート動画を市広報に導入する具体的な検討についてであります。

ショート動画には、ティックトックやユーチューブのショート動画、インスタグラムのリール動画など、様々な種類があります。

ショート動画は、特に若い世代に対して短時間で直感的に情報を伝えられる効果的な手段であり、イベントの告知や市の魅力発信に有効であると認識をしています。一方で、制作や運用には一定の人員体制やスキルが必要であること、また、表現方法や肖像権・著作権への配慮、さらに、短時間で伝えられる情報量の限界といった課題もあります。

これらを踏まえ、本市としては、ショート動画については紙媒体やホームページなど、既存の広報媒体と組み合わせて、「補完的な広報手段」として活用するのが最も効果的であると考えているところであります。まずは既存の広報媒体との役割分担を整理するとともに、先行して実施している市町の事例などを含め、効果的な運用方法について調査・研究を進めてまいります。

以上であります。

○1 番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。市の広報活動の現状とショート動画活用の可能性について御説明いただき、感謝申し上げます。

まず、年間161本もの動画を投稿されているとのこと、週2本ですね、その情報発信にかける多大な御尽力に心から敬意を表します。

私自身、過去にユーチューブ編集の仕事をしていたこともあり、非常に手間がかかることを実感しております。10分の動画を作るのに、3時間以上、編集に時間がかかることもあります。職員の皆様が市民のために日々、努力をされている姿が目に見えます。しかしながら、平均再生回数、視聴回数で考えると、1動画当たり400回前後、また、その外れ値、たくさんの再生・・・いるものを除くと、どうなのでしょう、200回前後、300回前後となるのでしょうか。ですので、まだまだ伸び代があるように感じます。

その上で、答弁の中で示された届けたいターゲット層に適した広告媒体で、効果的・効率的に市政情報発信することが重要であるという御認識は今回の質問の核心であります。ユーチューブでの動画再生回数が伸びているテーマが市民生活に影響が大きいものであるならば、なおさらその情報が本来、最も届けたいはずの世代に届いているのかどうかを正確に把握する必要があります。

そこで、現状をより深く把握するために具体的にお伺いいたします。

これだけの本数が投稿されている市公式ユーチューブチャンネルについて、視聴者の年齢構成や男女比といった、いわゆる視聴者データの概要についてお伺いいたします。

○市長公室長（入江慎介）

視聴者の年齢構成などについてでございますが、ユーチューブにアップロードした動画やチャンネルの視聴状況を分析できるツールである「ユーチューブアナリティクス」で調べた令和7年8月の視聴者についてお答えをいたします。

視聴者の男女の内訳につきましては、男性が52.3%、女性が47.7%であります。また、年齢別構成につきましては、13から17歳が2.7%、18から24歳が2.3%、25から34

歳が20.4%、35から44歳が19.7%、45から54歳が19.7%、55から64歳が3.2%、65歳以上が32.0%であります。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

具体的なデータを御提示いただき、誠にありがとうございます。

65歳以上の方が3割以上を占めるなど、現在のユーチューブチャンネルが幅広い世代に御覧いただいていることがよく分かりました。

しかし、その一方で、今回の質問で最も重要なターゲット層として挙げた若年層、具体的には10代、20代の視聴者は合わせても僅か5%にとどまっております。この数字は、年間161本という市の多大な努力にもかかわらず、現在のユーチューブチャンネルが若者世代との接点としては残念ながら十分に機能していないという客観的な事実を示しているのではないのでしょうか。この若年層との断絶とも言える現状を乗り越え、真のつながりを築くためには、具体的なビジョンと戦略が不可欠です。

先ほどの御答弁で、市の広報は伝える広報から伝わる広報、さらにはつながる広報へと変化していく必要があるという大変すばらしい目標が示されました。

そこでお伺いいたします。

市が目指すつながる広報とは、具体的にどのような状態を指すのでしょうか。特に今回、明らかになった若年層との関係性において、どのようにつながりを構築していくのか、その具体的なイメージについてお伺いします。

○市長公室長（入江慎介）

これからの本市の目指すべき広報は、従来の行政から市民の皆さんへ一方的に市政情報を発信するだけではなく、SNSの特性を生かした双方向のコミュニケーションを重視し、行政と市民、市民と市民、さらには社会全体をつなげるプラットフォームとしての役割を担う「つながる広報」を目指してまいります。

「つながる広報」を通じて、多様な主体がつながることで、市民参加型の協働のまちづくりをより一層推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

双方向のコミュニケーションを重視し、多様な主体がつながることで協働まちづくりを推進していくというお考え、大変すばらしいビジョンであると考えます。まさに、若年層との関係構築において、このつながるという視点は不可欠です。一方的な情報発信ではなく、彼らと同じ目線に立ち、共に楽しみ、共に共感し合える関係を築くこ

とこそが真のつながる広報の第一歩であると私は考えます。このつながる広報を特に若年層を相手に実現していく上で最も効果的なパートナーとなるのは、言うまでもなく当事者である学生の皆さんです。彼らの自由な発想や感性、そして動画制作のスキルは行政にとっても大きな強みとなります。

そこでお伺いします。

これまで、市の事業において、大学生や高校生といった学生と連携し、情報発信を行った事例はありますでしょうか。

お答えをお願いします。

○市長公室長（入江慎介）

令和6年度に実施をしました「高校生まちづくりスクールミーティング」では、「Instagramで小牧市の魅力発信してみませんか？」をテーマに、誉高校の生徒の皆さんが三つのグループに分かれ、お勧めのお出かけスポットなどを撮影し、Instagramのリール動画を作成してもらいました。

また、本企画では、名古屋大学情報学部の浦田准教授の協力の下、Instagramについて研究をしている学生のアドバイスを受けながら、リール動画をブラッシュアップし、完成した動画を市長の前で発表していただきました。

参加した生徒さんからは、「小牧市には90秒では収まりきれないほど魅力があることが分かった」、「ふだん当たり前に通り過ぎているお店も何のお店か興味を持っていきたい」などの御意見をいただきまして、改めて市政への興味・関心を持っていたことから、大変有意義な取組であったと考えております。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

高校生まちづくりスクールミーティングという大変示唆に富むすばらしい事例を御紹介いただき、感謝申し上げます。

この取組は、市の広報が目指すべき未来の姿を明確に示していると感じます。先ほど市がお示しになりました多様な主体がつながり、市民参加型の協働のまちづくりを推進するというビジョン、この高校生との連携はまさにそのビジョンを完璧に体現した生きた好事例であると考えます。市の職員だけでなく、大学、そして主役である高校生が一体となり、市の魅力を発掘し、発信する、参加した学生さんたちの小牧市には魅力がたくさんあるという言葉以上に力強いシティープロモーションはありません。これは、市がつながる広報を既に成功させている何よりの証拠だと思います。この大きな成功と、そこから生まれた希少なつながりの芽を一過性のイベントで終わら

せてはなりません。これを継続的な市の取組として育てていくべきです。

そこで、次の質問をいたします。

この成功体験を踏まえ、若年層との継続的なつながりを築くための公式なプラットフォームとして、市公式ティックトックアカウントを開設するお考えはないでしょうか。市の御見解をお伺いいたします。

○市長公室長（入江慎介）

ティックトックは数十秒から数分程度の短い動画を撮影・編集して投稿ができるサービスであり、利用者はダンスや音楽、日常の出来事など、様々なジャンルの動画を気軽に視聴・投稿することができます。また、フォロワーが少なくても、アプリのお勧め機能により多くの利用者に情報が届きやすく、拡散力が高い点や、特に10代から20代の若年層に利用者が多いことが大きな特徴であると認識をしております。

ティックトックは、他の広報媒体では届きにくい10代から20代への情報到達力が高く、さらには情報の拡散効果が期待できますが、一方で、娯楽性や話題性を重視した媒体であり、正確性や公平性を重視する市政情報との親和性に課題があることや、表現の切り取りや過度な演出によって誤解や炎上を招くリスクがあることなど、幾つかの課題があると考えているところです。

本市といたしましては、ティックトックの特性やリスクを十分に踏まえた上で、その活用については慎重に判断してまいりたいと考えております。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

ティックトックの活用について、その高い拡散力と若年層へのリーチというメリットを認識されつつも、誤解や炎上といったリスクを考慮し、慎重に判断されたいというお考え、理解いたしました。

しかし、今や民間企業をはじめ、あらゆる組織が同様のリスクを抱えながら、それでもなおこの新しいメディアの持つ大きな可能性に挑戦しています。なぜなら、その先にこれまで出会えなかった多くの人とのつながりが生まれるからです。重要なのは、リスクを恐れて何もしないことではなく、リスクを正しく理解し、専門的な知見を持って管理、運営していくことではないでしょうか。

そこで、質問させていただきます。

この炎上リスクを適切に管理し、かつ、若者の心に響く、いわゆる伸びるショート動画を作成していくためには、行政内部の努力だけでは限界があると考えます。市の広報戦略をさらに前に進めるために、外部の専門家や動画制作を専門とするクリエー

ターをアドバイザーとして導入するお考えはありますでしょうか。市の見解をお伺いします。

○市長公室長（入江慎介）

本市では、平成23年7月に、当時は全国で唯一のPR学科を持つ名古屋文理大学と「情報発信及びPR活動の推進等の連携協力に関する協定」を締結をしております。その協定に基づき、必要に応じて、効果的な広報活動のため、名古屋文理大学の教授などに専門家の知見を生かした助言を伺っているところでもあります。さらには、さきに答弁いたしました、名古屋大学情報学部の浦田准教授に御助言をいただく機会も有効に活用しているところでもあります。

今後も、引き続き時代に合った形で戦略的に広報活動を展開していくことができるよう、先進的な施策の情報収集、調査・研究を進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○1番（伊藤皇士郎）

御答弁ありがとうございます。

名古屋文理大学や名古屋大学との専門的な連携体制が既に構築されているとのことでした。効果的な広報活動のため、必要に応じて専門家の知見を生かした助言を伺っているとのこと、承知いたしました。

その学術的な知見は、市の広報戦略を練る上での言わば設計図であり、極めて重要であることは論をまちません。しかし、ショート動画の世界で若者の心をつかむためには、その設計図を魅力的な形にするためのもう一つの専門性、すなわち制作の技術が必要です。目まぐるしく変わるトレンドを捉える感性、冒頭1秒で引きつける構成力、視聴者を飽きさせない編集のリズム感、これらはPR理論とはまた別の実践的かつ職人的なスキルです。既存の大学との連携というすばらしい財産に、この制作技術という新たな武器を加えること、これこそが炎上リスクを抑えながら、若者の心に響く発信を可能にする最も確実な道ではないでしょうか。

そこで改めて強く要望します。既存の連携体制に加えて、実際にショート動画制作の現場で活躍されているクリエイターや実践的なノウハウを持つ専門家を新たにアドバイザーとして迎えることを具体的に検討していただきたい。

本日は、児童虐待防止という命に関わる喫緊の課題から、ショート動画という未来への投資まで、多岐にわたり質問をさせていただきました。いずれのテーマも、市民の暮らしとこのまちの未来に直結する重要なものであります。行政の皆様には、本日の議論を真摯に受け止めていただき、一つ一つの課題に対し前向きかつ迅速に取り組んでいただくことを心から申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。あり

がございました。

○議長（小島倫明）

次に、加藤晶子議員。

○19番（加藤晶子）

皆様、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しております項目1点について質問させていただきます。

項目1、道路陥没事故防止について。

（1）道路陥没事故の防止に向けた取組について。

御承知のとおり、本年1月28日、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は社会に大きな衝撃を与えました。最初は直径約10メートルほどの穴でしたが、その後の崩落で最大幅約40メートル、深さ約15メートルという巨大な陥没となり、住宅地にまで迫る深刻な事態に発展しました。埼玉県の調査では、直径約5メートルの下水道管が損傷し、そこから大量の土砂が流出、地下に大きな空洞ができ、最終的にアスファルトが崩壊に至ったとされております。この事故により、周辺の住宅では避難が呼びかけられ、さらに、12市町村、約120万人に対して下水道の利用自粛や節水の協力が要請されました。そして、残念ながら現場を通行中のトラック運転手の方が巻き込まれ、貴い命が失われるという痛ましい事故となりました。

こうした道路陥没は、遠い地域の出来事ではありません。本年3月9日には、この小牧市でも本庄の県道において雨水管の損傷による陥没が発生しました。規模は幅約40センチ、深さ約1メートル程度と小規模でしたが、もし通行中の車両や歩行者が巻き込まれていたらと考えると、決して軽視できるものではありません。その後、県が専門業者に委託して路面下の空洞調査を行ったところ、新たに2か所で空洞の可能性が確認されたと報じられており、目に見えない危険が身近に潜んでいることを示していると思いました。

国もこうした事態を深刻に受け止めております。国土交通省は、八潮市での事故を踏まえて、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、大規模な下水道管を対象に緊急点検を進めるとともに、必要に応じて路面下空洞調査を行うよう要請しています。愛知県においても、「地下占用物連絡会議」を設置し、道路管理者と地下占用物件の管理者が情報を共有し、陥没防止に向けた連携強化を図っているとのことでした。

しかし、こうした取組が進んでいる一方で、現実には多くの道路陥没事故が発生しております。国土交通省道路局の資料によりますと、ちょっと古いんですけども、令和4年度に発生した道路陥没は、直轄国道で127件、都道府県道で1,362件、市町村

道では実に9,059件、合計で1万件を超えております。まさに私たちの足元には「見えない落とし穴」が多数存在し、市民の命や暮らし、地域の安心安全を脅かしていると言っても過言ではないと思います。

こうした状況を受け、国や愛知県では緊急輸送路や交通量の多い重要路線を中心に、計画的に路面下空洞調査を進めております。既に全国各地で調査が実施されており、今後、さらに導入を検討する自治体が増える見込みとなっております。また、本年6月に閣議決定された政府の「骨太の方針」においても、路面下空洞調査の推進が明記をされました。

下水道など、社会インフラの老朽化対策、そして道路陥没事故の防止は、市民の命と暮らし、そして地域経済を守るためにも避けて通れない課題であると思います。

こうしたことから、以下の3点について伺います。

ア、本市における近年、特にここ3年くらいの道路陥没事故の発生状況についてお尋ねいたします。

イ、陥没事故を未然に防ぐための対策は現在どのように行っているのかお尋ねします。

ウ、今後、予防保全の観点からも、「路面下空洞調査」を行ってはどうかと思いますが、市のお考えについてお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○建設部次長（矢澤浩司）

それでは、質問項目1、道路陥没事故防止について、（1）道路陥没事故の防止に向けた取組について、アとして、本市における近年の道路陥没事故の発生状況についてのお尋ねでございます。

道路陥没は、道路の地盤の沈下や空洞化、雨水管や上下水道管、ガス管などの地下埋設物の老朽化や漏水・腐食などによる破損により土砂が吸い出され、空洞が生じ、その空洞が徐々に拡大し、舗装面が下がったり、穴が空いたりする現象を指します。これにより車両の走行に重大な影響を及ぼすほか、歩道の安全性にも直結しますので、日頃から早期発見に努めるとともに、お地元や道路利用者からの情報提供を基に速やかに点検・補修をするなど、迅速に対応しております。

これらの取組の効果もあり、令和4年度から市内における国道・県道を含め、道路陥没に起因する事故は発生していない状況でございます。

次に、イとして、陥没事故を未然に防ぐための対策はどのように行っているのかのお尋ねでございます。

本市が管理する道路は約900キロメートルにも及び、これらを適切に維持管理するため、道路管理者としましては、道路パトロール員による日常的な巡視のほか、道路施設の老朽化対策として主要な市道の路面調査を実施し、調査結果を踏まえ策定をしました「舗装修繕計画」により補修を進めております。

また、道路陥没の兆候である路面のひび割れやへこみを早期に発見するには、市内巡視だけでは限界があることから、市民や道路利用者からの市公式LINEの「まちレポこまき」などによる情報収集に努めるとともに、市内の郵便局と「道路損傷等の情報提供に関する協定」を締結し、集荷や配達時に郵便局員が発見した危険箇所の情報提供を受けるなど、民間の協力を得ながら早期発見に努めております。

加えて、地下埋設管の管理者に対し、小牧市道路占用地域連絡会議を通じて、占用工事の適正な管理の徹底を呼びかけるなど、事故の未然防止に努めております。

以上であります。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、ウ、今後、予防保全の観点からも、「路面下空洞調査」を行ってはどうかと思うが、市の考えについてのお尋ねであります。

本市において、万が一、埼玉県八潮市のような大規模な道路陥没が発生した場合、道路利用者や沿道住民の生活に重大な影響を及ぼし、人命に関わる事故につながる危険性がありますので、道路利用者が安全に通行できる環境を維持するため、道路陥没の発生を未然に防ぐことは重要な課題であると認識しております。

こうした課題に対し、市内巡視など、目視による確認だけでは陥没の原因となる地中の空洞の発生状況を把握することは困難でありますので、議員御提案の道路を掘削することなく地下の調査可能な地中レーダー技術を活用した路面下空洞調査は、道路陥没の未然防止に効果的であると考えております。

今後につきましては、他自治体の状況などを参考にしながら、具体的な調査手法や調査路線の選定、調査頻度などを整理するとともに、路面下空洞調査の実施に向けた調査研究を進め、より安全で安心できる道路空間の確保に努めてまいります。

○19番（加藤晶子）

それぞれに御答弁をいただきありがとうございます。

アの道路陥没事故の発生状況はここ近年は発生していないということで、いつも私も市民の方からちょっとした道路の穴が空いたよとか、様々な道路で困ったこと受けるとすぐに相談に行くんですけど、本当にすごく早くにですね、対応いつもいただい

てて、感謝しております。そうしたことのその効果があつてというか、本当に今までこうした事故というのが発生してこなかったんだらうというふうに思っております。

本当、ただですね、やはり今回の事故、3月の本庄の県道における陥没ですね、近年では初めての事例というふうになったかなというふうに思ってるんですけども、やはり、事故防止にもっと力を入れていかなくてはいけないというふうに、すごく身近で起きた事例だったのですごくそれは感じました。

このときもですね、県の、県道ですので、県の迅速な対応によって補修が行われて、もう大変ありがたいなというふうに思ったんですけども、一方でですね、やはり、通行止めに伴って、通勤、通学や物流ですね、そうした影響というのは本当に大きな支障が生じたというふうに感じております。

また、こうした、今回、小さかったというか、そんな八潮のようなね、大きなものではなかったんですけども、それでもその道路陥没は場合によって人身事故や、また、重大な交通障害につながりかねず、地域にあっても、また起きるのではないかという、そうした不安を与えることもあります。

したがって、事後の速やかな補修はもちろん重要なんですけれども、何よりも未然に防ぐ対策というのが、今後、非常に重要になってくるというふうに思っております。

今、イのほうでは、対策を様々、御答弁いただきました。道路パトロールも行っていたりとか、また、市としても、舗装修繕計画に基づく老朽化対策に取り組んでいただいていること、そして、まちレポこまきの活用や、郵便局と提携して、情報提供いただいて、そうした市民の方々の協力を得ながら陥没防止に努めていただいているということで、大変評価すべきものというふうに思っております。

問題はですね、こういう道路の表面の状況は把握しやすいと思うんですけども、やはり、地中の状況、地中の状況ですね、を直接、把握できない点というのが大きな課題というふうに捉えております。

今回の県道のこの陥没の際も、県が、先ほども申し上げましたけれども、県が専門業者に委託して実施した路面下空洞調査によって新たに2か所の空洞が発見されたわけであります。このように、専門的な調査を活用すれば、危険箇所を早期に把握し、事故を未然に防ぐことが可能となります。地下埋設物の老朽化はこれから確実に進んでいくことを考えますと、なるべく早い段階で、なるべく早い段階で、できましたら本市としても路面下空洞調査を実施し、予防的な対策を講じていただきたいというふうに考えております。ぜひ、もう前向きに御検討をお願いしたいと思います。

ウで、1点、再質をさせていただきます。

路面下空洞調査に関してなんですけれども、今後、導入することになった場合です

けれども、調査する道路はどのように選んでいかれるのかをお尋ねをいたします。

○建設部長（堀場 武）

路面下空洞調査を実施すべき路線といたしましては、防災上、重要な路線であり、道路陥没の影響が特に大きいと考えられる市道犬山公園小牧線などの緊急輸送道路が優先度の高い路線として認識しております。

また、緊急輸送道路以外の路線につきましても、口径の大きい地下埋設管が混在する路線など、道路陥没の発生の可能性が高い路線を中心に、降水量や周辺環境の状況などを総合的に勘案し、地下埋設管の管理者等とも連携を図りながら、適切に路線を選定する必要があると考えております。

○19番（加藤晶子）

分かりました。ありがとうございます。

緊急輸送道路、これ、最優先でどこの地域でも行っていると聞いてます。市では、それ以外も広げて、様々なことを考慮して選定をしていくということ、今、御答弁いただきました。ありがとうございます。

今回、この路面下空洞調査を、ぜひ、私、導入をしていただきたいなというふうに思っ質問を出させていただきましたので、なかなか新しい提案ですので、ちょっと再質がなかなかできなかったんですけども、実際に導入する際の要望が実はあるんですね。最後にその要望を述べさせていただきたいと思います。今後、実際に導入する際ということに仮定するんですけども、要望がございます。

路面下空洞調査は、空洞を正確に発見するために、高い技術力と質の高い調査というのが求められていると伺いました。かなり調査の仕方によって大きく違いが出てくるということを実は伺いました。せっかく調査しても見つからなかったりとか、そういうこともあるというふうにも伺いました。国においても、業務の品質を確保するために、総合評価方式により受注業者を選定し、地方公共団体にも発注方式に関する情報提供や相談対応を行っているというふうにも伺いました。愛知県や主要都市においても、総合評価方式やプロポーザル方式など、技術評価型で業者を選定していると伺っております。こうした点を踏まえ、本市においても、安心安全を確保できるよう、確かな技術に基づいた効果的な空洞調査の実施を強く要望をさせていただきます。

ぜひ、やはり、安心安全なまちづくりのためにも、いち早くといいますか、なるべく早い時期にこうした空洞調査を行っていただけますよう強く要望をさせていただきます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、猪飼健治議員。

○3番（猪飼健治）

議長の許可をいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まず、質問項目1の篠岡地区における学校再編について、一括して質問をいたします。

篠岡地区におきましては、6月27日に第3回の篠岡地区の学校を考える会が開かれ、「通学区域の一部変更案」と、それから、「篠岡地区学校再編におけるスクールバスの運行の大枠」等が示されました。

「通学区域の一部変更案」におきましては、第1期の再編内容で、城山三丁目、四丁目の地域も桃ヶ丘小学校の学区とするなど、私が第2回の定例会で取り上げた内容も含めて、また、住民の皆さんの意見を聴いた上で、委員会案の修正がなされたというふうに認識しております。私としても非常にありがたく感じているところであります。

また、8月24日の篠岡地区の保護者等意見交換会におきましては、スクールバスの運行対象エリアの基準が見直されております。私は、これまでもですね、学校再編については何回か取り上げてまいりましたが、今回は「篠岡地区学校再編におけるスクールバスの運行」ということを中心に、これまでの協議の進行の状況と、それから、今後のスケジュールについても取り上げたいと思っております。昨日の余語議員の質問とかぶるところもあるんですけども、そこは御了承していただきたいと思います。

そういう状況を踏まえてですが、まず、中項目（1）として、今までに「篠岡地区の学校を考える会」が開かれているわけですが、この学校再編について、地域協議の現在の進行状況をお聞きいたします。

次に、（2）の「篠岡地区の学校再編におけるスクールバス運行について」です。

まず、アとして、第3回篠岡地区の学校を考える会において出された「篠岡地区におけるスクールバスの運行の基本的な考え方」の内容についてお伺いをいたします。

次に、イとして、第3回篠岡地区の学校を考える会で出されたスクールバス運行に関する意見、意見の主な内容としてはどのようなものがあつたかお伺いをいたします。

さらに、ウとして、「学校からの直線距離が2キロメートル程度以上」ということをスクールバスの運行対象エリアとすると、児童の徒歩を時速約3キロというふうに考えると、約45分から50分までは徒歩通学区域ということになると思いますけれども、この徒歩通学範囲を適切と考えるかどうか、見解をお伺いをいたします。

次に、エです。8月24日の篠岡地区保護者等意見交換会におきまして、スクールバスの運行対象エリアの基準の見直しがされたと思います。その内容についてお伺いをいたします。

そして、オのスクールバス運行エリア基準に関してであります。

スクールバスの運行事業は新たな事業だと思います。ですから、今まではどのくらいの徒歩通学距離であったかということに縛られずに、0から出発してバスの運行エリアの基準を考えることが必要ではないかと思います。そこで、市内のどの地域にも適用できるようなスクールバスの運行対象エリアの基準、運行対象エリア基準を新規につくることは考えないのか、見解をお伺いいたします。

次に、(3)です。篠岡地区における学校再編の今後のスケジュールについてお伺いをします。

まず、アとして、住民説明会の実施予定についてお伺いをいたします。

また、イとして、教職員による「学校再編準備調査研究委員会」の実施予定についてお伺いをします。

さらに、ウとして、パブリックコメントの実施予定についてお伺いをいたします。

以上、質問項目1についての1回目の質問です。

御回答よろしくお願いをいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育長（中川宣芳）

質問項目1、篠岡地区における学校再編についての(1)地域協議の進行状況について、現在の地域協議の進行状況についてのお尋ねでございます。

篠岡地区の学校再編に係る地元協議につきましては、これまでに保護者や教員、地域の代表者などから成る「篠岡地区の学校を考える会」を立ち上げまして、3回の会議を開催し、意見等をお聴きしながら篠岡地区の学校再編計画の策定に向けて検討してまいりました。

7月には、小中学生と保護者及び未就学児の保護者向けに学校再編に係るアンケート調査を実施するとともに、通学区域の検討においては、光ヶ丘小学校と桃ヶ丘小学校に分かれることとなる大城小学校区のうち、城山三丁目、城山四丁目に在住の方を対象に説明会を開催をし、希望する通学区域についてのアンケート調査を実施したところであります。

また、8月24日の午前、8月30日の午前、午後の3回に分けて保護者等意見交換会を開催し、学校再編について説明をさせていただいた後、質疑応答や意見交換の場を設けたところであります。

それぞれの地元協議におきましては、第1期の再編時期が令和9年4月は早過ぎるのではないかという声を多くいただきました。しかしながら、令和9年度には篠岡地

区の全ての小学校の1年生は1クラスとなる見込みをしております、それに加えて、今後は1クラス当たりの人数も20人を切るクラスが出てくる見込みをしております。これは、これまで市内全校で20年余にわたり実践してまいりました子どもたち同士の関わりを大切にする「学び合う学び」の授業実践をはじめ、仲間とともに協働し、充実した学校生活を送る学校環境が後退していくものと考えerわけであります。

学校再編を後回しにすればするだけ、それまでの間、子どもたちの教育環境には影響があると考えております。今後、こうした問題が学校教育の場でさらに表面化していく前に、可能な限り早期に再編を行うため、令和9年度を目標とさせていただいたところであります。

また、今回、掲げさせていただきました「しのおか学園構想」につきましては、学校の統廃合ではなく、学校の再編であると捉えております。これは、小学校区や中学校区の枠を超えて、一貫した教育理念の下、義務教育9年間の連続した学びの充実を図り、篠岡地区に魅力のある通いたい、通わせたい、新たな学校を地域とともにつくっていくという思いが込められているわけであります。

引き続き、保護者やお地元ともこうした思いを共有し、将来にわたって子どもたちの教育環境の充実を目指していきたいと考えております。

私からは以上であります。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、（2）スクールバスの運行について、アとして、第3回篠岡地区の学校を考える会において出された「篠岡地区におけるスクールバスの運行の基本的な考え方」の内容についてであります。

第3回の篠岡地区の学校を考える会におきましては、スクールバスの導入の基本的な考え方をお示しし、委員や傍聴の方から多くの意見をいただきました。そのため、既に一部、内容を見直しておりますが、その見直し前の当初にお示しをいたしました考えをお答えさせていただきます。

まず、運行日は、原則、学校の登校日とし、運動会、出校日等、学校行事がある場合は運行することとし、利用料金については無料といたしました。

次に、スクールバスの運行台数については4台から5台とし、運行本数については登校時は1便、下校時は、低学年と高学年の下校時間が異なることを考慮し、2便といたしました。

また、乗降場所については、児童の安全性や他の車両及び歩行者等への影響に配慮しながら、今後、選定していくことといたしました。

最後に、スクールバスの運行エリアにつきましては、現在の篠岡地区の児童のうち

最も遠い通学距離が直線距離で約2.1キロメートル程度であることを踏まえ、再編後の徒歩での通学距離がそれ以上にならないよう、学校からの直線距離が2キロメートル程度を目安とし、学校再編に伴い通学距離が遠距離になる地域を中心にエリアを指定し、お示しをさせていただきました。

続きまして、イとして、第3回篠岡地区の学校を考える会で出されたスクールバス運行に関する意見の主な内容についてであります。

まず、第3回篠岡地区の学校を考える会では、下校時のバスの便数を低学年と高学年向けに2便とお示しいたしましたが、その際、部活動に取り組む児童がスクールバスに乗れなくなってしまうという課題が挙げられました。

また、原則、学校再編の影響を受ける地域をスクールバスの対象としておりましたが、再編前から学校が遠い地域との不公平感を指摘する御意見もありました。

また、バスの運行エリアを直線距離で2キロメートル程度を目安としてお示ししておりましたが、実際の通学距離はかなり遠くなるのではないかとといった御意見や、勾配の大きな篠岡地区の地域性が考慮されていないという御指摘がありました。

続きまして、ウの当初にお示しした「学校からの直線距離が2キロメートル程度以上」をスクールバスの運行対象エリアとした際の徒歩通学区域を適切と考えるかと、エの篠岡地区保護者等意見交換会において見直ししたスクールバス運行対象エリア基準の内容につきましては、関連がありますので、一括してお答えをさせていただきます。

スクールバスの運行エリアにつきましては、篠岡地区の学校を考える会や保護者の皆様の意見等を踏まえて、当初にお示しをいたしました「学校からの直線距離が2キロメートル程度以上」という考えを見直し、実際の通学距離が2キロメートル以上となる児童に加え、篠岡地区の地域の特性である勾配にも配慮した運行エリアの案を8月24日と8月30日に開催いたしました篠岡地区保護者等意見交換会においてお示しさせていただきました。

この見直しにより、徒歩の通学範囲が実際の通学距離で2キロメートル程度となりますが、市内の各小学校の児童の多くが2キロメートル以内を徒歩で通学していますので、徒歩通学の範囲としては適正であると考えております。

私からは以上であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、オ、市内のどの地域にも適用できるスクールバスの運行対象エリア基準を新規につくる考えはどうかということでございます。

篠岡地区のスクールバスにつきましては、基本的に、学校再編という特殊事情によ

り運行することとしたものでございます。したがって、他の地域におきましても、学校再編等の特殊事情が発生した場合には検討は行いますが、そうした事情がない以上、現時点では他地域にスクールバスを運行する考えはございません。

以上であります。

○教育部次長（岩本 淳）

（３）今後のスケジュールについて、ア、住民説明会の実施予定についてであります。

８月24日、８月30日に実施いたしました保護者等意見交換会などを踏まえて、９月21日、日曜日、午後２時から、東部市民センターにて篠岡地区の住民の皆様を対象に住民説明会を開催する予定であります。

続きまして、イ、教職員による「学校再編準備調査研究委員会」の実施予定についてであります。

「学校再編準備調査研究委員会」は、学校再編の対象の学校長など、教員を中心として組織され、令和９年度の第１期再編に向けて、調整事項等の洗い出し、課題の共有等を行っています。

これまでに２回開催し、スケジュールなどの確認を行うとともに、様々な課題について、学校現場からの御意見をいただいたところであります。

今後につきましても、２か月に１回程度、開催していく予定であります。

続いて、ウ、パブリックコメントの実施予定についてであります。

現時点では、11月頃に「篠岡地区の学校再編計画」の案に対するパブリックコメントを実施する予定であります。

以上であります。

○３番（猪飼健治）

御回答ありがとうございました。

まず、篠岡地区内の第２期再編も含めてですけど、１小学校、１中学校という機械的な再編は前提としないという、その上での話なんですけど、今の御回答の中で、まず、７月中にですね、（１）に関連して再質問いたします。

７月中に「児童生徒・保護者」と「未就学児の保護者」に対してアンケート調査がされたということですが、その主な内容はどのようなであったかお伺いをいたします。

○教育部長（矢本博士）

本年７月に実施いたしました学校再編に関するアンケート調査につきましては、篠岡地区の小学４年生から中学３年生までの児童生徒と、篠岡地区に居住する小中学生

及び未就学児の保護者を対象として実施をいたしました。

主な内容であります。まず、小中学生へ「学校再編についてどう感じるか」お聞きしたところ、小学生・中学生いずれも「少し不安」と答える回答が最も多く、次いで「楽しみ」という回答が多い結果となりました。

また、小中学生へ「不安に思う理由」をお聞きしたところ、小学生・中学生いずれも「友達づくりや友人関係への不安」と「学校の雰囲気が変わることへの不安」が多い結果となりました。

「不安」の理由として多く挙げられた「人間関係や学校の雰囲気の変化」につきましては、学校再編前から学校間交流を進めるなど、子どもたちの人間関係づくりや相互理解をサポートしていきたいと考えています。

次に、篠岡地区の保護者に対して、児童生徒数の減少に伴い、学年1クラスの学校が増えていくことに対してどう思うかお聞きしたところ、「問題だ」と答える回答が約6割と多数であったものの、「問題ではない」との回答も2割以上ありました。

問題だと思う理由については、友人づくりの機会や交友関係が狭まること、クラス替えができないことにより人間関係のトラブルが解消しづらいことなどが挙げられています。

一方で、問題ではないと思う理由としては、小規模な学校は先生が一人一人にきめ細かく相談に乗ってくれる、学年を超えた交友関係が生まれると答えた回答が多く見られました。

こうした意見に対しましては、学校再編による児童生徒数の増加に合わせて教職員数も増え、より多くの目で子どもたちを見守る指導体制が構築できることや、複数の先生で業務を分担することにより、校務の効率化が進み、より子どもたちに向けられる時間が増えること、また、複数のクラスがあることで、同じ学年の先生同士がクラス運営や学習活動について相談し合うことができ、学年単位での教育活動の充実が図られるといったメリットがあることにつきましてもしっかりと説明をして、学校再編に期待をしていただけるように努めていきたいと考えております。

また、アンケートでは、小中学生、保護者ともに、「通学距離や通学時間」、「通学方法」を心配する回答が多くありました。そのため、保護者等の意見を踏まえ、スクールバスの運行エリアを設定するとともに、児童がスクールバスに乗ったかどうかについて確認できるシステムや置き去り防止システムを導入するなど、安心していただけるように取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

いろいろな不安があったというお話であります。人間関係含めて、新しい学校に慣れることへの不安という声、そこで、やはり、通学距離や通学時間など、通学に関する不安ですね、子どもが通える学区であるのか、通える距離であるか、やっぱそれは不安の大きな点であると思います。それはスクールバスの運行範囲にも関わることだと思います。

続けて、（２）のアとイについてであります。

第３回篠岡地区の学校を考える会において示されたスクールバスの運行の基本的な考え方についてであります。先ほどの話で、当初案では、運行台数は四、五台、運行本数は登校時１便、下校時２便、料金は無料で、対象エリアは小学校から直線で２キロというのが当初案だったということでしたが、やはりいろんな声が出たと。「部活のときの帰りのバスを運行してほしい」とか、「バスの運行範囲を直線距離で考えるのは問題がある」とか、「バスの運行範囲が狭過ぎる」というような声が出て、運行基準を見直すことにしたということだったと思います。

（２）のウの「徒歩の通学範囲」についてであります。

当初の案の直線距離２キロというのは、実際の距離で言えば２.２キロから２.３キロというようなことになると、子どもの足だと４５分から５０分歩くということになると思います。もちろん、桃花台などはかつ坂が多いという、そういうことも加えて考えなければいけません。

先日から熱中症の話題が出ておりますけど、やはり、小学校の低学年の子どもでも大きなランドセルを背負ってですね、夏の暑い日も、冬の寒い日も、毎日、通学するわけであります。徒歩で４５分から５０分というのは、小学生の児童では相当大変な通学時間ではないかと考えます。登下校だけで疲れ切ってしまっていては、その後の学習活動にも差し支えが出ると考えます。ということですから、運行エリア、バスの運行エリアの基準の見直しというのは当然のことだというふうに私は思っておりました。児童生徒の通学実態に見合っているかどうかというところから出発して、スクールバスの運行範囲を決めていくことが求められていると思います。

そこで、（２）のエについて再質問をいたします。

８月２４日の保護者等意見交換会で見直されたスクールバスの運行基準についての質問です。「実際の通学距離が２キロメートル以上となる児童に加えて、地域の特性、学校までの高低差等に配慮してスクールバスの運行をする」という基準案のことです。

それについて再質問をします。

この運行エリアの基準の見直しの結果、まず、バスの利用対象の児童はどのくらい

増えることになったのかお聞きをいたします。

○教育部長（矢本博士）

学校再編後の2校を合わせますと、当初、100人程度と見込んでおりましたスクールバスの対象児童は、スクールバスの運行エリアを拡大したことに伴いまして、250人程度になると見込んでおります。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

約100人から250人に倍増、2.5倍ですか、素晴らしいことだと評価をしたいと私は思っております。

もう一点、それに関連して再質問をいたします。

意見交換会において出されたことで、ほかに、台数やコースなど、バスの運行に関して変更した点がありましたら教えてください。

○教育部長（矢本博士）

スクールバスにつきましては、運行エリアの見直しのほか、運行本数の見直しを行い、部活動に取り組む児童がスクールバスに乗れるよう、部活動の実施日については第3便を運行することといたしました。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

バスの本数とか台数も増やして、コースも変更したということだと思います。住民の皆さんの声を反映していただいているというふうに思っております。ただ、問題になる点もあると考えています。それがオについてであります。

保護者等意見交換会で出されたこの新しい見直し運行基準ですけど、「地域の特性、学校までの高低差等に配慮する」という。この地域の特性というのは、やはり分かりにくい、非常に曖昧というか、玉虫色というか、分かりにくい基準ではないかと私は思います。

学校再編というのは、先ほど、篠岡地区はちょっと特殊だみたいなお話ありましたが、これから市内のどの地域でも多かれ少なかれ問題になる、避けては通れない問題だと私は思っております。もちろん、篠岡、篠岡だけじゃなくて、北里、巾下もそうですけど、それだけではない、どの地域でも。篠塚地区は特別だというわけにはいきません。そのバスの運行基準が曖昧なものだったり、地域によってばらばらだったりしたら、当然、不満も出るでしょうし、また、後々、混乱を招くことになるのではないかと思っております。ですから、新たに徒歩通学可能距離から見直して、市内のどの地域にも適用できるような新たなバスの運行基準をつくるべきではないかと考え

ております。

そこで、オに関連して再質問をいたします。

東京都の町田市や足立区などでは、徒歩通学範囲をおおむね30分程度としております。これは、児童の徒歩で時速約3キロで言うと1.5キロメートル以内が徒歩通学区域ということになります。本市のバス、先ほどのバス通行エリアの基準、徒歩通学距離で2.0キロ以上、2キロ以上というのとはちょっと隔たりがあるというふうに思っております。

そこで、「地域の特性に配慮する」といったような漠然としたものではなくて、町田市や足立区のように、「徒歩でおおむね30分以上」という、以上の地域というような「はっきりした新たなバス運行基準」をつくらないのか、再度、伺います。そういう基準をつくったらですよ、たとえ地域によって勾配、上り下りがあっても、上りとか下りがあってもですね、通学路が直線じゃなくて、曲がりくねっていても、徒歩通学時間30分程度としておけばですね、市内のどこにでも通用するような、曖昧ではないスクールバスの運行基準になるんじゃないか、そのように考えております。

御回答をお願いいたします。

○教育部長（矢本博士）

本市の篠岡地区におけるスクールバスの運行エリアの基準といたしましては、実際の通学距離が2キロメートル以上となる児童に加え、地域の特性である勾配にも配慮して運行エリアを設定していくとしたということであります。

御紹介いただきました東京都町田市や足立区の基準は、各自治体の人口密度や児童生徒数、自治体の広さやその中での学校の立地など、地域の実情を踏まえて設定されたものでありますので、本市に置き換えて評価をすることはできないものと考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

やはりですね、市内のどの地域でも対応できるような、分かりやすいバスの運行基準が必要ではないかと重ねて言っておきたいと思います。

もう一点、オに関して再質問いたします。

スクールバスの運行エリア基準を見直して、バスの運行対象エリアを広げる場合ですが、どのような対応が可能なのか、また、必要なのか、今後、問題点をいろいろ考えていかなければいけないと思っております。

仮にですが、今後、バスを大型化して乗車定員を増やしたり、バスの運行本数を増やすことによってさらにバスの運行エリアを広げることはできないか、見解をお伺い

いたします。

○教育部長（矢本博士）

仮に基準を見直し、運行エリアを拡大する場合、篠岡地区につきましては、道幅の狭いところもあるため、大型バスの活用は難しく、中型バスとマイクロバスを併用することが望ましいと考えています。

そのため、スクールバスの運行台数を増やして対応していくことが考えられますが、現時点では、先ほどもお答えしたとおり、通学距離につきましては、市内の各小学校の児童の多くが2キロメートル以内を徒歩で通学していますので、現在お示ししているバスの運行エリアは適正であると考えております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

バスの大型化というのはね、道幅のことがあるのでなかなか簡単にはできないかもしれないと思いますが、バス運行についてはね、今後も、もうできることはぜひやってほしいというふうに思います。

時間がありません。最後に、（3）の今後のスケジュールについてであります。

内容を繰り返すことはいたしません。ただですね、住民説明会、そして、教職員による「学校再編準備調査研究委員会」、そして、パブリックコメントの全てにおいてですね、教職員と保護者だけではなくて、未就学児の保護者を含めた地域住民の声もしっかり聴いてですね、再編に当たってほしいと思います。ぜひその点はよろしく願いをいたしたいと思います。

以上、項目1については以上であります。

○議長（小島倫明）

質問の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

（午前11時50分 休 憩）

（午後1時00分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

○3番（猪飼健治）

それでは、午前中に続きまして、質問項目2、「こまき『夢☆チャレンジ』科」に

ついて、一括して質問をいたします。

私はですね、35年間、一教員として学校現場に関わってきた者として、この「夢☆チャレンジ」科についてはですね、ずっと気にかけていたことであります。

6月議会におきまして、中川教育長は、山田議員への答弁の中で、「夢☆チャレンジ」科の創設について、次のように述べていらっしゃいます。「「こまき『夢☆チャレンジ』科」の創設につきましては、学校の教員等から要望があったわけではありません。文部科学省等から示される今後の教育の展望に鑑み、市教育委員会として、児童生徒が個々に課題を持ち、探究的に学ぶことで、これからの社会を生き抜く力として、課題解決力、創造力、調整力を児童生徒に身につけさせたいと願い、導入することにした」と言っております。

そこで、(1)として、「夢☆チャレンジ」科の創設に関して、学校現場では、年度末等に今回の「夢☆チャレンジ」科の創設につながるような各教科の授業時数の見直し等の教育課程の反省を実施しているかお伺いをいたします。

次に、(2)「夢☆チャレンジ」科の実施内容についてです。

まず、基本的な点に関してですが、そもそも、「夢☆チャレンジ」科というのは何かという点であります。

そこで、アとしてお聞きします。

そもそも、「夢☆チャレンジ」科という教科・科目もしくは領域は存在するのか、存在しないのか、お聞きをいたします。

次に、「夢☆チャレンジ」科の内容に関してです。昨年9月議会の河内光議員への答弁で、教育長は次のように述べていらっしゃいます。「各教科の授業時数の一部を総合的な学習の時間の拡充に充てますが、総合的な学習の時間につきましては、もともとが国語や算数など、各教科で身につけた知識・技能等を活用して、より多面的・多角的に探究的な学びをする教科でございます。」と。そういう位置づけだと総合的な学習の時間について言っております。しかし、これは、ともすればですが、教科・系統学習というのと課題解決学習・探究的学習というのを対立したものといえますか、と捉えるような、誤解、誤解ですよ、誤解を生みかねないような答弁ではないかと私には感じられました。

そこで、確認のために、イとしてお聞きをいたします。

教科・系統学習というのは、知識、技能の習得であって、課題解決・探究的学習とは別物・対立したものであるというふうに捉えていらっしゃるのか、そうではないのか。教科・系統学習と課題解決・探究的学習の関連について認識をお伺いいたします。

次に、ウ、「総合的な学習の時間」と「夢☆チャレンジ」科の違いについてであり

ます。

教育長は、6月議会の山田議員への答弁で、「従来の総合的な学習の時間との違いについてであります。従来の総合的な学習の時間は、学年や学校ごとにテーマを設定し、調べ学習を行い、発表を行うというといった流れで学習に取り組んできました。取り組んでいきました。一方、「こまき『夢☆チャレンジ』科」では、テーマ設定において、児童生徒一人一人が調べてみたいことや、日頃から抱いていた疑問等を基に課題を設定いたします。」と述べていらっしゃいます。

教科、科目の話で、「夢☆チャレンジ」科というのは、「総合的な学習の時間」の一部だと思っておりますけれども、「総合的な学習の時間」と「夢☆チャレンジ」科ではどのような違いがあると考えているのか、改めて見解をお伺いいたします。

次に、(3) 標準授業時数の考え方についてです。

まず、アとして、標準授業時数とはどういうものと捉えているか、認識についてお伺いをいたします。

次に、イとして、「授業時数特例校制度が設けられている理由」、言い換えれば、「標準授業時数の変更が申請・認可制になっている理由」についてどのように考えているか、認識についてお伺いをいたします。

最後、(4) は、今後の「夢☆チャレンジ」科実施の検証についてです。

アについて、現段階ですが、「夢☆チャレンジ」科の実施については、学校現場・教員の中ではどのように受け止められているか、分かる範囲で教えてください。

次に、(4) のイについてです。

今後、「夢☆チャレンジ」科の成果及び問題点について、どのような検証の方法をとっていく予定かお伺いをいたします。

以上、質問項目2についての1回目の質問です。

御答弁よろしく願いをいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目2について答弁を求めます。

○教育長（中川宣芳）

質問項目2、「こまき『夢☆チャレンジ』科」について、御質問の内容につきまして、順次、お答えをさせていただきます。

まず、(1) の創設についての年度末の段階で教育課程等の反省を実施しているかということについてのお尋ねでございます。

各学校におきましては、教育活動全般につきまして、毎年、年度末に反省を行い、次年度に向けて改善を行っております。その中の学習指導に関する反省におきまして

は、児童生徒の学習状況から、授業の方法や評価等、いわゆる教育課程に係る内容についての検討がなされておるところであります。

特に、「子どもたちがより主体的に学習に向かえるようにするためにはどうしたらよいのか」「子どもたちが学習課題を自分事として捉えていくためにはどうしたらよいのか」などの課題につきましては、多くの教員が常に考えていることでありまして、多くの学校で年度末反省の話題に上がっているところでもあります。

そうした反省、次年度への方策等は、各学校から市教育委員会に報告がなされます。「こまき『夢☆チャレンジ』科」の創設に当たっては、各学校からの課題等を分析をし、各教科の授業時数の大枠を示し、創設に至ったところでもあります。

続いて、(2)実施方法についてのア、「こまき『夢☆チャレンジ』科」という教科もしくは領域は存在するのかっていうことについてでございますが、「こまき『夢☆チャレンジ』科」は、総合的な学習の時間の中に位置づけられたものでありまして、学習指導要領における単独の教科や領域ではございません。近年、文部科学省は、問題解決的な活動が発展的に繰り返される探究的な活動の重要性を提言しておるところであります。

そこで、本市の小中学校におきましては、授業時数特例校制度を活用し、総合的な学習の時間を拡充いたしました。この拡充した時間を「こまき『夢☆チャレンジ』科」と呼び、児童生徒が自らの課題を設定し、情報を収集したり、整理・分析したりしながら設定した課題を探究する活動に取り組むものであります。

続いて、イ、教科・系統学習と課題解決・探究的学習の関連についての認識についてでございますが、総合的な学習の時間は、教科横断的な学びを重視しているため、各教科との関連を深く意識することが大切であります。

その上で、今回、総合的な学習の時間を拡充し、探究的な活動に力を入れていくことといたしました。探究的な活動で身につける「課題解決力」「創造力」「調整力」といった力は、総合的な学習の時間だけで培うものではなく、各教科で養った知識や技能を相互に補完するものであると考えております。また、探究的な学習については、総合的な学習の時間だけでなく、各教科においても進めてほしいと願っているところです。学習の課題を自分事として捉え、自ら課題解決に必要な情報を集め、整理したり分析したりしながら、各教科と総合的な学習の時間の中で探究的な学習に取り組んでほしいと考えておる次第であります。

次に、ウ、「総合的な学習の時間」と「夢☆チャレンジ」科の違いについての見解についてでございますが、先ほどの御質問でも答弁させていただいたとおり、「こまき『夢☆チャレンジ』科」は総合的な学習の時間の一部であります。授業時数特例校

の制度を活用して拡充した時間を「こまき『夢☆チャレンジ』科」と呼ぶこととし、児童生徒自らが設定した課題について探究的に活動する「My 探究」に取り組んでおります。

この「My 探究」の時間におきましては、児童生徒がそれぞれ、個々の興味や関心に基づいて設定した課題を探究的に調べてまいります。これまで総合的な学習の時間で取り組んできた学習については、「テーマ探究」として、学年や学級などで設定したテーマに基づいて、そのテーマの中で個々に課題を設定し、探究的な活動に取り組んでおります。

次に、（３）標準授業時数の考え方についてのア、標準授業時数についての認識のお尋ねでございますが、標準授業時数とは、学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮して国が定めたものであると認識しております。

次に、イ、授業時数特例校制度が設けられている理由についてであります。授業時数特例校制度とは、文部科学大臣の指定により、教科等ごとの授業時数の配分の変更によりまして特別の教育課程を編成して教育を実施する制度であります。

学習指導要領の狙いとする資質・能力の育成と、一定の総授業時数の確保による教育の機会均等の観点を踏まえ、総枠としての年間の総授業時数は確保した上で、教科横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実を目指す目的がございます。

各教科等の特質を踏まえつつ、教科ごとの授業時数の配分について一定の弾力化を可能にし、学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を図るために設けられた制度であると認識しております。

次に、（４）今後の検証についてであります。

ア、現段階で「こまき『夢☆チャレンジ』科」の実施について、学校現場、教員の中ではどのように受け止められているかのお尋ねでございます。

「こまき『夢☆チャレンジ』科」の実施につきましては、市内の学校では試行錯誤と創意工夫を繰り返しながら、児童生徒とともに探究的な活動に取り組んでおります。特に、「My 探究」に取り組む「こまき『夢☆チャレンジ』科」におきましては、児童生徒と教職員が対話をしながら、共に課題を調査・検証する姿が見られます。

現段階におきましては、「児童生徒が探究パートナーと一緒に楽しそうに探究しているところを見ているとうれしくなる」とか、「課題の設定が探究活動のポイントであると感じているので、しっかりとサポートをしていきたい」という肯定的な声が多く届いているところであります。

続いて、イ、「こまき『夢☆チャレンジ』科」の成果や問題点について、どのような検証の方法をとっていくのかということでもあります。

「こまき『夢☆チャレンジ』科」の成果や課題を具体的に把握・検証するために、児童生徒及び教職員に向けたアンケート調査を行い、探究的な活動の効果を測定したいと考えています。

そして、その結果を分析することを通して、成果と課題を明確にし、今後もより実効性の高い活動となっていくよう検証してまいります。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

御回答ありがとうございました。

では、時間がありません。（１）に関してです。

年度末等に各学校現場で教育課程等の反省は実施していると。実施していても、その中で、各教科、例えば国語、数学、理科、社会の時間数を減らしてほしいとか、総合的な学習の時間を増やしてほしいとか、そういう声が、「夢☆チャレンジ」科の創設につながるような具体的な声が上がっていたわけではないということだと思います。やはり、学校現場からの要望ではないということで、これは大きな問題ではないか。教育に関しては、やっぱりトップダウンではなくて、ボトムアップというのが求められているのではないかと私は考えております。

次に、（２）のアに関してです。

「こまき『夢☆チャレンジ』科」という、教科、科目もしくは領域は存在しないということで、あくまで「総合的な学習の時間」という学習活動の領域ですね、その中の今回、授業時数特例校の申請によって増やした部分、授業時数部分を小牧市内では「こまき『夢☆チャレンジ』科」と呼んでいると。「夢☆チャレンジ」科というのは、総合的な学習の時間という学習活動の一部にすぎないと、そういうふうに理解すべきだということですね。

（２）のイに関して再質問をいたします。

従来の教科学習の中では、「探究的な学習」「課題解決学習」は取り入れられてこなかったのか、見解をお聞きいたします。

○教育長（中川宣芳）

先ほどの質問でも同様の答弁をさせていただきましたが、各教科における探究的な学習につきましては、現行の学習指導要領でも示されている「主体的・対話的で深い学び」の具現化以前より、小牧市におきましては、「学び合う学び」における学習の体系化の中で周知をいたしまして、以来、20年余にわたり実践をしてきているところ

であります。

以上です。

○3 番（猪飼健治）

当然、今までの教科学習においても、そして、総合的な学習の時間においても、知識、技能の習得だけがもちろん目的ではなくて、目的は児童生徒の思考力・判断力・表現力の育成とか、学習に臨む態度の育成など、やっぱりその目的、学習目的は多岐にわたっているわけですから、そのためには各教科の中でも、当然、児童生徒自身が自分で学習課題を設定し、課題に向かって調べたり、情報を集めたり、話し合ったり、まとめたり、発表したりする活動が教科の中でも日常的に行われているわけです。当たり前のことですが。

ですから、今までの教科学習は知識の詰め込みであって、今後の「総合的な学習の時間」「夢☆チャレンジ」科は、探究的なものであるような、というような、対立して捉えたり、二者択一的に捉える、そういう決めつけた見方をもしするとしたら、それは適切ではないということになると、当然、思います。

次に、（１）のウに関してです。

そうすると、「総合的な学習の時間」と「夢☆チャレンジ」科の違いはあるのかが問題になります。

そこで、再質問をいたします。

たまたまこれまでは、小牧市内では学年や学校単位で「総合的な学習の時間」を実施していたわけですが、従来の「総合的な学習の時間」においても、一人一人が課題テーマを設定して、問題解決や探究を進める学習ができたのではないか。むしろそれが、それをやることが推奨されていたのではないか、認識についてお伺いをいたします。

○教育長（中川宣芳）

こちら先ほど答弁をさせていただきましたが、これまでの総合的な学習の時間におきまして、学校や学年ごとに共通のテーマであっても、児童生徒一人一人がテーマを設定して探究的な学習に取り組んでまいりました。例えばですね、学年の共通テーマが例えば「福祉」であっても、これ、高齢者福祉を課題とする子もいれば、障がい者福祉を課題に設定する子もおるわけであります。

このたびの「こまき『夢☆チャレンジ』科」の実施につきましては、実は総合的な学習の時間が創設され、導入された当初から、現在は授業時数が削減されていることや、総合的な学習の時間が導入されてから20年余が経過をいたしまして、探究的な活動がやや形骸化し、ただ調べ学習を行うだけになってきていたことを危惧しているわ

けであります。そのため、現場からそういった要請はなかったとしても、何も上意下達で臨むのではなくて、その課題を総合して判断をし、設定を考えたところであります。

総合的な学習の時間で行う探究的な活動の活性化や、より児童生徒一人一人の興味や関心に基づいたテーマで課題を設定して、より深く探究的に学んでほしいと願い、また、じっくりと課題に向き合う時間を確保する必要があると判断をし、導入したものであります。

以上であります。

〇3番（猪飼健治）

結局、これまでの総合的な学習の時間においても、教科横断的な、総合的な一人一人の課題テーマに応じた探究的な学習というのはできたはずであり、むしろ実施すべきものとされていたと。そうなるそうですね、基本的に、従来の「総合的な学習の時間」と小牧で言うところの「夢☆チャレンジ」科との差はないんじゃないかと。私は、「夢☆チャレンジ」科というのは総合的な学習の時間の中身を変え、内容を変えずにですね、時数を増やして、その一部を看板を架け替えたんだというふうに言えるんじゃないかと思っています。

次に、（3）のイについてです。

まず、基本的な考え方として、各教科の授業時数が削減されても、履修すべき内容が減るわけではありません。標準授業時数というのはですね、学習指導要領などによって履修すべき内容に応じて大枠が設定されているものであって、安易に変更すべきものではないはずだと考えております。

（3）のイについてです。

今、中教審がですね、標準授業時数の弾力化を検討していることは私も知っております。しかし、それでもですね、授業時数の大枠が変わるものでありませんし、現時点においてはですね、この授業時数というのは安易に変更できないように標準授業時数の変更は届出ではなくて、特例として認可されていると、そういうふうに認識をしております。ですから、やはり、原則としてはですよ、原則としては各教科の標準授業時数は守られるべきものだと、このように私は理解をしております。

また、各教科においてですね、標準授業時数を減らすということは非常に大きなことなんですよ。授業時数が減ればですね、各教科においては少ない授業時数の中で、履修内容、同じような履修内容を理解するためにやりくりをしなければいけない。1割授業時数が減れば、年間で1か月分、授業時数は減ることになるわけですから、年間指導計画も変えなければいけません。現場の教員は困っていないかというのが私の気

持ちであります。ですから、冒頭に学校現場の教育課程の反省で、そういうね、「各教科の授業時数を減らして、総合的な学習の時間の時数を増やす」という、そういう要望出てたのかとお聞きしたわけですよ。

私自身の肌感覚で言いますとですね、授業時数は足りなくて困ることはあっても、余るということは決してないと思っております。それでなくてもですね、週休2日になって、履修すべき内容も下学年に下りてきたりしております。また、子ども自身がですね、調べたり、話し合ったり、まとめて発表したり、自分で考え、理解する時間を持とうとすればするほど、各教科の中では授業時数は足りなくなります。

探究的な学習がもちろん大事であることは私もそう思っておりますけど、各教科の標準授業時数を減らしてまで総合的な学習の時間を増やすということとは、それはやっぱり別問題ではないかと、私はそう思います。ですから、安易に実施することには大きな問題があるというふうに思います。

そこで、(4)のAに関する、時間ありませんが、再質問です。

「夢☆チャレンジ」科については、現場の教員からは、「各教科の授業時数が減って、総合的な学習の時間が増えた」という、そういう捉え方がされているのか、そうではないか、受け止め方をお聞きいたします。

○教育長（中川宣芳）

授業時数特例校の制度を活用いたしまして、各教科等の授業時数の配分を変更する際、国語や数学といった各教科にある発展的な内容やトピック的な内容を扱う授業時数を総合的な学習の時間において教科横断的に扱い、探究的な活動を推進していく旨を教職員に説明してまいりました。

そのため、各教科の授業時数が減って、総合的な学習の時間が増えたのではなく、各教科の授業時数と総合的な学習の時間を「重ねて」、教科横断的に学習するという捉え方をしていると私どもは認識しております。

以上であります。

○3番（猪飼健治）

時間がないので、本当は再質問したかったんですけども、ちょっと時間がないので、ちょっと一言だけ言って終わりにしたいと思いますけれども、やはりですね、各教科の授業時数の減少によってですね、やはり、教科内容の履修に関して、子どもの理解が不十分に終わるんじゃないかという、そういう不安の声というのはやはりネット上でもですね、教員ではないかもしれませんが、学力低下に対する不安の声とか、履修内容に関する不安の声、そういうのは上がっております。もちろん一部の声ではいけないのでね、だからこそ検証が必要だと思うわけですがけれども、やはり、現場の教員

の声を大切にして検証を進める必要があり、また、やはり、子どもの教科内容の理解がね、十分に保障されることが必要で、そのための検証をぜひやっていただきたいというふうに思います。

教職員や児童生徒へのアンケート、年度末と言わず、できるだけ早く実施をしていただきたい。また、近年ですね、全国学力調査でも基礎学力の低下が言われておりますから、「夢☆チャレンジ」科の実施で学力の低下が見られないかどうかということについても、ぜひ検証を進めていただきたいと思います。

そして、必要ならばですね、授業時数特例校指定をやめるという、そういう申請も含めて、実施内容の手直しをぜひ行っていただきたいと思います。ぜひよろしく願いをいたします。

以上で私からの一般質問は全て終わります。

○議長（小島倫明）

次に、山田美代子議員。

○10番（山田美代子）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って質問項目1点、質問させていただきます。

小牧市は、市内に16の小学校があり、その全ての小学校に児童クラブが整備されています。そして、設置や運営に関する基準を市が定め、事業を実施しています。放課後や夏休み等の長期休業期間中に児童が安心して過ごせる居場所としての児童クラブの利用者は、子どもを持つ女性の就業率の増加とともに年々増え続け、令和6年5月時点の全国の利用者数は約152万人と過去最高となっています。

児童クラブが、当然、安心安全な場所であることは言うまでもありません。安全性を確保する条件の一つに適正な支援員の配置が必要となってくるわけですが、最近では児童クラブ支援員を募集しても、なかなか人が集まらないことや、配慮が必要な児童が増えていることでさらに支援員の確保が必要となっていて、現場は人材確保に大変苦慮しているようです。

このような現状の中で、小牧市児童クラブ支援員募集要項が令和7年度の任用から変更になりました。変更点は2点、資格を問わなくなったことと時給が変更になったことですが、私はこの時給が変更になったことは大変問題だと訴えたいことです。

令和6年度と比べ、300円も下がった支援員がいることです。そのことで、長年、夏休み等にアルバイト支援員として働いていた方が、今回は応募しなかったということをお聞きしました。この方は、教員免許を持ち、小学校でスクールサポーターとして勤務し、今年の夏休みも子どもたちと関わっていたい、子どもたちを見守っていた

いと強い思いがありましたが、市の対応の悪さも関係して、影響して、悩んだ末、応募をしませんでした。

今どきですね、時給が下がるなんて考えられないと思うんですよね。今までの時給は私は保障するべきだという考えで質問をいたします。

安心安全な児童クラブの質を維持していく上でも、専門職の児童クラブ支援員の人材をどう確保していくかということは、今後の重要な課題の一つではないかと考えます。

それでは、質問に入ります。

児童クラブ支援員についてです。

- (1) 児童クラブの職員体制をお尋ねいたします。
- (2) 児童クラブ支援員の応募資格をお尋ねいたします。
- (3) 児童クラブ支援員の給与体系の変更について。

アとして、令和6年度と令和7年度の給与体系の違いをお尋ねいたします。

イとして、給与体系を変更した経緯をお尋ねいたします。

ウとして、今回の給与体系の変更で、時給が下がった事例はあるのかお尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

分かりやすい答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○こども未来部次長（野田 弘）

それでは、質問項目1、児童クラブ支援員について、（1）児童クラブ支援員の職員体制についてのお尋ねであります。

本市では、各小学校区に児童クラブを整備し、そのうち、運営を民間委託している大城児童クラブを除く15児童クラブにおいては、9月1日現在で153人の会計年度任用職員を配置し、運営しております。

各児童クラブには、児童クラブを統括する所長、所長を補佐し、各支援単位を統括する指導員、所長及び指導員の指示を受け、運営に従事する支援員を配置しており、その内訳は、所長15人、指導員22人、支援員116人となります。

また、学校の長期休業期間中は、開所時間が長くなるほか、利用児童が増え、支援単位も増加するため、アルバイト支援員の任用や、シルバー人材センター及び人材派遣会社からの労働者派遣により職員体制を補填して運営しております。

職員配置については、条例の基準により、放課後児童支援員認定資格研修を修了し

ている放課後児童支援員を2人以上配置する必要がありますが、そのうち1人を除き、放課後児童支援員を補助する補助員の配置を可能としており、その内訳は放課後児童支援員123人、補助員30人となります。

続きまして、(2) 児童クラブ支援員の応募資格についてであります。

児童クラブ支援員の応募資格には、資格要件や年齢制限を設けておりません。

私からは以上です。

○市長公室長（入江慎介）

続きまして、(3) 児童クラブ支援員の給与体系の変更について、ア、令和6年度と7年度の給与体系の違いについてであります。

給与体系の違いにつきましては、各年の人事院勧告前の4月1日時点の時給とその適用要件でお答えをいたします。

令和6年度は、保育士資格、教職員免許の保有の有無により号給を決定しておりました。任用開始時の時給は、保育士資格、教職員免許を保有している方で、実務経験年数が3年以上の方は2級1号給1,354円、実務経験年数が3年未満の方は、実務経験年数に応じて、1級26号給1,288円から1級28号給1,308円であり、保育士資格、教職員免許を保有していない方は1級1号給1,055円でありました。

令和7年度は、保育士資格、教職員免許の保有の有無ではなく、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」で規定する保育士資格、社会福祉士資格、教員免許を保有するなど、一定の要件を満たし、かつ、放課後児童支援員認定資格研修を修了した放課後児童支援員であるか否かで号給を決定しており、任用開始時の時給は、放課後児童支援員に該当する方は1級11号給1,171円、それ以外の方は1級1号給1,093円であります。

このように、児童クラブ支援員の時給は、令和6年度は保育士資格、教職員免許の保有の有無により決定していましたが、令和7年度からは条例で定める放課後児童支援員であるか否かにより決定するよう見直したものであります。

以上であります。

○こども未来部長（川尻卓哉）

続きまして、イ、給与体系を変更した経緯であります。専門職である一部の会計年度任用職員の報酬につきましては、フルタイムに換算した年収ベースで比較すると、大卒1年目の正規事務職員や再任用職員の年収を上回る事例があり、こうした事例は正規職員の職責に応じた対価、モチベーションの維持に鑑みると、適正とは言い難い状況がありましたので、令和7年度からはフルタイムに換算した年収ベースで、原則、大卒1年目の正規事務職員、フルタイムに換算した再任用職員3級を上回らないよう

見直しを行いました。

児童クラブ支援員においては、年収ベースでの正規職員との逆転現象はないものの、児童クラブの従事経験がなくても、保育士資格、教職員免許を持っているというだけで任用時の時給が高いというケースがあり、放課後児童支援員から不満の声も上がっております。

児童クラブは、原則2人以上の放課後児童支援員を配置することとしておりますので、市といたしましては、十分な放課後児童支援員を確保し、補助員によらず運営できる体制を確保することで、児童クラブのより適正な運営を図るため、併せて見直しを行いました。

続きまして、ウ、今回の給与体系の変更で時給が下がった事例はあるのかのお尋ねであります。

アでお答えしました給与体系の見直しを令和7年4月1日より適用しておりますので、令和7年度に新たに任用した児童クラブ支援員は、見直し後の給与体系が適用されており、令和6年度以前から任用を継続している児童クラブ支援員につきましては、変更前の時給が変更後の時給を上回っている場合は、従前の給与体系を維持しております。

ただし、小学校の長期休業中のみ任用しているアルバイト支援員につきましては、任用期間ごとの雇用契約となり、今年度に新たな任用となりますので、見直し後の給与体系が適用されます。これに該当するアルバイト支援員は25人でありました。

以上になります。

○10番（山田美代子）

御答弁いただきました。

令和6年度から大城小学校の児童クラブは民間委託になり、現在は15小学校の児童クラブは市が運営しており、そこで勤務している支援員が市全体で153人、そのうちの30人が支援員を補助する補助員であることが分かりましたが、夏休み等の長期休業期間中は、アルバイト支援員、シルバーさん、派遣を使っているということですが、その夏休み中の人の配置について、もう少し詳しい説明をお願いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

今年度の夏休み期間におけるアルバイト支援員の任用は74人でありました。夏休み期間のアルバイト支援員は充足していないことから、令和5年度から、不足した場合に、人材派遣会社を通じて確保するよう、児童クラブ支援員派遣委託料を予算化しております。

令和5年度は平日半日勤務の方、お一人、令和6年度以降は午前、午後の勤務で一

日2人を各クラブに派遣する契約としております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

アルバイト支援員、夏休みとかですね、長期休業中のアルバイト支援員は、今年の夏休みは74人いたと。シルバーさんが1時間、派遣の方が、これ、30人と言われましたかね。すいません、今年30人でしたかね。15校ありますので、1校に2人ずつつてことで、結局は、支援員の確保が難しいから派遣に頼らざるを得なくなってきたという現状だと思うんですよね。その人材確保について、市は、今までもそうですけど、どのような努力をしておられるのかお尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

児童クラブ支援員の確保に当たりましては、広報こまき、市ホームページや市の公式LINEなどで周知を行っているほか、適宜、ハローワークなどの求人広告も活用しております。

また、学校の夏休み期間におきましては、通常の募集案内に加えて、民間の求人広告会社への掲載依頼や、県内の大学を通じた大学生への案内、市内小中学校で夏休み期間中に勤務のない非常勤職員や放課後子ども教室の安全管理指導員、駒来塾の学習支援員や学生サポーターへ案内するなどして確保に努めております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

いろいろと努力したけど、結局は派遣を使うことになったと、今の小牧の現状ですね。時給を少し上げるだけで随分違うと思うんですけど、これから先ね、そのことについて質問していきます。

（2）の再質問はありません。後にちょっと関連してきますので、ありません。

しかしですね、この令和6年度と令和7年度の給与体系の違いをみただけでも、これではちょっと人が集まらないんじゃないかなという心配があります。この給与体系の違いで一例を挙げると、時給が下がった人の例をちょっと挙げますと、今まで時給1,354円をもらっていた人が1,093円になったんですよ。1,093円に下がった。約300円、それ、います。あと、もう一人の方が1,391円から1,093円になり、この方は298円減額となった支援員の方です。

もう既にですね、今年の夏休み期間中は、この方は小牧市の児童クラブ支援員を応募せず、他市へ変わりました。時給のいい他市町に変わりました。1人ではないんですね。私がお聞きしただけでも、1人ではないんです。市は把握してるのかっていう、お聞きしたとき、把握してない、何人、他市町に行ったかっていうのは把握してない

ということだったんですけど、私が知ってるだけでも3人はいます。

大切なこの人材が失われることに関してですね、私はこれは小牧市にとってすごい損失ではないかと思うんですけど、そのことについて市はどのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

児童クラブは、保護者の就労などにより家庭外で児童が過ごす時間を安全に支える重要な役割を担っております。核家族世帯や共働き世帯の増加などにより、児童クラブに対するニーズが高まる中、安定した運営のためには、一定の質が確保された児童クラブ支援員は当然ながら貴重な人材であると考えております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

貴重な人材であると言われるけども、結果的に支援員の人たちはそのように思われてないんじゃないかっていうことを言われてます。

3のイの再質ですね、再質に入ります。

私が一番、令和6年度から7年度に変更になったこの経緯が一番気になるんですね。その中に不満の声が上がっていたと。資格を持ってるだけで時給が高い人からすると、資格がなくて時給の低い人から不満の声が上がっていたから時給を下げたとも取れるんですけど。ということは、片方だけの意見ですよ、これ、不満の声というのは。今まで資格があり、今回、時給が下がった支援員の、今回、このように変えるっていうのに当たり、支援員の声はどこかで聞いたのでしょうか。お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

支援員の意見を聞いたかの御質問であります。支援員につきましては、毎年度は自己申告という形で契約の更新に当たってヒアリングを行いますので、そういった機会などを通じて意見をお聞きしております。

以上になります。

○10番（山田美代子）

今回ですね、一部のアルバイト支援員の方が時給が下がるということは、何かあまり周知されてなかったようです。

ここで言えることは、その不満の声というのであれば、同一労働、同一賃金で、賃金が上がるなら理解できますが、今のね、御時世、ちょっと理解できないと思いますよ。今は賃金上げろ、上げろという御時世ですのでね。

今後、この令和7年度の任用の変更を行ったことで、今後、十分な支援員を確保できないと思うんですけど、これでは。でも、先ほどの答弁の中で、十分な支援員を確

保し、児童クラブのより適正な運営を図るために見直したとありますけど、時給が高い人、そちらへ人は流れていきますよね。時給が低いと、人は集まりませんよね。これ、少しちょっと矛盾してるんじゃないかと思いますが、もう一度、ここの説明をお願いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、児童クラブにおきましては年収ベースの正規職員との逆転現象がなかったものの、児童クラブの従事件数がなくても保育士資格、教員免許を持っているというだけで任用時の時給が高いというケースがあり、それに対する不満もあったというような背景がある中で、児童クラブにつきましては原則2人以上の放課後児童支援員を配置することとしておりますので、十分な支援を確保するために、補助員によらず運営できる体制を確保するために、より適正な運営を図るため行ったものであります。

以上になります。

○10番（山田美代子）

財政がね、厳しいと市長から予算の切り詰めの指示が各部署であると聞いていますが、そのことが今回の時給の変更に少なからずとも影響があったのかなかったのか、お尋ねいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

何度も同じ答弁になってしまいますが、先ほども申しあげましたように、児童クラブは原則2人以上の放課後児童支援員を配置することとしておりますので、十分な放課後児童支援員を確保し、補助員によらず運営できる体制を確保することにより適正な運用を図るため、見直しを行ったものでありますので、財政的な問題ではございません。

以上になります。

○10番（山田美代子）

よかったですね。そんなね、市長が切り詰めろと言ってるから、そこで切るなんてとんでもない話ですから、一応、お聞きしました。

じゃあ、（3）のウの再質問です。

通年の支援員は、今までどおりの時給が保障されるんですよね。今回、そのアルバイト支援員は時給が下がる。その理由にその都度の雇用契約ということを経由に挙げていますが、契約のときに、前年度までの時給を参考にすればいいというふうに考えますが、今回の変更で時給が下がったアルバイト支援員が25名もいるということです。また、既に辞めた方の人数は含まれてないということでした。

先ほども言いましたけど、私が聞いただけでも3人いるわけですね。ちょっと私が最初に相談受けた人のちょっと経緯をですね、説明させていただきます。やっぱり支援員の方がね、本当にどういう思いでこの子どもと関わっているのか、それもちょっとね、分かってほしいなと思って。まず、この支援員の方は、1月31日にホームページにアップされていた令和7年度児童クラブ支援員、一般支援員の募集っていうのを目にしました。えーと思って、それで自分の時給が今度の夏休みから298円下がることに気がついたわけですね。それで、市に問合せをしたわけです。そしたら、それに対して、よく気がつきましたねと、市はお金がないんですよ、嫌なら辞めてもらってもいいですよと、アルバイト支援員はその都度の契約だから、法的には問題がないとまで言われたそうです。本当にね、市の対応にはもう力を落としたというふうにお聞きしました。

これ、1月31日にホームページを見られたんですけど、私が相談を受けたのは3月の1日でした。それから私も、3月上旬にこども政策課、人事課、こども政策課、人事課と何度かどうということなんですかっていうふうにお尋ねしましたが、私も、私にとっても腑に落ちる説明はなかったんですね。そして、ずっと日にち、そのままもう、これはもうこのままずっと止まってたんですけども、私の頭の中にずっとそれとか残ってまして、そういうところに、この夏休みに入って、まず7月23日、これは違う方からなんですけど、今、いろんな子たちが利用するから受入れが大変、インクルーシブは難しい、支援員のその方も、もう心の余裕がない。また別の方、別のクラブの別の方からなんですけど、派遣をお願いしてもドタキャン、夏休み初日なのに所長さんがお休みしていました。学生は7月は大学があるからと、あるから来れないとか、8月はお友達と旅行に行くからその日は出れないとか、やはり派遣というのは責任がないと思うんですよね。別のクラブのまた派遣のドタキャンの話です。昨日、派遣からドタキャンがあって、昨日、その代わりに来たおばあちゃん、ただ、頭数合わせの人で、何もやらせられなかったと。支援員の体調不良でシフトに穴が空き、一日勤務に、午前か午後かなんですけど、一日勤務になった人もいたと。アルバイトの人、アルバイトの時給が減、この夏休み働いていた方で300円も下がったから、次は考えると言っておられる方もいたそうです。

児童クラブの支援員の方の仕事に対する思いっていうのを初めて、私、個々にお聞きしました。やはり、一人一人の子どもの育ちの部分にどう関わって、関われるのかということを常に考え、仕事をしていますと。だから、昔はね、何かただ立って見守るだけとか言ってましたけど、もう本当にそうではないんだなということ、その先に、一番最初に相談を受けた方も、本当は小牧市の小学校のスクールサポート、サポータ

一をしてるので、夏休みをもう子どもたちと接していたかったけども、やはり市の対応でもうすごくがっかりして、本人がほかの市町の夏休みのクラブ支援員になった。もうこれは苦渋の決断をしたというふうにおっしゃっていました。

最後に、ちょっと要望をさせていただいて終わりにしたいんですけど、その前にちょっと、ちょっと日にち的にちょっと納得いかないことがありますので、ちょっと聞きたいと思います。

実は、3月の中旬に、ある方が、その児童クラブの職員の待遇が変わったので、署名を集めようとしたんですね。これ、要望書の日付は3月14日なんですけど、ちょっと全部読むと長いので、途中だけちょっと読まさせていただきます。

令和6年度と比較し、教職員、保育士資格のある人が今回の改定で時給1,391円から1,093円になり、298円減額となります。合理的な理由や切迫した理由の十分な説明がなく改定が行われており、勤労者の労働意欲をそぎ、質の低下を招くことにもなりかねません。子どもたちが安心して利用できる児童クラブを実現するために、本要望、時給、元どおりにしてくださいという要望ですが、本要望に対する御理解と御支援を承りますようお願いしますというふうに署名を集めようとしてしました。しかし、校長に相談したところ、やめたほうがいいと。また、ほかの賛同する支援員の人も、署名することによって上からどう見られるか、評価に響かないか心配だ。また、同じ職場で人間関係が悪くならないか心配だ、心配ということで、この署名はされませんでした。

もう一つ、これ、3月なんですけど、この相談の方はもう3月の末の時点でほかのところに行くというふうにもう決められ、その後に市から届いたお知らせ、これ、日付は令和7年4月の18日になっています。児童クラブ支援員各位、こども政策課長よりです。

このたび、児童クラブ支援員の賃金を下記のとおり改定いたしました。つきましては、児童クラブ支援員につきましても、アルバイト支援員につきましても同様の扱いとなりますのでお知らせいたします。給与明細の送付が遅れて申し訳ございません。

これ、4月の18日という日付なんですけど、ここに給与改定の金額も書いてあり、この日付って、この時点でのお知らせってどうなんですかね。ちょっと遅過ぎるんじゃないかなと思いますけど、ちょっと説明をお願いいたします。

○こども未来部長（川尻卓哉）

給与体系の変更の周知につきましては、アルバイト支援員を除く児童クラブ支援員につきましては、見直し後の時給での募集内容を令和7年1月号の広報こまき及び市ホームページで周知、募集をしたほか、児童クラブ所長会議を通じて全職員に周知を

しております。

アルバイト支援員への周知につきましては、見直し後の給与体系が新たに適用となる夏休みのアルバイトの募集を例年5月から行っておりますので、春休み期間に任用したアルバイト支援員に対して、3月分の給与明細に併せて4月に送付させていただきました。

以上になります。

○10番（山田美代子）

すぐね、時給を元に戻せっていう質問はしませんけども、答えがないと思いますので、市長が答えなければ別ですけど、ないですね。

ちょっと最後に要望させていただきます。

今後もですね、「夢☆チャレンジ」科を掲げている小牧市ですよ。今後も、子どもの居場所として、小牧の児童クラブが安心安全で、よい環境で、環境が維持されるためにも、やはり市がしっかりとやはり支援員を大切な人材として雇用していくことを求めることと、10月にはですね、最低賃金の見直しがされます。このタイミングで児童クラブ支援員の賃金、下がった賃金を上げる、見直すことを求めています。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、安江美代子議員。

○11番（安江美代子）

議長のお許しをいただきましたので、1項目、質問をさせていただきます。

質問項目1、マイナンバーカードの保険証利用、いわゆるマイナ保険証の問題についてです。

政府は、マイナ保険証への一本化に向けて、12月2日以降、従来の健康保険証の利用を停止する方針です。「一本化」といえば、様々な煩雑な手続が一つに効率化されるように聞こえますが、実態は真逆になっております。保険証の発行廃止以降、医療機関での窓口で利用者の保険情報を確認する「証明書」は、期限切れの保険証の暫定的な運用も含めると、少なくとも9種類も混在する異常事態となっています。

これらの混在する「証明書」は、これまでは紙の保険証1枚あれば不要だったものばかりで、政府が従来の保険証の廃止に固執し、そのために例外を積み重ねに積み重ねた結果です。政府のデジタル化の押売で、事務手続が効率化するどころか、より煩雑になっているのが実態です。東京都世田谷区や渋谷区は、事務手続の煩雑をなくし、市民が安心して医療が受けられるように、国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を送付することを決めたと聞いています。

私は、自治体の役割は市民が安心して医療が受けられるようにすることであり、小牧市でも国保加入者全員に「資格確認書」を送付したらどうでしょうか。本市の見解をお尋ねいたします。

(1) マイナ保険証について。

ア、本市の国保加入者のうち、マイナ保険証の登録している人数をお尋ねいたします。

イ、マイナ保険証に登録していない国保加入者に送付されている「資格確認書」の人数をお尋ねいたします。

ウ、マイナ保険証が期限切れになっている場合の対応はどのようになっているのかお尋ねいたします。

(2) 国民健康保険加入者全員に「資格確認書」を送付することについて。

マイナ保険証を持っている人、持っていない人、持っていて有効期限が切れている人など、それぞれ対応が違って、非常に分かりにくくなっています。また、事務手続も煩雑になっています。私は、世田谷区や渋谷区のように国保加入者全員に資格確認書を送付することで、市民も分かりやすくなるし、事務手続も効率化できると思います。本市の見解をお尋ねいたします。

(3) 特別療養費について。

従来の保険証の廃止に伴い、国保税滞納世帯に対しては、これまでの保険証取上げの措置から、窓口で一度、10割負担で支払い、事後に市町村から7割分の特別療養費の支払いを受ける措置へと変更しています。ところが、困窮世帯にとって、10割負担は苛酷で、受診が困難になっているのが実態だと思います。

国会で、日本共産党の田村貴昭衆議院議員が質問主意書で確認した厚労省の答弁は、「滞納世帯が医療を受ける必要があるのに、医療機関窓口での一時払いが困難だと申し出た場合には、市町村が「特別な事情に準ずる状況」にあると判断することができ、その場合は特別療養費の支給に代えて療養の給付等を行うこととなる」と説明しています。この際、市町村に医療の必要性についての判断は求めないとしています。

私は、滞納の状況を丁寧に把握して、10割が払えないなら医療にかかれない、こういう状況をつくってはいけないと思います。これが自治体の役割だというふうに思っています。

そこでお尋ねします。

ア、本市では、窓口で医療費を一度、10割負担で支払い、事後に市から7割分の特別療養費を受ける対象者は何人いるのかお尋ねいたします。

イ、滞納世帯が医療を受ける必要はあるが、医療機関窓口での支払いが困難だと申

し出た場合、市の対応はどのようになるのかお尋ねいたします。

1 回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○福祉部次長（山本格史）

質問項目 1、マイナンバーカードの保険証利用（マイナ保険証）の問題点についての（1）マイナ保険証についてのア、本市の国民健康保険加入者のうちマイナ保険証として登録している人数でございます。

本年 8 月 1 日時点の人数で申し上げます。国民健康保険に加入している被保険者 2 万 2,962 人のうち、マイナ保険証、これは健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカードを指しますが、これをお持ちの方は 1 万 4,722 人となっております。

次に、イのマイナ保険証に登録していない国民健康保険加入者で、資格確認書を送付した人数でございます。

同様に本年 8 月 1 日時点の人数で申し上げます。資格確認書は 8,240 人に交付しております。

次に、ウのマイナ保険証が期限切れになっている場合の対応でございます。

マイナンバーカードそのものの有効期限は、基本的にカード作成から 10 回目の誕生日までとなっておりますが、オンラインでマイナンバーカードを使用する際に必要となる電子証明書の有効期限は、証明発行手続から 5 回目の誕生日までとなっており、マイナ保険証の有効期限もこの電子証明書の期限が適用されます。

電子証明書の有効期限が近づきますと、公的個人認証サービスシステムを管理している地方公共団体情報システム機構から「有効期限通知書」が送られ、更新をしていただく必要がありますが、電子証明書の有効期限が過ぎても、3 か月間は引き続きマイナ保険証として使用することができます。

なお、有効期限が過ぎて 3 か月の間に更新をされない場合は、マイナ保険証が使用ができなくなる前に市から資格確認書を送付します。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、（2）国民健康保険加入者全員に資格確認書を送付することについて、東京都世田谷区、渋谷区のように国民健康保険加入者全員に資格確認書の交付をしたかどうかのお尋ねであります。

令和 6 年 12 月 2 日に従来の被保険者証が発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することから、本市では本年 7 月 31 日までを有効期限とする被保険者証を令和 6 年 11 月に被保険者に一斉に送付しております。

本年8月1日以降の対応につきましては、マイナ保険証を保有されていない方には「資格確認書」を、マイナ保険証を保有されている方には、御自身の資格情報を容易に確認していただけるよう「資格情報のお知らせ」を7月に一斉に送付しております。

このため、医療機関等における基本的な国民健康保険の資格確認は、マイナ保険証を利用した電子資格確認または資格確認書のいずれかで行っていただくこととなります。

マイナ保険証による資格確認は、医療機関等の受付に設置している顔認証付カードリーダー、以下、カードリーダーと申し上げます、により、オンライン資格確認システムで行いますが、カードリーダーを設置していない医療機関等があることや、カードリーダーの不具合等も想定されるため、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」の二つで資格を確認することや、マイナ保険証とマイナポータルに表示する資格情報画面などで資格を確認することも認められているところです。

さらに、令和8年3月末までの暫定的な確認方法として、被保険者番号等により、オンライン資格確認システムで資格情報を照合するなどの確認方法をとることも差し支えない旨の通知が厚生労働省から発出されております。

以上、申し上げたように、資格確認の運用については、マイナ保険証への移行期において、資格確認ができないなど、被保険者や医療機関等が混乱することがないように一定の配慮がなされていると認識しております。

厚生労働省の資格確認書の運用等に関するQ&Aにおいても、被保険者が「電子資格確認を受けることができない状況にあるとき」に資格確認書を交付することとされておりますので、国の考えに基づいて資格確認書を送付しております。

○福祉部次長（山本格史）

次に、（3）特別療養費についてのア、本市では窓口で医療費を一度、10割負担で支払い、事後に市から7割分の特別療養費の支払いを受ける対象者は何人かでございます。

医療機関を受診するなどの際に、窓口で医療費の全額を一旦、お支払いいただいた後に、申請により一部が償還となる特別療養費の対象者は、令和7年8月1日時点で17世帯、22人となっております。

以上です。

○福祉部長（江口幸全）

続きまして、イ、滞納世帯が医療を受ける必要があるのに、支払いが困難だと申し出た場合の対応についてのお尋ねであります。

特別療養費の対象となる世帯は、納期から1年以上経過しており、納税相談や督促

状などに応じていただけない世帯のうち、滞納額が特に高額の世帯が対象となります。ただし、18歳以下の被保険者またはひとり親世帯などの福祉医療受給者については除外しております。

特別療養費の対象となる世帯には、事前に特別療養費に移行する旨の予告通知を送付し、特別な事情などがある場合には、弁明書を提出していただく旨の案内をしております。

この特別な事情に当たる内容といたしましては、盗難や災害、病気や負傷、事業の休廃止や損失、それらに類する事由となっておりますが、画一的に判断するのではなく、事情を十分にお聞きした上で、個々の事情を考慮しております。

医療費10割を一旦、支払う必要がある特別療養費の対象となった世帯から、医療を受ける必要が生じ、医療費10割の支払いが困難との申出があった場合につきましては、先ほど議員も質問の中で述べられておりましたが、国は、その状況をもって「保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」と考えられ、市が「保険税を納付することができない特別な事情に準ずる状況にある」と判断すれば、特別療養費に代えて通常の3割負担などとなる療養の給付等を行うとの見解を示しておりますので、この見解に基づいた対応をしてまいります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

今、答弁をいただきましたけれども、本当にこのマイナ保険証の制度に一本化になってからですね、本当に非常に複雑な手続や確認になっているということが分かったというふうに思います。

それで、再質問ですが、本市のマイナンバーカードに保険証を登録している人は、2万2,962人のうち、1万4,722人ということでした。約65%の人が登録をしているということになります。

利用率はどれぐらいなんですかって聞いたところ、利用率は分からないということだったので、全国ではですね、7月末時点で31.4%にすぎないというデータが出ております。厚労省はですね、マイナ保険証の利用を推進していますけれども、もともと、マイナンバーカードをつくるかどうかは任意だし、保険証として登録するかどうかも任意、それを使うのかどうかも任意の制度となっています。

こういう中でですね、今、全国でいろいろなトラブルが起こっているんですけども、本市ではどのようなトラブルが起こっているのかということをお尋ねしたいと思います。

○福祉部長（江口幸全）

マイナ保険証の資格確認が迅速に行えない場合の主な要因といたしましては、カードリーダーの不具合ですとか、社会保険から国民健康保険に加入した場合などの移動情報がシステムに反映されていないなど、システム等に起因するものと、マイナンバーカードに健康保険証の利用登録がなされていない、あるいは、暗証番号が誤っている、有効期限が切れているなど、被保険者に起因するものがあると考えられます。

資格確認の方法としては、先ほども答弁させていただいたとおり、国からは様々な運用が示されておりますので、仮に資格確認において何らかの障害が生じたとしても、代替の手法により対応が可能ではないかと考えております。

そうした中、本市では、マイナ保険証の利用において、資格確認が行えず、保険診療が受けられないなどの報告は受けていない状況であります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

資格確認ができなくて医療が受けられないというような状況はないよという答弁だったと思いますが、初めにも申し上げましたけれども、もともと、紙の保険証のときにはなかったいろんなトラブルが起きていることはもう全国的にも明らかであります。マイナ保険証の一本化自体に私は非常に無理があるというふうに思っています。任意の制度であるのに、これまでの紙の保険証の発行を停止してしまったこと、ここに大きな混乱の原因があるというふうに思います。

世田谷区や渋谷区のような手段は、混乱を避けるため、そして、市民が安心できるというふうに私は思っています。そのために、この全世帯、全員に資格確認書をね、送るとすることは私は非常に有効なことだというふうに思っています。

そこで質問ですけれども、今、登録していない人、マイナンバーカードに保険証を登録していない人の人数が8,240人だということでした。この8,240人には「資格確認書」というのが交付されているということですのでけれども、8,240人、全ての人に資格確認書が届いているということですか。確認をお願いします。

○福祉部長（江口幸全）

資格確認書であります。全員に交付をいたしております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

全員に交付をしている、届いているということですね。

滞納している人にも、この「資格確認書」を送付しているのかどうかということをお尋ねいたします。

○福祉部長（江口幸全）

滞納がある方につきましても交付をいたしております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

先ほども説明ありましたが、特別療養費の対象者にも資格確認書を交付しているということなのかお尋ねいたします。

○福祉部長（江口幸全）

特別療養費の対象者でございますが、医療費10割を一旦、お支払いしていただく必要がある特別療養費対象者用の資格確認書を交付いたしております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

窓口10割負担の資格確認書を送付していると。そういう資格確認書があるんですね。私も初めて聞きましたが、そこですね、窓口で10割負担をしなければ医療が受けられないということが私は非常に問題だというふうに思っています。

具体的に、そういう方はですね、どういう人がその対象になるのか、もう一度、答弁をお願いします。

○福祉部長（江口幸全）

特別療養費の対象となる方でございますが、納期から1年以上経過しておりまして、滞納額が高額な方で、特別療養費解除の基準に該当しない方としております。

この特別療養費の解除の基準につきましては、未納額に対して一定基準額以上の納付がある、あるいは分納誓約をしていただいているなどであります。

また、先ほども答弁させていただいたとおり、18歳以下の被保険者またはひとり親世帯などの福祉医療受給者については除外をしております。

あと、先ほどの答弁の繰り返しになりますが、特別療養費の対象となる方については、事前に特別療養費に移行する旨の予告通知を送付させていただいております、特別な事情などがある場合には弁明書を提出いただくよう御案内をしております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

特別な事情がある方は申し出てくださいというふうに丁寧に対応しているというお話でした。この対象者がですね、現時点で22人あるということですね。

私はですね、この方々の中で、やはり、先ほども言いましたが、困窮状態にあって10割負担ができない状況にある人かどうかということをおね、本当に早急に確認していただく必要があるというふうに思うんです。やはり、10割負担しなきゃいけないから医療にかかれないというふうにやっぱり考えられている方もいると思うんで

すね。その辺をどのように確認をするのかお尋ねをしたいと思います。

○福祉部長（江口幸全）

生活実態ということでございますので、国民健康保険税の支払いが可能な状態であるのか、あるいは支払いが困難な状態であるのかなどの生活実態につきまして、様々な機会を捉えて、早期の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

本当にですね、これ、22名いらっしゃるということですがけれども、早急にですね、やはり連絡を取って、どのような状況で今の状況になっているのかということを丁寧に確認をしていただくようによろしくお願いをいたします。

次にですね、国保ではないんですけれども、後期高齢者の医療保険の加入者についてお尋ねしたいと思います。

これまでの運用はですね、後期高齢者の医療保険の加入者にあつては、滞納があつても、75歳以上の人というのは、病気になったときに重篤化しやすく、手後れになるといけないので、「10割負担となる資格証明書の発行」はありませんでした。

今度、マイナ保険証、保険制度になっても、申請なしで全ての加入者に一律で「資格確認書」を交付することになっていきますけれども、全ての加入者に資格確認書は届いているのでしょうか。お尋ねをいたします。

○福祉部長（江口幸全）

後期高齢者医療の資格確認書の関係であります。まだ交付できていない方がおられます。

以上であります。

○11番（安江美代子）

ホームページなんか見てもですね、後期高齢者の場合は申請なしで加入者の全ての人に資格確認書は交付しますというふうに書いてあるんですね。今の答弁からしますと、届いていない人もいるという答弁でした。何人かということをお尋ねしたいと思います。

○福祉部長（江口幸全）

現時点で14名でございます。

以上であります。

○11番（安江美代子）

私は、全員に、この資格確認書は、後期高齢者の医療制度、医療保険の加入者には全員に資格確認書は届いているというふうにすっかり思い込んでおりまして、安心を

してたわけですがけれども、今の答弁で14名の方に届いていないということが分かりました。届いていない人というのはどういう人なのか、お尋ねをいたします。

○福祉部長（江口幸全）

令和5年度以前及び令和6年度の1期から6期、6期の納期は令和7年1月末が納期になりますが、での保険料で、いずれかの保険料が未納となっている方で、保険料の納付に関しての御案内等に対して、御来庁または御連絡のない方であります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

連絡をしても、相談に来てもらえない方だという話ですね。

私はですね、これまでも後期高齢者については、先ほども申しましたけれども、医療が遅れると重篤化して、命の危険があるからということで、これまでの制度でも10割負担の「資格証明書」は出さないという方針だったんです。これ、国も県もそうです。その趣旨は、私、マイナ保険制度になってからも変わっていないと思うんですね。

ぜひ早急に資格確認書をこの残りの14名の方にも送付をするべきだというふうに思います。

未納対策についてはですね、また別途、相談の機会を持つべきだと思いますけれども、どのように考えているのか、答弁を求めます。

○福祉部長（江口幸全）

まず、後期高齢者医療制度における保険料の確保というのはですね、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等で負担している若年世代の理解を得る観点からも極めて重要であります。

こうしたことを被保険者の方に対して趣旨を十分に説明した上で、保険料の納付に対する理解が得られるよう最大限に努め、その上ですね、給付については、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、基本的には療養の給付がなされるものであるとされております。

また、愛知県の後期高齢者医療広域連合からはですね、資格確認書年次更新時は保険料が未納となっている被保険者と接触する有効の機会、有効な機会でありますので、納付相談等を行って、被保険者の状況に応じたきめ細かな対応に努めていただきたいとの依頼もありましたので、納付相談等が必要な方については納付相談等をしていただいた上で、資格確認書を交付することとしております。

ただし、この期間が長期間に及ぶことがないようにしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○ 1 1 番（安江美代子）

後期高齢者の方の中で、加入者の中で、14名の方には資格確認書が現在、届いていないということです。

今の答弁からですね、県から依頼があったということですが、私はですね、この加入者が本当に医療が必要になったときに、ためらわずに受診できるようにすることは自治体の役割だと思うんですね。だからこそ、これまでの制度でも、後期高齢者の医療保険への加入者には、資格確認書、窓口で10割負担の資格証明書ですか、それは出してこなかったという経緯があります。マイナ保険証の制度になったから、なったからというわけではありませんけれども、でも、なったからですね。実際にこの14人の方は資格確認書が届いていないという、こういう実情になってるわけです。この事態はですね、非常に私はおかしいというふうに思っています。前の趣旨と同時に、同じように、やはり、高齢者、75歳以上の方は風邪を引いても、ほかっておけば肺炎になって死に至ることもあったと、こういうふうな危険があるからこそ資格証明書は出してこなかったと、この思いはやっぱり今も生きているというふうに思います。

それで、県から依頼があったということですが、私はこの資格確認書を自治体の判断で交付できるはずだと思っております。早急にこの14人の方には資格確認書を送付するように強く求めておきます。

これで以上で今回の質問を全て終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、谷田貝将典議員。

○ 1 2 番（谷田貝将典）

皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました質問項目1点を質問させていただきます。

質問項目1、入札制度改革について。

昨今の物価高により、建設資材、特に鉄や木材などが高騰しております。また、2021年、令和3年あたりから特に問題視されるようになりました主な原因として、原油価格の高騰、原料高、また、需要の急増、円安、世界情勢の不安定化と言われております。今後もコスト増、また、工期の遅延、さらなる物価上昇につながるおそれがあり、大変懸念されております。

財源問題に伴い、公共工事が年々減り、悪化しているように地元企業さんからもお聞きします。また、本市においても、近年、入札をしても、例えば1者入札であったりとか不調が続いたりするなど、入札の在り方や対策が急務であると考えます。

報道でも周知のとおりであります。現在、開催されています大阪・関西万博では、

パビリオンの工事費未払い問題で中小業者が元請を訴えるなどの事態が起こっており、打撃は深刻な状況と聞いております。これほどまでの大規模かつ世界的に注目される事業においてもこのような問題が勃発しているのだから、この問題は氷山の一角と言えると思います。

ちなみに、私の設備の会社を経営する友人の話でありますけども、仕事がなかなかない中で、紹介の紹介ですね、知り合った大きい会社より仕事はもらえることになりました。本人も大変喜んでいて、私もよかったねと言ってたんですけども、仕事が完了しても一向に賃金が支払われず、催促したら、今度は仕事にミスがあったから支払わないなどと難癖をつけられ、裁判になりまして、今度はその裁判の引き延ばし作戦で、また、その裁判に大変お金と時間がかかりまして、友人の会社の体力がついにはなくなり、その挙句、その友人は命を絶ちました。これはですね、私の知り合いの話でありますけども、全国で同じようなことが起こっているということも聞きます。この友人は市内の話ではありませんが、多かれ少なかれ、このように似た事例は、やはりこの業界、例えば、建設、土木、水道設備などの仕事に従事する方は被害を受けたことがあるのではないのでしょうか。

だからこそ、本市の仕事は、本市に本社がある地元企業に仕事が回るように入札制度の在り方も検証し、地元企業の育成に力を入れ、いざという時のためにも、企業の体力をつけてもらうことがおのずと本市が助けてもらうよい循環になるのではないのでしょうか。

昨今の災害時を見ても分かりますように、災害時の素早い対応は、やはり地元業者、地元企業さんが助けて、入ってくださってますし、日頃の修繕に関しましても素早い柔軟な対応をしてくれていると思います。そんな災害時の対応や良質な公共サービス提供のためにも、市の仕事は市内地元業者を最優先に、また、そんな中でも公平、平等に仕事が回り、みんながもうかるような入札制度改革推進をすることが本市の経済発展にもつながると思いますし、地元企業の育成にもなります。

地元を優先した発注にするためには、やはり、総合評価方式の拡充が必要と考えます。従来の最低価格だけではなく、請負業者の請負者の技術力や実績、あるいは品質、提供内容、また、地元優遇点を高めることでより質の高い目的物を期待できると言われております。また、総合評価方式だと、大手企業しか入札参加できないようなイメージがあるために、他市、他県の企業に頼りがちではありますが、地元企業にもリサーチしたところ、2億、3億くらいの仕事なら地元企業でもできるよというようなお話を聞きましたので、みすみす他市の企業に仕事を振るなら、できる仕事はできる限り地元企業にお願いできるような入札の仕組みをするべきだと思います。

ちなみに、本市は、愛知県の方式に準じているものが多く、もちろんそれも間違っているわけではないものの、他市町と比べると門戸を広げすぎているように思います。他市では本店以外参加できない案件が多く、他市の業者は自分が営む自治体に守られておりますけども、本市は、先ほど申すように、門戸が広いために他市業者が参入しやすく、最低値で打ち込んでくるため、市内業者が最低金額を狙わざるを得なくなり、取れないか、取れても利益が低い状態となっていると聞きます。

また、聞いた話によりますと、他市町の設計会社が入札を最低入札で落としたが、大変粗悪な設計で、地元業者が工事をしようとしても、サイズが違うなど、そもそも設計のままではできないといったような、安かろう悪かろうとなってしまうことも度々、起こっているということも聞きます。しっかり仕事をするべきと、すべきと、地元業者自身が工事できるよう、自ら設計を修正しなければならないという事態もあると聞いております。

最低価格で市は安く発注できれば、予算も浮き、よいと思うかもしれませんが、そんな限界に安い価格で安かろう悪かろうになってしまうのであれば、市のライフラインの工事をしてもらうのに、本当に安心安全と言えますでしょうか。価格競争の最低価格で競わせるのではなく、しっかりした賃金を払い、しっかりよい仕事をしていただけるような入札方法、仕組みにすることが大切ではないかと思っております。

ちなみに、小牧市の業者の格付は、建設業法の規定による経営に関する審査の結果の総合数値が700点でもC等級で、お隣、岩倉市と比べても低く、これを高くすることが市外との差別化が図れると思います。

今言ったお隣、岩倉市がそうですが、愛知県や他市町の実績ではなく、岩倉市内での実績を一番高得点としており、さらには、地元ボランティアや防災・水防訓練の参加、また、営繕活動なども地元優遇点の評価に導入されており、地元企業が優遇されるよう守られています。大変よい制度だと思いますので、本市でも導入するとよいと考えております。

また、この評価制度を導入することで、日頃からの誰かがやらなくてはならない業務、営繕活動や、災害時の対応や、本市が困った際の柔軟な対応など含め、頑張ってくれる地元企業も大変報われると思います。そのためにも、何度も繰り返しになりますが、地元企業を優遇した総合評価方式の拡充が必要と考えます。

また、役所と地元企業は両輪であります。お互いリスペクトの気持ちが大切だと思います。

最後に、職場の環境も大切なため、ワークライフバランスの推進をはじめ、ダンピング防止、労働賃金確保、公平な入札など、良質な公共サービスの提供のためにも、

私も、過去、何度も一般質問で提案させていただいておりますが、公契約条例の導入が必要と考えます。

(1) 入札状況について。

ア、財政状況が厳しい中、公共工事が減っていると思われますが、本店が市内にある地元業者への公共工事が減っているのかを問います。

イ、建設資材等の価格高騰が本格化した令和3年度から令和6年度までの入札の不調件数を問います。

ウ、不調となった理由を問います。

(2) 総合評価落札方式について。

地元を優先した発注とするため、総合評価落札方式の拡充が必要と考える。

ア、地元業者に加算される項目、得点が他市より低いように感じるが、本市での工事实績の得点を高くすることや、例えばボランティア活動、水防・防災訓練への参加、例えば水道メーターの取替えなどの営繕活動に配点することで地元業者への優遇が図れると思うが、所見を問います。

イ、労働条件審査を設けて、ワークライフバランスに配慮する企業を優遇する自治体もあります。本市も評価項目に加え、受注業者の従業員がより安全で安心して働けるような体制が必要と考えますが、所見を問います。

ウ、他市では、市内に本店がある業者以外は参加できない案件が多く、自分の自治体に守られている。本市は、支店も対象としており、地元業者は最低金額で応札しないと受注できないという声を聞きます。地元業者のみの案件を増やす考えはないか所見を問います。

(3) 公契約条例について。

過去にも質問していますが、公契約条例の制定をする考えはあるかどうか問います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○総務部次長（古澤健一）

質問項目1、入札制度改革について、(1) 入札の状況についてのうち、アの財政状況が厳しい中、公共工事が減っていると思われる。本店が市内にある地元業者への公共工事が減っているのかであります。

市内本店企業への工事発注状況につきましては、直近3か年の入札結果によりお答えさせていただきます。

令和4年度は、240件の入札のうち、市内本店企業の落札は191件で、割合としては

79.6%、令和5年度は、249件の入札のうち、市内本店企業の落札は184件で、割合としては73.9%、令和6年度は、247件の入札のうち、市内本店企業の落札は194件で、割合としては78.5%であります。

年度ごとに工事種別の発注量や規模に違いはありますが、市内本店企業の落札件数、落札割合ともに、顕著な変化は見られない状況であります。

次に、イの建築資材等の価格高騰が本格化した令和3年度から令和6年度までの入札の不調件数と、ウの不調となった理由につきましては、関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

令和3年度、令和4年度はいずれも不調となった案件はありませんでした。令和5年度は2件で、一般競争入札、指名競争入札でそれぞれ1件あり、どちらの案件も応札した業者が1者で、最低制限価格を下回る応札であったことから不調となりました。令和6年度は1件で、これは一般競争入札で、応札者が2者いたものの、事後審査の結果、1者は入札参加資格要件に付した施工実績がないこと、もう一者は技術者が配置できないことが判明したため、入札が不調となったものであります。

○総務部長（長尾正人）

続きまして、（2）総合評価落札方式について、アの本市での工事成績の得点を高くすることやボランティア活動などに配点することで地元業者への優遇を図ることについてと、イのワークライフバランスに配慮する企業を優遇する自治体もある。本市も評価項目に加え、従業員がより安全で安心して働けるような体制が必要と考えるについてのお尋ねであります。

アとイは関連がありますので、一括して答弁をさせていただきます。

本市の総合評価落札方式では、企業の技術力、配置予定技術者の能力、地域精通度・地域貢献度を評価に関する基準として設けております。

まず、企業の技術力では、発注する工事と同種の工事の施工実績や、国、自治体における優良工事表彰の有無などであります。

次に、配置予定技術者の能力では、技術者の施工実績や工事成績の評定点などあります。

最後に、地域精通度・地域貢献度では、営業所の所在地、市内での施工実績、ワーク・ライフ・バランスに関する項目、障がい者雇用の有無、災害時における応援対策業務に関する協定締結の有無などであります。

議員御指摘の市内本店企業の優遇やワークライフバランスに配慮する企業の評価につきましては、地域精通度・地域貢献度において加点をしており、市内本店企業の優遇としては、市内に本店を有する企業は、本店を有しない企業よりも加点を高くして

おります。

また、ワーク・ライフ・バランスの評価は、具体的には、従業員が仕事と育児・介護・地域活動など、仕事以外の活動を両立できるよう積極的に取り組んでいる企業として「愛知県ファミリーフレンドリー企業」に登録されている場合は加点をしております。

そのほかにも、市内企業の育成及び優遇の観点から、本市発注工事の工事成績評定や施工実績などを考慮した市独自点を設け、建設業法で定める経営審査事項の総合評定値に加えることで市内企業の入札参加案件の拡大に努めております。

今後におきましては、市内企業の成長や発展のためには従業員の健康が重要でありますので、例えば、健康経営優良法人に認定された企業や愛知県が推し進める有給休暇の取得に積極的な企業を奨励する愛知県休み方改革マイスター企業に認定された企業など、労働者の環境の改善に取り組む企業の優遇などについて検討してまいります。

続きまして、ウの地元業者にのみの案件を増やす考えはないかについてのお尋ねであります。

総合評価落札方式の一般競争入札は、適正な条件設定の下で、競争性及び公平性の確保をすることが基本であります。そのため、市内本店企業の入札参加資格登録が少ない業種や、規模の大きな工事で、市内本店企業のみでは参加者数が足りず、競争性の確保が難しい案件は、市内本店企業だけではなく、市内に支店のある企業や市外の企業を含めて入札を実施しておりますので、その結果として、市内本店企業以外の企業が受注することもあります。

本市は、これまで市内本店企業のみが参加できる制限付一般競争入札の案件を拡大してまいりました。現在も、市内本店企業で施工可能な工事で競争性を確保できる見込みがある案件については、可能な限り入札参加資格を市内本店企業に限定しているところではありますが、さらなる市内本店企業の人材確保や育成の観点から、今後も入札状況を調査、分析し、市内本店企業の受注拡大の研究を行っていきたいと考えております。

続きまして、（３）公契約条例について、公契約条例を制定する考えはあるかについてのお尋ねであります。

公契約条例につきましては、これまでも答弁しておりますが、公契約条例の意義であります労働者の労働条件の向上や賃金の適正化、豊かな地域社会の実現などについては、本来、入札制度に求められているものでありますので、入札制度改革においてできる限り実現していくものであると考えております。

本市においては、平成25年３月に小牧市入札制度改革基本方針を策定し、これまで

の間、優良な市内企業の成長に軸足を置いた入札制度となるよう様々な取組を実施してまいりました。その取組の一つとして、労働者の労働環境の確保を図るため、下請を含む労働者の賃金等について、一部の工事を対象に、請負業者から提出された労働環境チェックシート、労働者の確保計画、施工体制台帳などを基にヒアリングを行い、実態把握を行っています。令和7年度におきましても、引き続き工事請負契約が適正な労働条件の下に履行されているか確認を行っているところであります。

また、建設業界を取り巻く現状として、インフラ整備の担い手、地域の守り手確保に向け、労働者の処遇改善・働き方改革・生産性向上を促すことを目的として、令和6年6月に建設業法が改正されました。

法改正の目的の中で、特に労働者の処遇改善の具体策として、建設業法で定められた国の諮問機関である中央建設業審議会による労務費の基準の作成・勧告があります。これは、建設業者において適正な賃金支払い等の技能者の処遇確保がされるよう、適正な水準の労務費が受注者・発注者間、元請・下請間などの全ての段階において確保されることを目的としているものであり、現在、本年12月の全面施行に向け、審議会での労務費の基準作成等のための審議が重ねられている状況であります。

そのため、本市としましては、労務費の基準の作成・勧告等による建設業界や建設業者の動向を注視するとともに、これまで取組を推進してきた入札制度改革のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○12番（谷田貝将典）

御答弁ありがとうございました。

本市は入札制度改革において大変推進しながらですね、様々、御努力されていることも大変分かりましたし、その仕事が減っているかという最初の質問も、そんな動向が変化もなかったようなので少し安心しました。ありがとうございました。

また、そんな中、再質問がありますので、質問させていただきます。

まず、再質問1、（1）のウのところでございますけども、令和5年度の2件は最低制限価格以下により不調のことでした。これこそまさに最低価格争いで、とにかく安くても仕事を取ればよいという価格競争であったり、競い続けた末の事態でもあるかと思えます。

また、入札者はですね、適正な価格での工事、業務の遂行が困難になる、言わば手抜き工事や品質の低下、下請へのしわ寄せなどを防ぐことを目的とした最低制限価格制度の趣旨を理解せず、またはダンピングによる受注を計画し、最低制限価格を下回る価格で入札してしまうことも原因であることも考えられるかと思いますが、そもそ

も、入札を行い、1件しか入札応募がないっていうことはやはり問題ではないのかとも思います。

最低入札価格で安く落札されることで予算も浮くかもしれませんが、やっぱそこはですね、予算をしっかりと使って、地元企業にしっかりともうけてもらって、いい仕事をしてもらう、また小牧にお金を使ってもらって、こういうよい循環があればですね、本市の経済の発展につながると私は考えております。

入札価格や要件に魅力があれば、もっと入札者が増えると思いますが、その詳細をお答えください。

○総務部長（長尾正人）

市内本店企業の活性化は市にとっても非常に重要なことであり、公共工事においてできる限り市内本店企業を優先することに取り組んでいるところでありますが、入札の価格や要件につきましては、適正な競争と確実な工事の施工が行われるよう様々な視点を勘案しながら設定していく必要があると考えております。

最近では、技術者を配置できないことから辞退するという人の配置の課題も聞き及ぶところでもありますので、この点も考慮しながら、入札要件の研究をしていきたいと考えております。

以上であります。

○12番（谷田貝将典）

ありがとうございます。

もう一点、ちょっとさきに質問したかったことを忘れておりました。

令和6年度にですね、施工実績が不足していたことによる不調が1件あったとのことでしたが、その詳細も教えてください。

○総務部長（長尾正人）

この工事ではありますが、古雅保育園の大規模改修工事で、資格要件の設定に当たっては、当該工事の内容にできる限り類似した工事实績を要件とすることで、過去の経験を踏まえた工事の品質向上が期待できることから、過去10年間に国や地方公共団体が発注した保育所、認定こども園または小規模保育事業所の建築一式工事の元請としての実績等を求めたものであります。

また、この要件を満たす企業が一定数、存在しておりましたが、結果として2者が応札し、いずれも事後審査の結果、資格要件を満たしていないことが分かったため、不調となりました。

その後、資格要件で求める施工実績を、先ほど御説明いたしました保育所等に学校施設や児童館等を加えたところ、2者の応札があり、資格要件を満たしていたことか

ら、落札者を決定したものです。

以上であります。

○12番（谷田貝将典）

ありがとうございます。

確かにその要件を狭めれば、それに専門性の高い業者さんが手を挙げてくれるかなというのは大変大事なことでありますが、その分、今のこういう状況でありますので、なかなかできる業者さんがいない。ちょっと小学校、学校施設とか児童館できるよっていう人も手挙げてくださってことだったら入ってくれたってことなんで、そこら辺、ちょっと時代の背景に合わせながらですね、できる限り不調がないように、幅広く門戸を広げて、ここでさらに、私、さっきから言ってますけども、地元業者さんが入れるようなちょっと工夫を加えていただけたらなと思っております。

さらにですね、（２）のイの再質問もさせていただきたいと思います。

本市もですね、様々な加点方式を取り入れたり、市内企業への優遇制度も今後、さらに検討していただけるということで大変うれしく思っておりますが、1回目の質問時も紹介しましたが、お隣、岩倉市はですね、地元優遇制度というところがあるんですね。その優遇制度において、大変有効だと思っております。まずは、工事实績において、岩倉市内での工事の実績を重きを置いてあるところ、またそれに加点が高いことにあります。これにより、他市町より市内企業が有利になりますし、地元への貢献度を高く評価してくれています。

本市は、他市町でも工事实績を評価しているために、他市町企業もですね、地元企業も同じ土台で評価になってしまいますので、大きい企業や体力のある企業、結局、資本がでかい企業が有利になってしまったり、とにかく落札できればラッキー的にどんどん他市町も打ち込んできますので、地元企業を守れません。総合評価特別簡易型技術資料の中によりますと、例えば地域精通度、地域貢献度に関する事項とお題がありまして、所在地が、本店が、例えば岩倉市の場合は本店が岩倉市内にあり、支店が岩倉市内にあり、また、該当しないと、チェックする項目があります。これは本市にもありますけども、本店が岩倉市内にあるってところがですね、小牧市に比べ、かなり大きい点数がつくようになっていて聞いておりますので、やはり本店が小牧市にある企業を優遇するってところは、点数を高くしているってところは、今後、小牧市も考えていくと非常にいいかなと思います。

また、災害協定などに基づく活動実績を具体的に書く欄や、ボランティア活動の実績を書く欄もありました。例えば、小牧市でも水防訓練、毎年、行っておりますけども、多くの企業が応援に、手伝って、駆けつけてくれております。この水防訓練や防

災訓練の参加とかですね、清掃ボランティアも結構いろんな企業は手伝ってくれますけども、そういうボランティア活動、また、日頃の営繕活動、先ほど水道のことで例えましたが、水道メーターとか、こういうののいろいろ営繕活動もありますし、維持、修繕活動なども書くところがありまして、それも評価として加点されるため、地元企業が非常に優遇されますし、日々のそのようなボランティア活動が大変報われるということで、郷土愛も深まりますし、地元企業もやっぱり地元の本市のためだったらもっと頑張ろうって頑張っていただけだと思うんですね。やっぱりそういう期待も込めて、ここの評価を高くするというのは大事だと思います。

ほかにも、これは小牧市もあると思いますが、女性の活躍促進宣言の有無や週休2日制工事の取組実績においても、岩倉市も発注の同種工事のみと限定するなど、自分の市への貢献度、加点を重要視していると。本市においても、具体的に、今言ったようなですね、この地元優遇制度っていうものを、やはり加点を高くできるように、もっとさらに取り入れるとよいと思いますけども、どのようにお考えか、所見をお伺いします。

○総務部長（長尾正人）

総合評価落札方式の加点の内容については、自治体の状況や考え方によって定められているものと考えております。

本市においても、地元企業を優先するという考え方の下に評価基準を設定しているところでありますが、議員御指摘のボランティアに関することも含め、地域貢献活動に対する項目について調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（谷田貝将典）

ありがとうございます。

今後、様々、入札制度改革がですね、改革されることを期待させていただいています。ありがとうございます。

最後にですね、やはり山下市長に質問させていただきたいんですけども、先ほどから言ってます公契約条例の制定についてですけども、本当に長いことですね、私も推進に向けかれこれ10年以上、実は前から一般質問したり、会派から要望したり、連合というですね、組合の組織からも要望を毎年、提出させていると思います。今では、愛知県はもとより、県内をはじめ、全国の市町で条例制定がされてきています。ちなみに、近隣市においても、近々に条例制定に向け動かれているという話も聞いております。愛知県の方向性に比較的準ずる本市においても、県に合わせて制定しても何も問題ないと思いますし、また、入札制度は大変厳しい過渡期に、今、来ていると思い

ます。昔、私がずっと言っていた時代よりも、今、大変厳しい時代になったからこそ、この公契約条例というのが制定には必要なタイミングではないかなということも感じております。

まず第一歩として、理念条例からでもいいと思いますので、公契約条例の制定をぜひ模索していただきたいと切に願っております。

またですね、入札制度改革制度においては、市内地元企業育成にとって大変重要なスキームです。正直、本市の仕事をお願いするなら、市外業者ではなく、地元企業、地元業者に発注したいものです。この考えですね、市長も同じだと思っておりますし、いろいろ工夫もされ、地元企業のためにいろいろ頑張ってくださいってことも存じております。例えばJVの場合は、下請が地元企業は取りやすくなるような形、努力もされていると、工夫されているような小牧の制度ではないかなと思いますし、どうすればよりよく、より地元企業に仕事を平等、公平に振れるのか、また、本市の入札制度の枠組み、やり方次第でより多くの仕事を振れると思います。地元企業も成長し、2億、3億くらいの仕事ならできると言われておりましたが、やはり、それは市外の企業に極力頼らず、市内の企業とも、日頃からですね、意見交換をしながら、市内で回す、まさにそれこそが地元企業の育成になると思っております。本市の経済発展につながるためにも、入札制度改革は大変重要です。

そこで、私が今回、質問させていただいた一連の入札制度改革、また、公契約条例の制定について、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（山下史守朗）

入札制度改革についての私の考えということでございます。

約15年前の平成23年2月に、私、就任をいたしましたけれども、一番最初の市長選挙のときに私が掲げたいいわゆるマニフェスト、公約においてですね、この入札制度改革についても掲げておりました。当時、マニフェストには、競争性、公平性、透明性を確保しつつ、市内企業を育てることができる入札制度へ改革しますという、そうした文言をうたったわけであります。

その後ですね、平成25年の3月にそうした私の公約を実現すべくですね、これは県下で初めて、当時はなかったわけですが、県下で初めてですね、入札制度改革の基本方針ということで策定をし、公表をいたしました。これはですね、市のいわゆる入札、公共調達ですね、この入札制度、このことについての市の考え方を明らかにして、それを公表していく、そのことでオープンな形でですね、この企業、業界の皆さん方とよりよいこの入札の在り方などについて議論をすることができる、そうした環境を整備するといったことも効果があったというふうに思っております。

そうした中で、市内の、谷田貝議員、先ほど、小牧がね、市内企業を他市町と比べて優先するという、優先度が低いというようなね、あまり優遇されてないんじゃないかというような御発言あったんですが、ただ、私の思いは、当初からですね、やはり市内の企業をしっかりとある意味、優遇をしてですね、市内企業が、これ、成長して、発展するように、地元の市内にそうした、いざというときにですね、災害時にもしっかりと対応ができるような、足腰の強いような、そうした企業をですね、育成をしていくというのは、これ、入札制度あるいはその目的の工事等をする以外にですね、やはり企業の育成であるとか、雇用の創出であるとか、様々、その社会的な効果というもののは市の全体の施策の中では当然、望ましい形がありますから、そうしたことも併せて実現できるようにということの中で、この入札制度というものを全体としてよりよいものにしていこうという考えの中で進めてまいりましたから、やはり、市内企業をですね、市外の企業と、やはりこれは区別をしていくという考え方については強く思いを持ってですね、改革に取り組んできたつもりであります。

今、いろいろと他市町等の比較の中で御指摘はありましたけれども、そうした中、例えばですね、いろんなことやってまいりましたが、例えば総合評価の方式ではですね、当初、私が就任したときには市内の本支店についてチェックが入って加点をするという制度でしたけれども、支店を加点する意味はないんじゃないかということで、本店に、これは加点をするのは本店に限ろうと、本店を大きく差をつけていこうというようなことを私は指示をして、改革しましたし、あるいは、市内本店企業のみが発注するような一般競争入札においてもですね、その金額をどんどん、どんどん引き上げて今来ているのは御承知のとおりであります、その範囲を非常に拡大してきたのが、現実、小牧市でもやってきたわけであります。

ただですね、いまだにそういうね、お隣町、例えば春日井市さんなんかを例に出して、隣町は市内だけで競争ができるのに、何で小牧は市外からも一般競争入札に入れなきゃいけないんだという声はいまだにあるんですけれども、ただ、やはり、競争性の中でやはり質や価格を担保していくということも重要です、やっぱそこはきちんと入札制度に求められる一定の基準というものをクリアしていかなきゃいけないということを思ってます。これは、市民のため、市政のためになることをやはり確保していかなきゃいけませんので、そうした点で、大体、議論してます、7者程度はやはり競争していただく必要があるんじゃないかと。1者、2者、3者では、やはりこれは十分な競争にはならないんじゃないかという中で、なかなかですね、市内のその入札が市内だけで募集したときに、そこに満たすことができないという状況が、やはりどうしてもその企業の数であるとか、人口の比率もありますから、そうした点でやは

りどうしても差が出るということが現実ありまして、市内だけで募集してやれるところは市内でやっているんですけれども、やはり、一定ですね、市内だけで確保できない部分については、市外からも入れて競争入札を行っているという現実がありますので、この点はなかなか難しいところでありますが、市内の本店を優先したいという気持ちは、私、持っておりますが、現状でそこに一定の限界があって、できていない部分もあるということは現実でありますので、この辺りですね、何をやはり重要視していくのかということについて整理をして、入札制度について考え方を明らかにしておりますので、御理解をいただきながらですね、よりよくしていきたいということでございます。

それで、あと、公契約条例の制定につきまして、ぜひ制定をすべきだということは、もう10年来、谷田貝議員からそうした要請、御意見、御提言をいただいているわけがあります。従来からですね、この公契約条例の理念に何も私も反対するものではなくて、同じ思いだということをお願いしてまいりました。ただ、これは幾つか課題がありましてね、そうしたことも踏まえて、基本的なこの公契約条例で目指すような部分は入札制度改革の目指すところと一緒なのでね、小牧市としてはまずは入札制度改革を進める中で、その実現に向けて努力したいということを申し上げてきたわけがあります。

公契約条例につきましてはですね、意義としては、先ほど総務部長からも答弁しましたように、労働者の労働条件の向上や賃金の適正化、豊かな地域社会の実現など、期待をされるところでありますが、よりですね、この入札制度を、単なるこの公共調達的手段ではなくてですね、もちろんそうだけじゃもちろんもとよりないんですけれども、よりですね、これをもう少し幅広に、社会全体の豊かな、望ましい地域社会の実現に向けて、入札制度を政策実現の手段としてですね、捉えて、より積極的にですね、この入札制度を活用していこうという、そういった狙いがあるんだろうということを理解をしているところでございます。

特に、そうした中でですね、障がい者の雇用の有無であるとか、災害時応援協定を結んでるかどうかだとかですね、あるいは、罪を犯した方を雇用いただいとるか、更生に向かう方を雇用いただいとるか、こういったことやいろいろと社会貢献なども加点をしているわけですが、特に、今回のですね、今回というか、谷田貝議員も重視されておられると思いますが、公契約条例についてですね、特に、やはり昨今、特に注目をされていますのは、やはり下請ですとかね、労働者への賃金が適正にきちんと支払われてるかどうかということをお願いしていくのかということのポイントだというふうに思っております。これは従来からこの議場でも何度か谷田貝議

員とやり取りさせていただいたんですが、私もそれは大事なポイントだと思ってまして、そうしたことを入札制度でもしっかりと担保していく必要があると思っております。ただ、一方でですね、この公契約条例の課題の一つとして二の足を踏んだ部分ですね、市として、じゃあ、それが本当に担保できるのかといったときに、調査能力を有さない、十分なですね、これを、じゃあ、それを条件だと言ったときに、それを企業の中に入って、きちっと監査をしたり、審査をして見届けるような、そういった能力、機能をですね、市として残念ながら有しておりませんので、実効性に疑問があるというようなことも大きな課題であったわけであります。

そうした中でですね、今、最後に総務部長から答弁申し上げたように、令和6年6月の建設業法の改正がございまして、本年12月、全面施行ということを控える中で、この法改正の目的の中でですね、労働者の処遇改善の具体策として、適正な水準の労務費がしっかりと元請、下請間など、全ての段階において確保されているかということについて、非常に大きなポイントとして改正がなされているということでありますので、こうした機会を捉えてですね、やはり、我々ももう少しその辺り、踏み込んで、努力をしていく必要があるということを思っております。これ、どこまでできるかというのはいまだにまだ難しい部分がありますので、谷田貝議員から理念条例でもというお話もございました。他市町がですね、かなり愛知県内でも公契約条例制定してきている自治体も増えているというふうに聞いておりますし、小牧市としては何らその条例に方向性として異なるわけじゃない、むしろ後ろ向きであるというふうに捉えられて、誤解を生じることもいいことだとは思っておりませんので、そうした中で、今後、今まで進めてきた改革の成果も踏まえてですね、さらにそれを進めていく、その方向性を明らかにするという意味で、一つの方法として公契約条例の制定も一つの手段、方法ではないかというふうに思いますので、その条例ということに、条例化ということについてもですね、検討してなかったわけじゃないんですが、今のこの現下の情勢の中で、市としてもですね、しっかりとこれについては検討をしていきたいというふうに今、考えているところでございますので、しっかりと勉強してまいりたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○12番（谷田貝将典）

市長、しっかりと御答弁、いろいろお話しいただきありがとうございます。

私も、市長当選からですね、当選、最初にしてからですけど、入札制度改革についてここまでいろいろ取り組んでこられたということも存じてなかった部分もあってですね、大変申し訳なく思ってますし、逆にすごいこの入札に関して、地元企業に仕事

をなるべく振りたいという思いがあって頑張ってこられたということも分かったことも大変良かったですし、また、その精度もさらにどんどん上げていってですね、時代もどんどん変わっていているものですから、また地元の企業もどんどん成長していった、私が聞いたのは、昔はできなかったけど、今だったら2億、3億の仕事できるようになったよってというのは結構誇らしく言ってらっしゃったのをすごくいい思いで聞いておりましたので、そういうことも含めて、地元企業にも期待していただきたいと思います。

また、公契約条例に関しましても、私もちょっと触れましたが、自分の友人がですね、亡くなった話も、これ、公共事業の実は工事の仕事からの流れで実は下請でもらってたお仕事だった流れだったものですから、そこでやっぱり命を守れなかったっていう部分もあってですね、こういうことが現実、身近で起きたということは、やはりもっと周りでは起こっているんじゃないか。公契約条例もですね、市長言うように、確かにハードルもあるものですから、その点も分かりながらずっと模索していただいていたことも存じておりますが、理念条例からスタートしてもいいって、お願いしたいって言ったのもですね、やはり労働者の人たち、その下請企業も含めてですね、こういう条例があることで自分たちが頑張ってやれるんだ、守られて頑張れるんだっていうものの一つの勇気だったり、担保の一つになればっていう思いもあって、今回、お願いしたいと思いました。

ぜひですね、市長任期中に公契約条例の制定と入札制度改革のさらなる推進をですね、御期待申し上げまして、私の全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

ここで暫時休憩いたします。

再開は放送をもってお知らせいたします。

（午後3時27分 休 憩）

（午後3時50分 再 開）

○議長（小島倫明）

休憩前に引き続き会議を開きます。

個人通告質問を続行いたします。

次に、黒木明議員。

○4番（黒木 明）

議長のお許しをいただきましたので、質問項目2件について質問させていただきます。

質問項目1、自転車通学について。

近年の夏の暑さにより、保護者の方から学生の通学についての御相談を、御要望を、御意見を受けることが増えてきております。先日、行われました「こども議会」で、岩崎中学校の質問の中で、生徒の通学時間のアンケートで、片道20分以上かかる生徒が30%、30分以上かかる生徒が10%いるデータが公表されていきました。通学の暑さ対策に、学校によっては、日傘やネッククーラーなどの利用も許可されているようになっていますが、朝の通学時間はもちろん、学校終わりの下校時間は勉強や運動に体力を使い、さらに夏の猛暑の中、徒歩で20分以上歩いて帰宅する生徒は、若いといっても結構きついことは想像できます。「こども会議」で生徒が取り上げることに繋がったことにもなると思っております。

熱中症に関して、私も以前、夕方に歩道であおむけで倒れている学生を見つけ、そのときは高校生でしたが、意識はあり、会話することは可能でしたが、体が動かさない状態でした。看護師の方と同行していたため、熱中症のおそれがあるとのことで、応急処置をして救急車を呼んだことがあります。熱中症は、場合によっては脳や内臓にダメージが残る場合もあり、酷暑の通学の熱中症対策としても、長時間の徒歩通学の学生に自転車通学を望む声が届いております。

一方で、通学に便利な自転車ですが、昨年、成立した改正道路交通法では、自転車の交通違反に対して、来年4月1日から反則金の納付を通告する「青切符」による取締りが導入されることになりました。例えば、自転車は原則、車道通行とする内容で、逆走や歩道走行で反則金6,000円、2台以上の横並び走行で3,000円となっており、取締りの対象が16歳以上との情報もありますが、中学生もすぐ該当する年齢になることもあり、中学生に対しても改正道路交通法の教育指導と自転車走行の走行環境整備等も必ず必要と感じております。

そこで質問させていただきます。

1、岩崎中学校の自転車通学区域について。

ア、判断基準を問う。

イ、過去の判断基準改正時期を問う。

(2) 安全性の確保について。

ア、学校ではどのような指導を行っているか問う。

イ、市道における自転車専用の道路や通行帯の整備の予定を問う。

以上、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（小島倫明）

質問項目 1 について答弁を求めます。

○教育部次長（岩本 淳）

それでは、質問項目 1、自転車通学について、（1）岩崎中学の自転車通学区域について、ア、判断基準についてであります。

市内中学校の自転車通学区域については、各中学校において実情に応じて決定しています。

岩崎中学校では、距離を考慮して基準を設定しており、自転車通学をしている地域は、名古屋上水道より北東側（久保一色たがた苑、久保一色本田北、久保一色本田南）と、河内屋川の西側（入鹿出新田の一部）であります。

続きまして、イ、過去の判断基準改正時期を問うでございます。

岩崎中学校におきまして、過去の自転車通学区域の改正が行われた記録については確認できませんでしたが、少なくとも過去10年間は改正が行われておりません。

なお、近年の熱中症リスクなどを考慮し、夏休みや土日の部活動に関しては、通学する生徒が限定されるため、自転車通学区域を広げております。

私からは以上です。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、（2）安全性の確保について、アで、学校では安全性の確保のためにどのような指導を行っているかというお尋ねでございます。

市内中学校では、自転車通学者に対しまして、道路交通法の改正以前から、自転車に乗る際には交通ルールをしっかりと守り、歩行者に十分注意したり、安全な通学路を通って登下校すること、自分の命をしっかりと守るためにヘルメットの着用を徹底することなどを指導しておるところであります。

また、場合によっては加害者になることもあることを十分説明をし、保険に加入していることを確認しています。

さらに、市内小中学校の担当教員が参加する生徒指導連絡協議会におきまして、小牧警察署の方から安全な自転車の乗り方等を学び、各小中学校において児童生徒へ周知啓発を行うということもしているところであります。

なお、市教育委員会におきましても、愛知県教育委員会などからの交通安全に関する文書を各学校に通知をいたしまして、児童生徒に対する交通安全に対する啓発に努めているところであります。

私からは以上です。

○建設部長（堀場 武）

続きまして、イ、市道における自転車専用の道路や通行帯の整備の予定についてのお尋ねであります。

自転車は通学・通勤などといった日常生活の様々な場面で利用され、近年は健康志向の高まりや環境負荷軽減の観点から、自転車の利用者は増加傾向であります。一方で、自転車関連の事故は依然として発生しており、安全で快適な自転車利用環境の整備が一層求められております。

こうした状況を受けて、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、令和2年2月に愛知県では「自転車活用推進計画」が策定されております。これらは自転車通行空間の計画的な整備を促すものであり、本市におきましても自転車利用の実情や関連計画を踏まえ、通行空間の整備を目的とした「小牧市自転車ネットワーク計画」の策定に向け、検討を進めているところであります。

本計画の策定に当たっては、国土交通省のガイドラインなどに基づいており、自転車専用の道路及び通行帯の整備方法として、道路構造物により自転車と歩行者及び自動車を分離する「自転車道」と、カラー舗装など、視覚的に分離して設ける「自転車専用通行帯」があるほか、自転車専用の通行空間が確保できない場合として、車道上に矢羽根型の路面標示で自転車の通行位置を示し、自転車と自動車が混在する「車道混在型」があります。

既存の道路に「自転車道」や「自転車専用通行帯」を整備するため新たに用地を取得することは極めて困難であることから、選定する各路線で安全性を極力確保できる有効的な整備方法の検討を進めるとともに、市民が安全で快適に自転車を利用できる通行空間を計画的に整備できるよう「小牧市自転車ネットワーク計画」の策定に向けて取り組んでまいります。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

（１）ア、判断基準につきましては、基本、「距離」「川」により境界線を決めていることは、分かりやすい判断基準であることが確認できました。

イ、過去の判断基準改正時期について、10年以上改正されていないが、夏の熱中症対策として、夏休みや土日の部活活動時には柔軟に対応していただいていることが確認できました。

（２）ア、安全性の確保については、引き続き小牧警察とも連携していただき、交通安全の啓発活動もよろしくお願いいたします。

イにつきましては、現状、自転車で道の縁を通ると、自転車側からは自動車が追い越すときに恐怖を感じ、自動車目線では車道を走行する自転車を追い越すときに接触

や倒れてきたりしないか心配になることがあります。土地の関係もあり、整備が困難ではありますが、引き続き、「小牧市自転車ネットワーク計画」に取り組んでいただきますようお願いいたします。

「こども議会」では自転車通学者が増えた場合の学校の駐輪場増設についても触れていましたが、生徒の数が昔に比べ減少し、10年以上、自転車通学基準が改正されてなく、学生の数と同じく自転車通学者も減少しているのであれば、自転車駐輪場に関して、増設の問題は不要ではないかとも思います。

そこで再質問させていただきます。

近年3年間の生徒数と自転車通学者数をお願いいたします。

○教育部次長（岩本 淳）

令和5年度は、生徒数463人、自転車通学者数74人、令和6年度は、生徒数458人、自転車通学者数72人、令和7年度は、生徒数446人、自転車通学者数82人であります。以上です。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございます。

直近3年間では、自転車通学者の数は増減は大きく変化していないことが確認できました。現状の学校の駐輪場は、屋根付で、一台一台、固定できるものもあるようですが、例えば駅の駐輪場には屋根も前輪固定もない、平置き駐輪場もありますので、現状、岩崎中学校に駐輪場増設可能なスペースはありますが、まずは費用のかかる駐輪場は増設なしで、平置き状態でも試験的に試してみるのはいいではないでしょうかと思います。

現状、「川」「距離」による明確な判断基準がありますが、通学時間が徒歩20分以上、特に30分以上かかっている生徒約10%の往復1時間以上、長時間かかって歩いている生徒には「距離」「川」の判断基準プラス「徒歩の時間」も考慮していただき、10年ぶりに改正を検討していただくことになれば、「こども会議」の場で生徒たちの声を上げた議場の案件が採用され、もし学校、社会を動かせたならば、この成功体験は今の日本の子どもに必要な自尊心向上につながり、「こども夢・チャレンジ No. 1 都市」小牧市の学生として大きな自信につながるものではないかと思います。

自転車通学の境界線の線引きと、いろいろな課題はあるとは思いますが、市から各学校に熱中症対策の一環として学校の「徒歩の時間」も自転車通学の判断基準に検討していただきたいことを御要望、お願いしまして、質問事項1を終わります。

質問事項2、小牧市と国際協力機構 JICA との関係について。

8月20日から22日にかけて、第9回アフリカ開発会議が横浜で開催され、開催期間中、

日本の四つの自治体を「JICAアフリカ・ホームタウン」として認定されたことが発表されました。

JICAと日本政府側の公表では、人材交流や連携イベントの支援、各市の国際交流を後押しする内容でした。発表後、アフリカ諸国側の政府発表や海外メディアでは、アフリカ諸国の労働者、移住、移民受入れとも捉えられる公式発表と報道され、JICAと日本政府側の公表とは大きく異なる内容で、各メディアで大きく話題になりました。

JICAと日本政府側が、アフリカ諸国政府発表と海外メディアの報道は事実と異なるとし、情報の訂正を行ったと報じられています。しかし、「アフリカ・ホームタウン」という名称やJICAのサイトに公開されている情報で、2025年1月15日の資料、コンサルタント契約（実務実施）、調達管理番号24a00925 0 6個、調達件名、アフリカ地域、日本国内の地方と連携を通じた外国人材受入れ、人材育成に係る基本情報収集、確認調査の資料には、アフリカ諸国と該当自治体名が具体的に明記され、内容は「自国外での就労機会を求める外国人材から日本が「選ばれる国」となる環境整備が急務」「外国人材受入れ体制及び持続的運営」の言葉があり、同じく調達番号24a00883、0 6個、調達件名、アフリカ地域日本への就労促進に向けた情報収集・確認調査では、労働力不足が深刻化する日本において、外国人材確保は喫緊の課題、日本国内における人材不足の現状と外国人材受入れ促進に向けた課題ともあります。

この資料について、JICAに問い合わせたところ、履行期間2025年3月27日から2026年2月27日で、これに関する新たな資料は現時点ではまだ出ていませんということを確認させていただきました。この資料は、2025年1月で、アフリカ・ホームタウンの文字はありませんが、JICAと日本政府側の「人材交流や連携イベントの支援、各市国際交流を後押しする」にとどまらない、アフリカ諸国からの労働者受入れとも受け取れなくもない文言が記載されていることと併せ、JICAアフリカ・ホームタウン事業に関して、事前に該当市の市民に十分説明がなされていない状態で発表されてしまったこともあり、該当自治体には通常業務に支障が出るほどの大量のお問合せのお電話、メール等が来ていることも報道され、現在でも混乱が続いているようです。

JICAアフリカ・ホームタウン事業のきっかけは、東京オリンピック・パラリンピック時にホストタウン等をきっかけにアフリカ諸国と交流等、関係がある自治体を選定されたともありましたので、小牧市とJICA、アフリカ諸国との関係に関して質問をさせていただきます。

(1) JICAとの関わりについて。

ア、小牧市とJICAとの連携状況を問う。

イ、ＪＩＣＡ発行の「ソーシャルボンド」への投資の実績を問う。

ウ、小牧市とアフリカ諸国との関係を問う。

以上、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目２について答弁を求めます。

○市民生活部長（落合健一）

それでは、質問項目の２、小牧市と国際協力機構ＪＩＣＡとの関係について、（１）ＪＩＣＡとの関わりについてのアで、ＪＩＣＡとの連携状況のお尋ねであります。

独立行政法人国際協力機構、以下、ＪＩＣＡと申し上げます、は外務省が所管するＯＤＡ（政府開発援助）を担う機関であり、開発途上国などの経済及び社会の発展を支援し、国際協力の促進に向けた事業を実施しております。

本市とＪＩＣＡとの連携状況につきましては、市が会員都市となっている「外国人集住都市会議」の打合せなどを名古屋で行う際に、名古屋駅付近に所在するＪＩＣＡ中部の会議室を利用させていただくことがあります。また、昨年度に市が開催した「ブラジル理解講座」や、本年９月２７日にＫＩＡ（小牧市国際交流協会）が開催予定の「トンガ理解講座」における講師の紹介をＪＩＣＡ中部に依頼した実績がございます。

なお、本年度のこまき市民まつりで実施されるＫＩＡのチャリティーワールドドレストランで集められた募金は、「世界の人々のためのＪＩＣＡ基金」に寄附する予定となっております。

そのほかにも、山下市長就任以降、ＪＩＣＡ海外協力隊の隊員として、市民を含め１２名の小牧にゆかりのある方々の表敬訪問を受けるなど、多くの方々が開発途上国とのかけ橋となり、経済・社会の発展のために尽力され、帰国後も現地で得た経験や言語能力を生かし、日本で活躍されているところであります。

アにつきましては以上となります。

○会計管理者（舟橋知生）

それでは、次に、イのＪＩＣＡ発行の「ソーシャルボンド」への投資の実績についてお答えをいたします。

「ソーシャルボンド」は、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券であり、小牧市では積立基金の運用の一環として、さらには、資産運用を通じた社会貢献と、国連が定めた持続可能な開発目標ＳＤＧｓ達成への取組として「ソーシャルボンド」への投資を行っており、ＪＩＣＡが発行する債券の購入を実施しています。

その実績ですが、令和２年度と令和３年度に償還年限２０年の債券を各１億円、令和

4年度に償還年限10年の債券を1億円購入しており、それらの利払いの合計として、満期償還までに2,140万円余を基金利子として歳入する見込みであります。

以上であります。

○市民生活部長（落合健一）

続きまして、ウで、小牧市とアフリカ諸国との関係についてのお尋ねであります。

本市は、平成17年に開催されました「2005年日本国際博覧会」、以下、「愛・地球博」と申し上げます、の「一市町村一国フレンドシップ事業」において、アフリカのタンザニア連合共和国、以下、タンザニアと申し上げます、と愛・地球博フレンドシップ国として交流を行いました。

具体的には、タンザニアのナショナルデーに参加し、本市の児童がタンザニア国歌の合唱や和太鼓による歓迎の演目を披露したほか、タンザニアの自然を題材とした環境学習の一環として、小木小学校の壁面にタンザニア人の画家がティンガティンガの絵、タンザニア発祥のポップアートであります。これを描いたり、小牧・タンザニア親善コンサートを開催したりしました。また、K I Aによるタンザニア市民交流事業として、中学生・高校生を派遣し市民交流を行うなど、様々な交流事業を実施したところであります。

しかしながら、現在は、こうしたタンザニアとの交流は行われておらず、ほかのアフリカ諸国との交流もありません。

以上でございます。

○4番（黒木 明）

御回答ありがとうございました。

（1）ア、小牧市とJICAの連携状況につきましては、外国の理解講座、講師の紹介やチャリティー募金、文化的交流や言語的な交流、そして、「外国人集住都市会議」での打合せでもJICA中部の会議室を使用していることが確認できました。

イ、投資の実績につきましては、投資開始期間は低金利時代でしたので、社会貢献債として適切に、安全に運用されていることが確認できました。

ウ、小牧市とアフリカ諸国の関係につきましては、過去はタンザニアと関係がありましたが、現在はタンザニアとも、ほかのアフリカ諸国とも交流は行われていないことが確認できました。

アの「外国人集住都市会議」に関しては、2024年1月18日付の「こまき宣言」の中には、「地域での多文化社会に限界があり、地域での分断や摩擦などが社会問題に発展していくことが危惧されている」ともありますが、「国が国民的な議論に本腰を上げて着手し、人口減少社会に突入した日本にとって外国人材が真に必要なであることを

説明し」や、「外国人受入れ拡大、定住に向けた新たな道筋」の言葉もあります。集住都市会議以降、ここ1年ぐらいで外国人労働者受入れ、移民問題に関する世論は世界的にも、日本国内でも大きく変化しており、今、日本で問題になっている「JICA アフリカ・ホームタウン」もその一つになっております。

8月末、アフリカ・ホームタウンを課題としたメディア番組では、日本は外国人の受入れを拡大すべきかのアンケートで、拡大すべきは17%、拡大すべきでないは72%、どちらでもないは11%とあり、この番組で、鈴木法務大臣は、外国人割合が高くなることにつれて、諸外国においても社会的分断や政治的混乱につながっている、早めの対応を考えなければならないとありました。

日本と比べ、諸外国、特にアフリカ諸国は政治や感染症の不安、問題もあります。JICA アフリカ・ホームタウンが大きな問題になって、名称の「ホームタウン」が誤解を招くと、変更されるような話も出ているようですが、今後、もしJICAから、日本、小牧市に外国人の受入れ企画があったといたしましても、小牧市は既に日本全体の外国人率よりも大幅に多い外国人率を受け入れ、増え続けております。今回のJICA アフリカ・ホームタウンの混乱の前例もありますので、事前に市民に十分に情報を開示し、説明を行い、慎重に慎重を重ねて、変化していく世論も非常に敏感になっている状況です。何より市民の安全、安心を第一に判断していただくことをお願いして、全ての質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

次に、大上利幸議員。

○5番（大上利幸）

それでは質問に入ります。

質問項目1、不登校児童生徒について。

令和5年12月第4回定例会において、今回と同様の不登校児童生徒について質問をさせていただき、教育委員会からは今後の取組について答弁がありましたが、残念ながら、小牧市の不登校児童生徒数は増加しているのが現状です。

しかし、全国の小中学校を調査すると、長野県の伊那市立伊那小学校では、独自の教育方針を実施し、不登校児童がいないと聞いています。さらに、伊那市では、その取組を他の小中学校にも広げて、成果が出ていると聞いています。不登校の対応には猶予がなく、小牧市でもこの取組をモデルにして、早急な対応が必要だと考えます。

（1）不登校児童生徒の現状について。

ア、令和4年度・5年度・6年度の不登校児童生徒数を伺います。

イ、学校内外で相談を受けてない児童生徒数を伺います。

これは専門的な相談指導を受けてない生徒の数をお聞きしたいと思います。

(2) 不登校児童生徒の取組について。

ア、LINEで相談できる取組はできないかを伺います。

イ、伊那市立伊那小学校の取組をモデルにした対応を実施する考えはないかを伺います。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育部次長（岩本 淳）

質問項目1、不登校の児童生徒について、(1) 不登校児童生徒の現状について、ア、令和4年度・5年度・6年度の不登校児童生徒数のお尋ねです。

本市における不登校児童生徒数につきましては、令和4年度が小学校238名、中学校393名で、合計631名、令和5年度が小学校293名、中学校391名で、合計684名、令和6年度が小学校304名、中学校が412名で、合計716名となっております。

続きまして、イ、学校内外で相談を受けていない児童生徒数のお尋ねでございます。

令和6年度は、学校内外で専門機関等、スクールカウンセラー、養護教諭による専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒数は、小学校の不登校児童304名のうち168名、中学校の不登校生徒412名のうち243名であります。そのうち、担任をはじめとする教職員と継続的に相談を行っている児童生徒数を除くと、学校内外で相談を受けていない児童生徒数は小学校20名、中学校42名となります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、(2) の不登校児童生徒の取組のア、LINEで相談できる取組はできないのかとお尋ねでございます。

LINE等の身近なSNSを用いた相談窓口といたしましては、県の「あいちこども相談」が挙げられております。対象は小学校4年生から中学3年生までの児童生徒でありまして、様々な悩みの相談には臨床心理士等の専門家が対応をしております。

年度初めや長期休業前には、愛知県からのチラシ等を活用し、保護者や児童生徒に対して相談窓口の周知を行っております。また、学校教育課が作成しております相談窓口を整理したパンフレットにも県のSNSを用いた相談窓口の情報を掲載するなど、改めてその周知に努めてまいりたいと考えておるところであります。

続いて、イ、伊那市立伊那小学校の取組をモデルにした対応を実施する考えはないかとお尋ねでございます。

伊那市立伊那小学校の取組の特徴の一つとして、子どもたちの興味関心に沿った探

究的な総合学習の実践が挙げられるかと思います。

本市の小中学校におきましても、令和7年度、本年度より、探究的な活動の核となる総合的な学習の時間を拡充いたしまして、「こまき『夢・チャレンジ』科」を実施しているところであります。その中で、不登校、不登校傾向の児童生徒からも、「探究の時間を楽しみにしている」とか、「探究の時間がある日は学校に行きたい」といった声を聞いております。

今後も、不登校、不登校傾向の児童生徒が探究的な活動への参加をきっかけとして、学校への登校意欲が増すことを期待しておるところでございます。

以上であります。

○5番（大上利幸）

令和6年度の不登校児童生徒数は716人であり、毎年、増加している状況です。特に、中学生は412名で、全体で10.4%、もう10人に1人が不登校になっているということで、これはもう東部地域で言うとも2校半ぐらいの生徒数が学校に来ていないという状況です。現状では、不登校対策は本当に猶予がないと感じております。

小牧市では、学校内外で専門的な相談を受けてない不登校児童生徒が411人もいます。さらに、ICT等を活用した学習支援を実施している不登校児童生徒はたったの36人、5%だけなんですね。明らかに不登校の対策が遅れており、「学びの保障」ができていないのが現状です。

全国の先進事例では、熊本市が別室・学校等の支援以外を希望する登校が難しい児童生徒を対象に、フレンドリーオンラインの名称ですが、オンラインでの学習支援に取り組まれています。毎月20日までに申し込めば、翌月から始められます。しかし、小牧市はいまだに実施できていない。義務教育9年間、全く学びの保障ができていない子どももいます。

以前の文教建設分科会の意見でも伝えてますが、過去に不登校で、現在は大学生と高校生の2人の話を聞く機会がありました。司会者からは、過去の自分に反省を含めてアドバイスをしたらという質問に対して、2人は、不登校期間は必要だった、後悔してないと。後悔してないんです、不登校の期間は。ただ、高校生や大学生になった今、思うと、もっと勉強しておけばよかったと反省してます。今は、1人1台タブレットがあるのだから、授業の配信等、自宅で勉強できる環境を提供する必要があると思いますという意見でした。

再度、このことを伝えておきますので、早急な「学びの保障」に取り組んでいただきたいと思います。

続いて、（2）アでございます。

LINEの相談窓口として県の「あいちこども相談」があるそうですが、これ、数字を確認していただくと、愛知県全体で相談件数が625件だそうです。単純に52市町村で割ると12件であり、1か月で言うと1件になるのではないのでしょうか。

その相談内容を確認すると、LINEは匿名であるのが当然ですが、小牧市の相談件数が分からない、相談や指導内容も分からない、把握できないという状況であり、これは私は問題があると思います。せっかく相談しやすいLINEですが、やっぱりこの県に任せては難しいのではないかなと、市独自のLINEの相談窓口が必要だと思います。

さらに、LINE相談は小学校4年から中学校3年の対象で、子どもたちのみの対応です。保護者の相談窓口においては、小牧市で教育委員会が実施していますが、電話とメールアドレスのみ。他の窓口は電話のみの対応で、保護者の相談窓口もね、気軽に相談できるLINEで対応する必要があると思います。

今回、LINE相談を提案しているのは、LINEを活用したいじめ相談が2017年に始まり、長野県で行われた2週間の試行実施では、1週間で電話1年分の件数の相談が寄せられるという驚くべき実績が示されました。その後、文部科学省、厚生労働省がいじめ相談や自殺相談にLINEの相談に取り組むようになっております。県のLINE相談窓口も同様に取り組まれています。

小牧市では、市長部局ではLINEの有効性を十分に理解して、すばらしい対応をされていますが、教育委員会でもそのノウハウを活用して、市独自のLINEの相談窓口を早急に取り組むべきだと思いますが、考えを伺います。

○教育長（中川宣芳）

市独自のLINEによる相談窓口のお尋ねでございますが、実はこの辺が非常に微妙なところがございます、学校の教員が個々に子どもたちと、不登校の子どもたちとの関係を築いていくことについては、非常に、昨今、厳しい状況があつて、つながること自体が非常にこれは禁止されておる状況があるということでもあります。

ただ、今、議員がおっしゃられたように、教育委員会としての対応については、可能性があるかとは思いますので、他の方法等も含めながら、慎重に検討はしてまいることは可能だと思いますので、しばらく時間をいただきながら進めたいと思います。

○5番（大上利幸）

もう一度、伝えておきますが、LINEの「あいちこども相談」ではやっぱり抜本的な小牧市の不登校対策にはならないということですね。今、ちょっと検討していただけるということですが、やっぱり市独自のLINE相談窓口、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

続いて、成果が出ている伊那市立伊那小学校、イですね、伊那小学校には全国から行政調査をされているが、当然、小牧市も行政調査に行かれると思っていたんですが、残念ながら行かれてないということは本当に本気で不登校の取組を実施する考えがあるのか疑いたくなります。

現状の小牧市の取組では、今後も不登校児童生徒は増え続けるのではないのでしょうか。不登校児童生徒の改善が進まないのであれば、成功事例である伊那小学校をモデルに、篠岡地区の学校再編で使われなくなる比較的新しい校舎である築35年の大城小学校の校舎、または築40年の陶小学校の校舎を使用して、子どもたちが目を輝かせて楽しく通う新たな学校、「しのおか学園 夢チャレンジ小中一貫校」をつくってはどうかと思いますが、お考えを伺います。

○教育長（中川宣芳）

伊那市への行政調査については、実際には伊那市のほうには行っておりませんが、私どもといたしましては、不登校支援に係る先進自治体への視察については行かせていただいております。今後、その取組を参考にしていきたいということも考えておるところであります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

分かりました。

続いては、小牧市で1校でもね、不登校児童生徒の少ない学校がやっぱりないんですね。他の自治体の学校にやっぱり成功事例があるんだから、まねをすればよいだけなのに、できないことが私には理解できません。

全国では、「学びの多様化学校」、いわゆる不登校特例校の設置が既に58校になってます。令和6年までは35校であったが、令和7年は23校も増えてるんです。その内訳は、公立37校、私立21校です。小牧市は、不登校児童生徒数が増加している状態でも、他の自治体の「学びの多様化学校」の開校を指をくわえて見ているのでしょうか。近隣の自治体が取り組んだ後、最後に重い腰を上げてやっと取り組んでいくのでしょうか。夢のない、チャレンジしない市なのでしょうか。

小牧市立伊那小学校において、他の学校で不登校だった児童が他校から転校して、毎日、学校に通っている実例があります。さらに、伊那小学校の教育を求めて移住される方も増え、人口増加の効果も出ております。現在、小牧市の教育を求めて移住を考える方がいるのでしょうか。東部地域で新たなチャレンジ校を開校すれば、不登校児童生徒が通いたくなるモデル校もできるし、東部地域の教育移住も増えて、人口増につながるのではないのでしょうか。

日本全国では少子化対策が後手に回ったことで少子化にストップをかけられない状態になってますが、不登校問題も、今、手を尽くさないと、同じ状態になるんじゃないでしょうか。生徒数は減っているのに不登校は増えている、この状態はやっぱりストップしなきゃいけないと思います。学校の再編でも何度も「学校再編に猶予がない」と説明されてます。学校再編は、私は1年遅れても何にも問題ないと思ってます。しかし、増え続ける不登校児童生徒の問題は、本当に猶予がないんじゃないでしょうか。

全国で増え続ける不登校児童生徒の問題は、子どもたちから日本の教育制度に何かを訴えかけている私はメッセージだと感じております。

不登校児童生徒の増加の流れを変えるためにも、「新たな学校づくりプロジェクト」を立ち上げ、東部地域に子どもたちが目を輝かせて楽しく通える新たな小中一貫校の開校にチャレンジされることを期待して質問項目1を終わります。

続いて、質問項目2です。

○議長（小島倫明）

大上委員、ちょっと待ってください。

○教育長（中川宣芳）

全国的に不登校児童生徒の数が増えておることについては、議員、今、お話しいただいたとおりであって、これは喫緊の課題であるっていうことは、私自身、小牧市教育委員会としてもこれはもう捉えておるところでございまして、そのためには、それぞれの子どもたちのニーズに合わせた学習環境っていうのを整備していかなくちゃいけない。その中で、学びの多様化学校について、今、議員からお話をいただきましたけれども、私どもとしましては、現在、また新たな取組の一つとしてですね、ICTを活用したいいわゆるメタバースでの不登校対策について、これ、谷田貝議員からもお話があった部分ではあったと思いますけれども、記憶しておりますが、その部分を、今、鋭意、前向きに検討をしておるところでありまして、これをまずは一つの対策として進めていきたいということも考えておりますので、全く手をこまねいているわけではございませんので、その点、御理解いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

○5番（大上利幸）

今、答弁いただきましたが、ICTにおいてはね、やっぱり熊本の事例をやっぱ参考にさせていただきたいなと思います。相談してからやっとならICT教育ができる、オンライン教育ができるっていうんではね、本当に今の36名で終わってしまうんですよ。

学校再編は、令和9年4月にやりたいというんですけど、不登校のメタバースにおいても、いつやるのかっていうね、もう日程を決められてないんですよ。本当にこれ

はね、猶予がないっていう感じで、もう思いでぜひやっていただきたいということをお伝えして、質問項目 1 を終わります。

続いて、質問項目 2 です。篠岡地区の学校再編について。

篠岡地区の学校再編に関する保護者等の意見交換会に参加された保護者から、令和 9 年 4 月に実施されるなんて知らなかった、意見交換があるのも知らない保護者が多い、こんな緊張する場面では質問ができないので、各学校で実施して、全員の意見を聞いてほしい、質問をしたかったが、打ち切られ、紙に書いたけど、個別の回答は回答しないなんて本当に意見交換なの、これで意見交換が終わりなら、反対の署名活動をしませう等、意見がございました。今日の中日新聞でも、一部の意見が学校側に愛がないというね、コメントもありましたが、そういった意見が多くありました。

さらに、仕事で参加できなかった保護者からは、なぜ土日だけの実施なのか、本当に保護者の意見を聞こうとしているのか等、保護者等の意見交換会に不満が続出しており、問題だと考えます。

(1) 保護者等との意見交換会について。

ア、保護者への周知不足の理由を伺います。

イ、実施回数が少ない理由を伺います。

ウ、土日仕事の保護者への配慮不足の理由を伺います。

エ、各学校で意見交換会を実施しない理由を伺います。

(2) 学校再編の取組について。

ア、大草・池之内・林の一部は、桃ヶ丘小学校・桃陵中学校が近いが、なぜ光ヶ丘小学校・光ヶ丘中学校の通学区分になっているのかを伺います。

イ、しのおか学園はどのような学園構想なのかをお伺いします。

ウ、スクールバスの試験運用の詳細を伺います。

エ、令和 9 年 4 月の再編実施は準備期間が短いのではないかと考えますが、見解を伺います。

(3) 児童生徒への影響について。

学校再編後の児童生徒への悪い影響をどのように考えているかを伺います。

○議長（小島倫明）

質問項目 2 について答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは、質問項目 2、篠岡地区の学校再編について、(1) 保護者等との意見交換会について、アとして、保護者への周知不足についてのお尋ねであります。

8 月 24 日の午前、8 月 30 日の午前、午後の計 3 回にわたって開催をいたしました保

護者等との意見交換会は、延べ114人の方に御参加いただき、多くの御意見をいただきました。

この意見交換会開催の周知につきましては、市のホームページや広報紙に掲載するとともに、保護者連絡用アプリでも保護者向けに御案内をさせていただいたところがあります。しかしながら、一部には、学校再編のことや意見交換会のことを御存じない保護者もいるとの御指摘もあるところであります。

保護者連絡用アプリにつきましては、市のホームページや広報紙に比べて、保護者に直接届くツールではありますが、時として見落としがあるのではないかと考えております。そのため、今回の保護者等との意見交換会の資料につきましては、改めて保護者連絡用アプリで配信させていただくとともに、紙媒体でも篠岡地区の全児童生徒を通じて保護者にお配りをしたところであります。

学校再編にとっては保護者の御理解は欠かすことができないものと考えておりますので、今後についても、引き続き周知に努めてまいります。

続きまして、イとして、実施回数が少ない理由についてのお尋ねであります。

篠岡地区の学校再編計画に対する保護者の皆様の様々な意見につきましては、意見交換会の開催以前から把握に努めてきたところであります。

まず、篠岡地区の学校を考える会では、委員として保護者の代表の方にも御参加いただくとともに、広く傍聴を呼びかけており、毎回、保護者も含めた多くの傍聴者の皆様からも御意見や御提案、御質問等をいただいているところであります。

また、7月には、保護者に対してアンケート調査を実施しております。直接、教育委員会に対して意見をいただくこともあります。

こうしたことにより、市といたしましては、学校再編に対する保護者の皆様の様々な意見はおおむねつかむことができていると考えており、そうした保護者の意向を踏まえて取りまとめた市の考えについて、改めて保護者の皆様の御意見をお伺いするため、意見交換の場を設けたものであります。

続きまして、ウとして、土日が仕事の保護者への配慮不足についてのお尋ねであります。

篠岡地区の学校再編に伴う地元説明といたしましては、第2回、第3回の篠岡地区の学校を考える会を平日の夜に開催したところ、お仕事や家事などを理由に土日の開催を望む声があったことから、今後は土日に開催することとした経緯があり、保護者等との意見交換会につきましても、比較的多くの方の御参加が期待できる土日の開催とさせていただいたものであります。

また、土日が仕事や都合などで参加しにくい保護者の方がみえることを考慮し、3

回の保護者等との意見交換会のいずれの会にも出席することができることとしたものであります。

続きまして、エとして、各学校で意見交換会を実施しない理由についてであります。

まず、8月に実施いたしました保護者等との意見交換会につきましては、各学校の体育館で実施することも検討いたしましたが、体育館には空調設備がないため、熱中症の心配があり、東部市民センターで開催したものであります。

また、現在、策定を進めております篠岡地区の学校再編計画につきましては、篠岡地区全域の方針を取りまとめようとするものであります。そのため、各学校の行事や地域とのつながりなど、学校再編によって影響を受ける学校固有の課題に対しましては、今後、個別に、丁寧にお聴きをし、応えていく必要があると考えております。

続きまして、(2)学校再編の取組について、アとして、大草・池之内・林の一部は桃ヶ丘小学校・桃陵中学校が近いが、なぜ光ヶ丘小学校・光ヶ丘中学校の通学区分になっているのかとお尋ねであります。

御指摘のとおり、大草地区や池之内地区等の一部は、光ヶ丘小学校・光ヶ丘中学校へ通うより、桃ヶ丘小学校・桃陵中学校へ通ったほうが近い地域もありますが、これは通学区域を編成する上で、できる限り学校再編による子どもたちへの影響を最小化するため、既存の学校区を極力生かすとともに、地域と学校とのつながりを考慮して、基本的には自治会が分断されないように配慮をしたためであります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、イ、しのおか学園はどのような学園構想なのかとお尋ねでございます。

しのおか学園構想につきましては、将来の小中一貫教育の導入を視野に入れ、篠岡一帯を学び場として捉えまして、地域と連携の下、子どもたちを育てていく構想であると考えております。

篠岡地区は、歴史と伝統のある旧篠岡村の地域と、丘陵地を切り開き、桃花台ニュータウンとして造成され、発展してきた地域を併せ持ち、多様な人々が生活する、特色のある地域でございます。市内6地区の中で最も広い区域の中には、古きよき田園風景や里山などの豊かな自然環境に加え、農業・工業・商業など、多様な産業と充実した都市インフラがバランスよく存在しております。

こうした多様性に富んだ地域性と郷土の資源を効果的に活用するため、「しのおか」という一つの学び舎の中、一貫したカリキュラム・マネジメントの下、義務教育9年間の連続した学びの充実を図ることで、子どもたちが多くの仲間との交流の中で豊かな情操と人間関係を醸成し、広い視野と課題に向き合う力を相互に育むことができる

教育を目指しております。

また、子どもが変化の激しい社会をたくましく生きられるよう、より一層、地域に根差し、地域に支えられながら、探究的、創造的な教育を実施することで、子どもたちの郷土愛や誇りを醸成するとともに、変化を恐れず、進んで新しい物事に取り組むことができるチャレンジ精神を育んでいきたいと考えておるところであります。

私からは以上であります。

○教育部長（矢本博士）

続きまして、ウとして、スクールバス試験運用についてであります。

本定例会におきまして余語議員の一般質問にもお答えさせていただきましたとおり、スクールバスの運行に当たりましては、令和8年度上期に運行事業者の選定を行い、学校や事業者と協議をしながら準備を進めていく予定であります。令和9年4月から安全でスムーズな運行ができるようにするために、事前に子どもたちがバスの乗車を練習する機会を設けていくとともに、保護者や地域の皆様にもスクールバスの利用に関する説明をしっかりと行っていく必要があると考えております。

そのため、令和8年度の3学期に、児童が実際にバスに乗って登下校を行う練習を複数回、実施するとともに、保護者の皆様にもバスの乗降体験ができる機会を設けさせていただく予定であります。

○教育長（中川宣芳）

続きまして、エ、令和9年度4月の再編時期は準備期間が短いのではないかということについてでございますが、これまで、篠岡地区の学校を考える会をはじめ、地元協議等を行う中で、第1期の再編時期が令和9年4月は早過ぎるのではないかという声をいただいているところであります。

しかしながら、令和9年度には、篠岡地区の全ての小学校の1年生は1クラスとなる見込みをしております。それに加えて、今後は1クラス当たりの人数も20人を切るクラスが出てくる見込みをしております。これは、これまで市内全校で20年余にわたり実践してまいりました子どもたち同士の関わりを大切にする「学び合う学び」の授業実践をはじめ、仲間とともに協働し、充実した学校生活を送る学校環境が後退していくものと考えております。

学校再編を後回しにすればするだけ、それまでの間、子どもたちの教育環境には影響があると考えております。今後、こうした問題が学校教育の場でさらに表面化していく前に、可能な限り早期に再編を行うため、令和9年度を目標とさせていただいているところであります。

そのような中で、学校再編の影響を最も受ける子どもたちの心理面への配慮や安全

面も含めて、準備が間に合うのかとの御意見であります。

現在、学校再編対象校の教職員を中心に「学校再編準備調査研究委員会」を立ち上げまして、学校再編に向けて様々な課題や調整事項について、鋭意、検討を行っているところであります。

御不安の多くは、決まったことも含めて、情報が伝えきれていないことに起因するものと考えていますので、準備委員会等で決まったことなどできるだけ早期に保護者や地域の皆様にもお伝えをし、不安の解消を図っていくとともに、まずは学校としっかりと連携する中で着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、（３）児童生徒への影響について、学校再編後の児童生徒への悪い影響をどのように考えているかとお尋ねでございます。

学校再編により学校規模が拡大することに伴い、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係が変化するため、まだ見ぬ新たな生活に戸惑いが生じることに配慮していく必要があると考えております。特に、環境の変化が苦手な児童生徒につきましては、より丁寧な対応が必要と理解しております。再編により環境が変化しますので、児童生徒についての情報や支援方法等を引き継ぐとともに、再編前から環境に慣れることを狙いとした学校間の交流や再編先の学校との合同活動を計画的に進めるなど、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう取り組んでいく必要があると考えております。

以上であります。

○議長（小島倫明）

一般質問の途中でありますが、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長しますので、よろしくお願いいたします。

○５番（大上利幸）

ちょっと今の発言の間、時間を止めてほしかったぐらいですが、時間がなくなったんで、突っ込みどころ満載だったんですが、（１）のウですね、３回のいずれかに参加できるようにしたということですが、土日の配慮として。３回とも土日ではね、これ、意味ないんです。それは伝えておきます。

そして、エの熱中症が心配なら、各学校の普通教室や各会館を利用すればよいのではないかとということもお伝えしておきます。

保護者の意見をおおむねつかむことができていると考えているようだが、納得されてない多くの保護者の意見をお聞きするのが現状です。一番重要なのは保護者との合意形成だと思うが、十分に納得したかどうかのアンケートを実施して、しっかりと合意形成ができたかを確認する必要があるのではないかと思います。どのようにお考

えでしょうか。

○教育部長（矢本博士）

先ほどもお答えさせていただきましたとおり、現在、策定を進めております篠岡地区の学校再編計画は、篠岡地区全域の大きな方針を取りまとめようとするものであり、保護者の皆様の様々な意見は「篠岡地区の学校を考える会」「保護者との意見交換会」「アンケート調査」などを通じて、おおむねつかむことができていると考えております。しかし、保護者からの要望が多くあるようでしたら、追加で御意見をお聴きすることも検討していきたいと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

保護者の要望は多くあるんです。そこを理解してください。合意形成があってから初めて先に進めるということもぜひ理解していただきたいと思います。

（2）再編の取組についてでございます。

これは時間の関係上、ちょっと飛ばしますが、エですね、エで質問させていただきますが、現状の保護者との合意形成が確認されてないことや、約1年の準備期間は新たな学校をつくるのに短過ぎると考えるため、令和10年4月に延期する必要があると思うが、1年間延期した場合の影響を伺います。

○教育長（中川宣芳）

繰り返しになりますが、学校再編を後回しにすればするだけ、それまでの間、子どもたちの学び等の教育環境には影響があると考えております。

令和9年度には、篠岡地区の全ての小学校の1年生は1クラスとなる見込みをしております。それに加えて、今後は1クラスの人数も20人を切るようなクラスも出てくる見込みをしています。

今後、こうした問題が学校教育の場でさらに表面化していく前に、可能な限り早期に再編を行うため、令和9年度を目標とさせていただいているところであります。

児童生徒にとって、学校外の時間も含め、大人と関わる時間よりも子ども同士での関わりの時間のほうが圧倒的に多く、そうした時間の中で成功や失敗等の様々な経験が今後、社会に出ていく上でも有意義なものになると考えており、そうした環境を少しでも早く整備していく責任があると考えております。

かけがえのない子どもたちの成長にとりまして、大事な1年を見過ごしていくことは教育委員会としてはできないものと考えているところであります。

以上であります。

○5番（大上利幸）

学校再編を後回しにすれば、その間、子どもたちの教育環境には影響があると考えているそうだが、長い間ね、1学年1学級の陶小学校、あるんです。多くの卒業生が実際に卒業しておりますが、どのような悪い影響があったのか教えてください。

○教育長（中川宣芳）

以前からお答えをさせていただきますように、学び合う学びの中で子どもたちがこの不透明な社会を生き抜いていくために身につけるべき生きる力につきまして、私どもは第一優先として掲げて、行ってきたところでございます。

そうした中で、1学年1クラスになると、年度の切り替わりのところでのクラス替え等が実際には行えないわけでありまして、人間関係が固定化していく。その中で、実際に不登校に、その人間関係が改善できずに不登校になってしまっている子どもたちもいるわけでありまして。ただ、それを改善しようとしたときに、その集団の中でやろうとすると、非常に時間がかかっているということも事実、起こっておりますので、それはやはり私ども、教育に携わる人間としては慎重に考えていかななくてはならないと考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

クラス替えの重要性があったと、不登校にもつながるということですが、伊那小学校、611人、1学年3クラスあるんです。6年間でクラス替えするのが1回だけなんです。これね、不登校にはつながらないんですよ、教育長。ぜひね、行政調査、行っていたきたいなと思います。

（3）児童生徒への影響ということで、短期間の学校再編での悪い影響として、学校再編が原因による不登校児童生徒が増えるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

○教育長（中川宣芳）

再編によって不登校が増えるのではないかというお尋ねでございますが、そうならないようにするために、再編前から計画的に子どもたち、再編する学校同士の子どもたちが関われるような教育活動を計画していく、これを先ほどからお伝えをさせていただいております。これがあることによって、不登校についてはある程度、抑えられると思いますし、もちろんその中で、先ほど伊那小学校のことも御提案いただきましたが、本市においては探究的な学びについて「こまき『夢☆チャレンジ』科」として、市内25校、全てで行っていくわけでありまして、その中で、不登校の子どもたちにつきましても、探究があることについては楽しみだということ言ってくれてるわけです。これが定着していくことが、不登校の数を少しでも抑止できるものに

なっていけばということを考えております。

以上であります。

○5番（大上利幸）

私はね、やっぱりね、期間が短いと思います。この短期間の学校再編が原因で新たに不登校になった児童生徒が増えた場合ね、教育長、責任はどう考えられてるのかお伺いしたいと思います。

○教育長（中川宣芳）

これは、私個人の責任といいますよりも、教育に携わる者、全ての者でそういう事態にならないようにしていくことが大前提で再編計画を進めさせていただいております。

先ほど申しました、事前に、計画的に再編をする学校との交流は既に始まっておりまして、実は、その結果、今まで関わったことのない子ども、友達と仲よく活動をすることができて楽しかった、これから新たに毎日、一緒に生活できることが楽しみになっているということを発言してくれている子どもたちもいるということについては御理解いただきたいと思います。

○5番（大上利幸）

全国では、出産後、保育園に預け、復職して仕事を頑張れると思ったが、子どもが不登校になり、不登校休暇はないので、退職をせざるを得ない、いわゆる不登校退職、離職ですね、が増えてるんです。収入減で家計が厳しくなっている家庭が増えています。短期間での学校再編の影響で新たに不登校離職せざるを得ない方へは、責任が私はあると思います。

続いて、児童生徒の「不安に思う」のアンケートでは、不満に思う理由ということで、「友達づくりや友人関係の不安」「学校雰囲気が変わることへの不安」というのが多い結果でした。その対策としては、時間をかけた学校間交流、今、やっているとされているのは、多分、桃小と陶のことではないかなと思いますが、その少しだけではなくてね、もっと充実した学校間交流が必要なんです。特に影響が大きい児童ですね、小学生の負担を最小限に抑えるためには、学校再編を段階的に私は進める必要があると思います。

篠岡地区の学校再編の新たなこれからちょっと提案をさせていただきますので、その後、質問させていただきます。

基本的な考えは、中学校再編と小学校再編を別のスケジュールで考えます。しのおか学園中学校2校の再編は予定どおり令和9年4月に実施します。その前の半年前から、週1回以上、光ヶ丘中学校の校舎を使って、教室を使って篠岡中学校の生徒の授

業を、一日授業を実施します。9月、10月は週1回、11月、12月は週2回、1月、12月は週3回実施して、自転車通学を含めた通学路体験、週1回の学校間交流として、集まってから決めようとしてた校歌の作成であったり、校則の話合いっていうのをその事前の学校間交流として半年前から実施します。そして、生徒のコミュニケーションがとれた後、令和9年4月、中学校は再編を現計画で実施します。

ただ、小学校においては、やっぱり影響が大きいと思いますので、しのおか小学校2校の全体の再編は令和10年4月に1年間延期します。最初は、第1期は、陶小学校と桃ヶ丘小学校の再編です。2期において全体を実施します。その1期の前の半年前から、週1回以上、桃ヶ丘小学校の校舎を使ってね、実際に授業を行うということをやります。先ほど、中学校で言った段階的に週1回、2回、3回と増やして、先生方は陶小学校の先生が陶小学校の生徒を教えると、そして教室にも校舎にも慣れると、通学路の体験や、ここでスクールバスでの送迎も行います。そして、週1回以上の学校間交流も行います。それで晴れて、小学校1期ですね、1期目、陶小学校と桃ヶ丘小学校の再編を実施します。ここで児童への影響の確認、これをしっかりします。そして、スクールバスですね。これは実際にもう運用して、そこで運営ノウハウを確立します。そして、2期に向けての半年前、令和9年9月、光ヶ丘小学校の教室を使い、篠岡小学校、大城小学校の児童の生徒の授業をやります。桃ヶ丘小学校を使い、大城小学校の生徒の授業をします。ここでも通学路の確認ですね、スクールバスの送迎をやります。それと同時に、小牧ヶ丘、大山、野口に関しては、光ヶ丘に行って、新しくスクールバスが運行するところですから、陶小学校のスクールバスの運営ノウハウを活用して、もうここから実施します。そして、晴れて小学校は令和10年4月にしのおか学園小学校2校の再編の実施です。今の桃ヶ丘小学校の校舎、光ヶ丘小学校の校舎を使って、先生方も大城小の小学校の先生が1年間フォローしたり、篠岡小学校の先生が1年間フォローするという段階的と、しっかりとフォロー体制を組んだほうがいいと思います。

学校再編による児童生徒への悪い影響を最小限に抑えるために段階的な再編を提案させていただきましたが、もう一度、篠岡地区の学校再編の計画を見直す考えはないか伺います。

○教育長（中川宣芳）

学校再編のR9年度、令和9年度の再編について見直す考えはないかというお尋ねでございますが、その前にですね、不登校が増えるっていうことについて、一つ、実は親御さんのことをおっしゃられました。親御さんが子どもが不登校になることによって仕事を失ってしまうっていうケースもあるんだっていうことをお話しいただきま

した。この問題については、保護者の皆さん方の問題っていうのは、私どもも非常に大きな問題であるということは承知しておりますので、先ほどメタバースのことをお話しさせていただきましたが、その一方で、もう一つの不登校対策として、市内の不登校、または不登校傾向の保護者の皆様方がどういったことでお困りなのかっていうことを互いに情報共有をし、互いに理にかなったことについてそれを共有できるような、いわゆる不登校の保護者の方々の会をつくっていきたいっていうことも既に水面下で今、調整をしておるところでありますので、そこについても御理解いただきたいっていうことは思っております。

それから、本題に戻りますが、小中学校の段階的な再編についてでありますけれども、るる御提案いただきましたけども、いわゆる学校再編の準備調査研究委員会におきまして、例えば、例えば大城小学校、例えば光ヶ丘小学校の教員間については、この間でどういった子どもたちへの接し方をしていくのかっていうことについては既に協議を開始しておりますので、教員間の連携っていうのは取れていくことになると思っております。

そういう中で、実際に令和9年度には、先ほども申しましたが、小学校1年生、小学校1年生って本当に幼児保育期から義務教育のスタートを切るところで、全学校が1クラスになるんです。1クラスになっていく見通しが立っているのに、段階的にここここはまずやりますよ、次にここの学校を再編に加えますよという形では、やはり残された子どもたちが犠牲になると私どもは考えておりますので、令和9年度に篠岡地区の学校再編第1期として、小学校2校、中学校2校に再編をし、その後の児童生徒数の減少等の傾向を見て、第2期についても検討していくという大前提については変えることは考えておりません。

以上であります。

〇5番（大上利幸）

メタバース、今回、何も、私、言ってませんけど、その後、調査されてますかね。メタバース、最初は興味本位で参加されてるんですけど、どんどん、どんどんすたれていってるんですね。そこもね、しっかり考えていただきたいなと。保護者を集めて、やっぱりいろんな悩み事を聞いていくということですが、これもね、なかなか保護者の方、集まりにくいと思います。ほかの自治体でもやられてますけど、やっぱりね、最初に言ったLINE相談であつたり、そういうことを、まず気軽に相談できるところをね、ぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

教員間で、今、様々なことを打合せしていただいて、早めに決めていただけるんだと思いますが、保護者の不安は情報が出ないからなんです。傍聴もできない会です

ので、その会の進捗がどうなっているのか、段階的なことも伝わってない。伝わっていないんですよ。だからここが一番、私は問題だと思いますので、今後の取組には期待します。

現状の令和9年4月というのは変えないということなんですが、短期間での私は再編実施の計画では、児童生徒に多大な影響が出ると、何回も言いますが、思います。結果として不登校児童生徒は本当に増えると予測してます。その影響をやっぱり最小限に抑えるためには、今回、提案したのは一例ですが、再編計画をね、もう本当に段階的に実施していただきたいな、1クラスになるんですよって言われたら、それって前から分かったことなんですよ。前から分かってきたことを、取組が遅いからこうなるんですよ。

陶小学校なんてずっと1クラスなんですよ、教育長。ぜひ、もう理解をいただきたいと思います。特に影響が大きい児童においては、事前の十分な学校間交流と移動校舎での授業実施が私は必要だと思います。そのために、1年間、再編時期を延ばすことが私は重要だと思います。

小牧市初の学校再編である「篠岡地区の学校再編」において、大人の理想を押しつけるのではなく、子どもファーストである「こどもまんなか社会」に立ち返っていただいて、大人の理想ではなく、子どもたちにとって本当に今の計画で進んでよいのかを検討していただきたいことをお伝えして全ての質問を終わります。

○議長（小島倫明）

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、9月22日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって、本日の会議は散会いたします。

(午後5時15分 散 会)

令和 7 年小牧市議会第 3 回定例会議事日程（第 3 日）

令和 7 年 9 月 1 9 日午前 1 0 時 開議

第 1 一般質問

1 個人通告質問